

第九十回国 参議院地方行政委員会會議録第一号

昭和五十四年十二月六日(木曜日)

午前十時三十三分開会

委員氏名

委員長 後藤 正夫君
理事 衛藤 征士郎君
理事 金丸 三郎君
理事 佐藤 三吾君
理事 神谷 信之助君
理事 加藤 武徳君
理事 梶 又三君
理事 金井 元彦君
理事 鈴木 正一君
理事 夏目 忠雄君
理事 鍋島 直紹君
理事 山内 一郎君
理事 志 裕君
理事 野口 忠夫君
理事 阿部 一君
理事 上林 繁次郎君
理事 前島 英三郎君
理事 安井 謙君

理事

委員

国務大臣

政府委員

自治大臣 後藤 正夫君
国務大臣 衛藤 征士郎君
国務大臣 金丸 三郎君
国務大臣 佐藤 三吾君
国務大臣 神谷 信之助君
国務大臣 加藤 武徳君
国務大臣 梶 又三君
国務大臣 金井 元彦君
国務大臣 鈴木 正一君
国務大臣 夏目 忠雄君
国務大臣 鍋島 直紹君
国務大臣 山内 一郎君
国務大臣 志 裕君
国務大臣 野口 忠夫君
国務大臣 阿部 一君
国務大臣 上林 繁次郎君
国務大臣 前島 英三郎君
国務大臣 安井 謙君

警察庁刑事局長 中平 和水君
警察庁交通局長 杉原 正君
自治大臣官房長 石見 隆三君
自治大臣官房審議官 花岡 圭三君
自治省行政局長 砂子田 隆君
自治省行政局長 大井 勝臣君
自治省財政局長 土屋 佳昭君
自治省税務局長 石原 信雄君
消防庁長官 近藤 隆之君
消防庁次長 鹿見 島重治君
消防庁次長 高池 忠和君

委員の異動
十一月二十六日
辞任 堀木 又三君
補欠選任 戸塚 進也君
十二月六日
辞任 志 裕君
補欠選任 赤桐 操君
野口 忠夫君
丸谷 金保君

出席者は左のとおり。

委員長 後藤 正夫君

説明員

行政管理庁行政管理局管理官 武智 敏夫君
法務省民事局第一課長 藤井 正雄君
法務省刑事局刑事課長 根来 泰周君
自治大臣官房審議官 久世 公堯君
日本国有鉄道旅客局サービス課長 猪俣 為久君
日本国有鉄道事業局次長 市川 静夫君

本日の会議に付した案件

○調査承認要求に関する件

○消防施設強化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方行政の改革に関する調査(選挙に関する件)

○委員長(後藤正夫君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、一言ごあいさつを申し上げます。

私は、先般本委員会の委員長に選任をされました後藤でございます。何分にもふなれではございますが、皆様の御協力をいただきまして、公正かつ円滑に委員会の運営を図って職責を果たさせていただきます。

どうぞよろしく御願いいたします。(拍手)

○委員長(後藤正夫君) 委員の異動について御報告いたします。

去る十一月十五日、坂元親男君、中村太郎君及び鍋島直紹君が委員を辞任され、その補欠として

山内一郎君、堀木又三君及び私、後藤正夫がそれぞれ選任されました。

また、十六日、熊谷弘君が委員を辞任され、その補欠として鍋島直紹君が、また、十九日、永野厳雄君が委員を辞任され、その補欠として金井元彦君が、また、二十六日、堀木又三君が委員を辞任され、その補欠として戸塚進也君がそれぞれ選任されました。

○委員長(後藤正夫君) 調査承認要求に関する件についてお諮りをいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、地方行政の改革に関する調査を行うこととし、この旨の調査承認要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(後藤正夫君) 御異議ないと認め、そのように決定をいたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(後藤正夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(後藤正夫君) 消防施設強化促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。後藤田自治大臣。

○国務大臣(後藤田正晴君) ただいま議題となりました消防施設強化促進法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

市町村の消防施設の整備につきましては、昭和二十八年の消防施設強化促進法の制定により、国

庫補助制度の確立を見て以来、逐次その充実強化が図られてきたところでありますが、昭和四十九年度には、人口急増市町村における消防施設の整備を促進するため、昭和五十三年度までの五年間、これらの消防施設の整備に係る国庫補助率を引き上げることとされたところであります。しかしながら、昭和五十四年度以降においても、なお相当数の人口急増市町村の存在が予想されますので、これら市町村における市街地の拡大等に伴う消防施設整備の緊急性にかんがみ、この国庫補助率の特例措置を適用すべき期間を延長する必要があるとあります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

人口急増市町村における消防施設の整備を促進するため、これらの市町村における消防施設の整備に係る国庫補助率を二分の一に引き上げる措置を、引き続き昭和五十八年度まで講ずることとしております。

以上が消防施設強化促進法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長（後藤正夫君）　これより質疑に入りま
す。

質疑のある方は順次御発言願います。

○神谷信之助君　大きく言いまして、二点の問題をお尋ねしたいと思います。

第一点は、消防力の基準の問題といえますが、消防力の充足の問題ですね、この問題についてお尋ねしたいと思いますが、まず、消防力の充足の現状についてどう認識をし、その見通しについてはどのようにお考えか、お答えいただきたいと思います。

○政府委員（近藤隆之君） 全国の消防力の、「消防力の基準」に対する充足率の問題でございますが、私どもの手元で五十三年四月現在の数値を持

っておりますが、主なものについて申し上げますと、消防ポンプ自動車について八五・八％、小型動力ポンプにつきまして六六・八％、はしご自動車につきまして五五・四％、化学消防ポンプ車につきましては五二・七％、救急車につきましては九七・一％、消防水利については六三・四％という数字になっております。

ここで申します消防力の基準というのは、私どもが示しております「消防力の基準」を基礎としたしまして、それぞれの地方公共団体が地域の実態に合うように補正いたしまして、自分たちの町や村の消防力はこうあるべきだという目標を定め

ております。その目標を積み上げたものでございます。したがって、この私どもの出してあります「消防力の基準」を何らの補正を加えないで算定いたしますとこの充当率はなお相当高いもので

になりますが、御承知のように、消防の場合においては地域によっていろいろ実情が異なりますので、私どもがつくりました基準はあくまでも抽象的なものでございまして、実態はやはりそれぞれ地方団体が自分たちの町や村の消防力はこうあ

るべきだと算定したものが実態に一番即するのじやないかと思えますので、それと比較しますと、いま申し上げましたような数字でございます。なお、これは約一年前の数字でございますの

で、その後若干上がっているかと思っています。
それからなお、今後基準を引き上げていくのに

どういふような方法をとるかということでごい
ますけれども、私も、御承知のように、三年置
きぐらいにそれぞれの地方公共団体に、今後五年

間において自分たちの村や町の消防力をどう整備していくかという計画の報告を聴取することにしたしております。現在におきまして、五十三年度を初年度とする五カ年の計画をとっておるわけでございますけれども、それに基づきまして、今後国庫補助金、あるいは地方債、地方交付税、そう

いったものを通じて万全の財源措置を講じていき
たいと思っております。

なお、現在私どもが持つておりますところの五

カ年計画によりますと、五カ年の計画達成後ポンプ自動車につきましては大体一〇〇％に達すると思ひます。なお、化学消防車あるいは消防ポンプ車につきましては、これは現在の充足率が五〇％台という非常に低いものでございますが、これがそれぞれ七五％から八五％程度までは引き上がるのじゃないかと、そのように思っております。

○神谷信之助君 三年ごとに調査をなさっているわけですが、いまおっしゃった五十三年の四月現在です、その三年前のときと比べて、年にすると大体二%、全体として平均すれば大体二%ずつぐらいの上昇ですかね。消防ポンプ自動車で三年

前が八〇%、これが三年間で五・八%伸びている。これは大体二%足らずでしょう。はしご自動車、化学消防車は三年前が四八%ぐらいですから、これも大体二%強という状況ですね消防水

利が三年前で五九％ぐらいですか、そういう話です。そうすると上昇率とすれば二％。五年後には消防ポンプ自動車も九六％ぐらいになってきますから、それはほぼ充足するということになるんだろうと思うんですけども、この点の充足を――

これはいまおっしゃったように、全国的な基準に基づいてそれぞれの地域の条件に応じた基準をつくって、そして消防として責任が持てる、そういう必要な施設ということになるわけでしょう。こ

れはできるだけ早く充足させるために努力をしてもらいたいというように思うんです。

問題は、私はそういう点で、この施設の整備はいま申し上げましたように一層強化をして、早く必要なやつを整備してもらわないと、整備不十分

の間に火事は起こるわけですから、その点はひとつ努力をしてもらいたいというように思うんですが、それだけではなしに、消防職員の充実が同時に図られなければ、施設というか、器材だけではとてもそれを動かす、運用する職員が不足ということでは、これは宝の持ちぐされになるわけでは

す。その点について消防庁の現状把握と対策をま
ずお伺いしたいと思います。

○政府委員（近藤隆之君） 現在常備消防の職員の

数は十一万を超える状況にございまして、年々増加しておるわけでございますが、消防力の基準に比較いたしますと、現在の実人員は七七・五％という状況でございます。八割を若干欠けております。

なお、ここで申し上げるところの消防力の基準というのは、現有の消防力、消防施設を基礎とい

たしまして、それぞれの地方団体がその施設を有効に活用するにはどれだけ的人员が必要であるか、欲しいかということで積み上げたものに對して七七・五％でございます。現実には七七・五％の人員でこの機械は動いておるわけでございます。

が、御承知のように、救急自動車と消防ポンプ自動車、あるいは消防ポンプ自動車とはしご自動車相互の間の乗りかえというような措置を講じて有効に人員を活用して支障ないようにいたしておる

わけてございますが、私どももいたしましては、ぜひ、それぞれの地方公共団体がこうありたいと申しておるその基準を充足するように、今後とも地方交付税その他の財源措置を十分講じていきたい、このように考えております。

○神谷信之助君 私は、地元の宇治市の状況——人口急増都市ですが、この消防力体制、実態を調査してみたいです。そうしますと、消防ポンプ自動車は基準台数では十一台ですが、現有は八台で

すね。動力ポンプ、これは消防団の方に十四台を
予定しているんですけども、これはまだゼロと

いう状況です。消防職員の方を見ますと、消防力の基準でいきますと大体二百五十人以上というんですが、交付税の算入の基礎では百三十七人。現

在人員實際には百八人ですね。だから、交付税では一応の人員を見込まれているけれども、実際にはほかのところに食われて人員は少ないという状況です。

ちらかが一台の計二台が初動する。火災が起きたら初動すると、そういう体制で進めています。したがって、東西の分署の方にはそれぞれ八名しか

配置されていない。まあ昼間は署長、日動一を加えて十名になりますけれども、夜間は一般的には八名。これで消防車用に五名、救急車用に三名という配置になるんですけれども、実際には二台とも出動するという状況になっているようですね。そうすると、何といいますが、分署には職員はもう一人もおらぬという事態がしょっちゅう起こるわけですから、この辺が一つ問題が起つてきておるわけです。

それじゃ、そんなベアで出動する必要があるのかといいますが、火点の両側から包囲作戦をする。初期消火ですね。そうすると、最低二本の筒が要するという事で、しかも先着隊と後着隊ではどうしても時間差が出てきますから、もうわかつたところから、そこから近いところから、東なら東の分署からさつと二台とも出ると、こうなるわけでしょう。それで後から応援に行く、というのをやっていますからね。だから、消火では初動が一番大事なんです、したがってもうどうしても二台とも出てもらう。そうすると分署は空っぽになる。で、空っぽになりますから、窓を開け、ロッカーも開きなければいかぬと、こうなるわけですね。そういう状況が実際にある。

それからまた、一般市民は、道路側にありますからね、火災が起つて一台行ってまだ一台残つておる。火事が起つて、二台あるんだから二台とも行ったらいいじゃないかと、こういう市民感情もありますから、そういう面からいっても、たとえば東の分署の方で火事があれば、東の分署は二台とも出動するという点は市民感情からも必要になって、そうしてもうしよっちゃう空になる。そうすると、これは救急車はもう動かせぬわけですね。そのほかの火事については本署の指令室だけで処理せんならぬという状況が実際には起こっているわけですね。ですから、この点では、これひとつどうしても、二台出ても最低一人は残るとか、という状況がなければ、実際の問題としてはこれもう空っぽになっちゃうんですからね、大変な状況じゃないかというように私は思います。

救急もストップするという状況であるので、この辺が私は火災が起つてその消防活動に従事をするという事態において起る問題だと。

同時に、もう一つは、火災が起つて消火をする作業だけじゃない、御承知のように、防火ですね、これが大前提として重要なことですから、そうすると予防業務というのがこれはきわめて重要になるわけですね。消防白書によりますと、防火対象物数というのは、全国的に言いましたも、四十七年と五十二年を比べてみても、四十七年が百二十七万件余りあるわけですね。五十二年で百六十七万件余りというように、対象物はずつとふえていますし、とりわけ十大都市はふえていると思えます。それに対する査察の実施状況を見ますと、必要な査察実施対象に対して六三・九%というのが消防白書から見たところの状況です。

実際に宇治市の場合も、五十二年の七月から五十三年の六月、これで見ますと、対象物数が百四十四件でそれに対する査察は八十二回。七一%ですね、査察の実施状況というのは。条例で年二回の査察を決めている一号対象物、これが十五件ありますが、したがって年三十回行かなきゃならぬわけですが、それが年三十回行かなくて二十一回。ですから七〇%の査察しかできてない。こういう状況なんです、こういう問題について、消防庁としてはどういう対策をお考えになつていらっしゃるか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(近藤隆之丞) 予防行政の重要なことは言うまでもないところでございまして、防火対象物につきましての年一回の査察あるいは危険物施設に対する査察等、それぞれの消防本部で人員の許す限りこれを行つておるところでございまして。御指摘ございましたように、最近その件数もだんだん漸増してきておりまして、火災予防査察につきましては五十三年度では百四十四件に及んでおります。危険物施設につきましては四十七万件、それから建築物につきましては消防が同意いたしますけれども、その数に至つては百四十万件というふう

に伸びてきております。その意味で、消防行政における予防行政の占めるウェイトというのは年々高まつてきておるところでございまして、私どもそれに要する財源措置等につきましては、交付税を通じて保障をしておるところでございまして。

ただ、この予防行政につきましては、消防当局としてももちろん十分意を用いてやっていますが、そればならないところでございまして、基本的にはそういった施設の管理者の方々が防災意識を十分お持ちになつて、査察を受けても完全な防災設備が整つておるようになつていくことが必要であらうかと思ひます。しかるに現状は、御承知のように消防法におきましては一定の消防施設の義務づけ等を行つておりますし、あるいは防火管理者の設置を義務づけておりますけれども、防火管理者の選任に至つては、置かなければならないものでも、七割程度が置かれておつて三割程度はまだ置いていないというふうな状況にございまして、それから防火施設につきましても、法律で定める条件を満たしておらないものも御承知のようにあるわけでございます。私ども地域住民の方々、あるいはこういった施設を持つておる方々の防災意識の高揚を今後とも推進していかねばならない、それとあわせて消防職員におけるところの予防行政も充実していかなければならない、このように考えております。

それからなお、先ほど宇治市の実例をお挙げになりましたが、まことに先生のおっしゃるとおりで、私も宇治市の実態を見ましたけれども、基準に對しまして消防施設あるいは消防職員、格段に充足率が低いわけでございます。私も宇治市の実情というのをよく存じませんが、地形的条件その他で、こういったことで十分いけるのかどうか、その辺が一つの問題だろうと思ひます。

なお、宇治市におきましては、御承知のように、私ども地方交付税の消防費として算定いたしておられますものの四分の三程度しか現実問題として消防費に充当しておらないというところでございまして。その他のものは、ほかの経費にもつと必要性的なある経費ということで、そちらへ回つておる

という状況でございます。全国町村まで含めた基準財政需要額に対する消防費の決算状況は、五十二年決算で見ますと八七%程度までいってありますが、宇治市の七五%というのは特に低いわけでございますので、何か特殊事情があるのかどうか、私どもよくわかりませんが、いずれにいたしましても、もし必要なものであるならば、市長あるいは市議会、あるいは市民の方々の合意を得て、もつと消防力を充実していただきたい、そのように思つております。

○神谷信之助君 長官はもう御承知のように、とりわけ人口急増都市というのは緊急に財政を必要とする、道路の問題にしろ学校の問題にしろ保育所の問題にしろ。そういうものがやっぱり要求は強いですからね。火事が起つたらえらいこつちやというこつちやになりますけれども、火事が起つたらぬ限りはそつちの学校の方が先だ、保育所の方が先だと、こうなるでしょう。だから、どうしても人口急増都市の財政そのものについての対策がなければ、消防問題というのはそれだけでは解決しないわけですね。交付税は別にひもつきじゃないんですから、自由に使えるわけですからね、だから市長さんは住民の必要に応じてそつちに使っていく。住民の方は、火事が起つたら、そらえらいこつちやとこうなつて、消防自動車足らぬやないか、人員が足らぬやないかということになりますけれども、平常はそうは思わないし、平常の方が望ましいわけですからね。だから、そのために消防職員が一生懸命努力している。努力すればするほど、人をふやしてくれ、いやこつちの方が先やと、こうなつて、自分で自分の首を絞めておるような状況になつてしまふんです。ですから、その点をひとつ私は、それは当該の市長さんの責任だという考え方、あるいはその地域の住民の意識の問題だというふうなことにしないで特別にやらなければ——これはいまの自治体の財政状況から言えはくはやむを得ぬことだと思ふ。だから、その点をちよつと、一緒に考えてもらわな

決しないと思う。その点を一つ指摘をしておきたいと思うんです。

それからさらに、都市高層化が進み、それから地下街地震対策、こういう点で消防力の強化と、たがえば五十年計画を策定をして、消防庁として特別のて入れをするとかいうようなお考えはないのかどうか、この点をお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(近藤隆之君) 先ほども申し上げましたように、私どもは三年ごとにそれぞれの地方団体の消防施設整備五十年計画を出させて、それを積み上げて全国におけるところの消防施設の所要数というのをつかんでおるわけでございまして、毎年毎年それを基礎といたしまして国庫補助金を確保し、地方債を確保し、そして交付税で財源措置をするということをやっておりますので、これ事実上の五十年計画になろうかと思ひます。

なお、消防施設につきましては、世の中の移り変わりが非常に激しくて、それに対応して施設も強化していかなければならないという宿命を持っておりますので、いまのようなやり方が一番実態に適するのじゃないか、これが実質的な五十年計画じゃないだろうかと思っておりますので、私ども今後ともこの五十年計画を基礎といたしまして地方公共団体が必要とする消防施設については十分財源措置を講ずるという方針で進んでまいりたいと思ひます。

○神谷信之助君 そこで、政府自身の消防対策といひますか防災対策といひか、それに対する基本です、この点ちよつとお伺ひしたいのですけれども、五十年代の前期経済計画によると、社会資本の投資百兆円ということで部門別公共投資額が出ておりますが、この中に消防投資といひのは一体どのぐらいが見込まれているのか、その辺はどうですか。あるいは新計画ではどういう状況になるのか、この辺ちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(近藤隆之君) 前期五十年計画公共投資百兆円の内訳の問題かと思ひますが、この百兆円につきましては、環境衛生であるとか公共住宅であるとか厚生福祉であるとか、学校道路、鉄道、港湾、そういった大口につきましても、五十年一度から五十五年度までの五十年間の所要額が計上されておりましたけれども、消防施設の小口につきましても、その他十六兆七千七百億、百兆のうちの十六兆七千七百億でございまして、その中に積算されておるといふことだと思ひます。

す。で、この中に幾ら入つておるかというの、これは経済企画庁の方でつくつたものでございまして、恐らく消防施設幾ら幾らというふうには積算の内訳はないのではなからうか。この十六兆七千億といふのは、過去の公共投資のウェイトからいきましたまあ大体この程度になっておるといふことではじき出された数字であるというふうにも私ども了解しておるわけでございまして。

そこで、この中で消防関係がどの程度あるかというところになります、先ほど申し上げております私どもの五十年計画をこの五十年間に置きかえてみまして、五十年間の価格で換算いたしますと約千六百億入つておるといふことが言えるかと思ひます。ただ、これはあくまで推計でございまして。

○神谷信之助君 やつぱり都市の近代化、地下街化、これが進んでいく、そして起るのはいづかからぬわけですから、起つてからしめたばかりのことではなしに、起る前にどれだけ早いところを整備をするかというところになるわけですから、ね。この辺、何かひとつ科学的なそういう資料を駆使して計画をつくつて、やつぱりそれを政府全体の経済計画の中にもちゃんと位置づけさせて、それに裏づけされながら法的な整備も進めてやつていくということをしなさい、これは実際問題なかなか進まないわけですね。自治体へ行きまして、消防は必要だと言ひながら、実際にはそういう目に見えないものではないですかね。国の政治全体の中でやつぱりそうなります。防災対策と

か消防対策といふのは大体そういうことになっていく。道路をつけたら川を直したりするのは目に見えてわかりますから。だから、そういう点でどうしてもそこを重視をするといひます。か、相当重点的に強調しなかつたら、これはなかなか前進しないというように思ひます。

そこで、そういう点を進める上で、消防施設税、これを考えるというお考えはないかという問題です。三十年の十二月七日の地方制度調査会の答申、これは損害保険業務に対する課税を行つて消防施設税を目的税として設けるということに答申してあります。それから三十三年の十一月二十九日にも同じ答申をしております。それから三十二年の十月十日の消防審議会ですか、これは主として固定資産——土地を除いて、固定資産に対する課税を行つてはどうかという提言もあります。それから、道路の整備五十年計画、あるいは道路整備の計画に基づいて目的税ができております。わね。だから、この消防施設、あるいはそういうものについて、そういうものをひとつ考える必要があるんじゃないかと思ひますが、この点いかがですか。

○政府委員(近藤隆之君) 私ども消防担当者といひましたのは、今後の消防のことを考える場合に、そういう特定財源があるというところは非常に望みますが、御承知のように、昭和三十年に地方制度調査会がこの消防施設税を答申いたしました以来、国会におきまして、たしか四十六年ごろまでは毎年この問題が議論になっておつたところではございまして、ただ、火災保険にかつておる者だけが消防を利用する経費を負担しなければならぬのか、あるいは、もしこういふ税があれば火災保険料が上がるんじゃないかとか、いろいろな反論もございまして、現在に至るまで目の目を見ていないわけではございまして、新税を起す場合には、当然のことではございまして、関係者の納得あるいは国民の世論というものが背景にあるわけではございまして、私ども今後とも、この問

題、関係するところが多々ございまして、関係方面とも十分折衝しながら慎重に検討してまいりたいと思ひます。

○神谷信之助君 時間の関係ありますから先へいきますけれども、たとえば消防庁の予算がことしは二兆九百億でしよう。消防予算は、自治体予算でそれぞれ見えます、と、大体三兆前後ぐらいです。これを見てみますと、とにかく国民の生命、財産に非常に大きな影響のあるこの消防業務についての予算措置というものが非常に微々たるものだという点を指摘をしておきたいと思ひます。したがって、いま国の財政がなかなか逼迫をしておりますという状況ではありますけれども、この消防力の強化の重要性からして補助率のアップを十分考慮してもらいたいというように思ひます。

もう一つ、こういう問題があります。京都の大山崎町ですが、これは人口急増地帯だったんですが、昨年度から伸びが減りまして対象外になったんですよ。で、人口急増地帯であったとき、そのときに消防施設つくれば補助率アップになりました。ただ、そのときはもうとにかく先に学校をつくらなければいけぬ、保育所をつくらなければいけぬわけでしょう。それで対象から外れて、最後に消防署になったわけですね。消防署の新築といふことになった。で、前の旧庁のときはもう狭い道の中にありましたが、今度は国道沿いに持つてこぬといひか。で、最後にそこへ手をかける、ところが対象外と、こうなるわけですね。ですからこの辺はひとつ実態に合はして弾力的な運用ができないものかどうか。これらひとつ検討をお願いしたいと思ひますが、それらを含めてお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(近藤隆之君) 地方公共団体の消防費の総額が五十二年度では五千七百億という相当の額になったわけではございまして、しかも御承知のように、これ、毎年毎年急激な伸びをしてきております。必要に応じてこういう形になっておるわけではございまして、今後とも私ども、この財源確保につきましましては、国庫補助金あるいは地方債ある

いは地方交付税を通じて努力してまいりたいと思
います。

それからなお、今度の人口急増地区における補
助率の特例がまあ一年間で切れる、人口急増でな
くなったら翌年から切れるというお話で、最低限
一年ということになるわけですが、これは、これは
自治省令によりましてその翌年までは保障してお
りますので、実質的には二年間は保障しておるこ
とでございます。で、これは消防施設の内容
を見ますと、水槽にいたしまして消防関係の
施設にいたしまして、皆一年以内に簡単にでき
るものばかりでございます。しかも、ものが人命
に影響するものであるならば、必要であれば
ばすぐやってもうかが望ましいわけござい
ます。その場合には財源の問題になろうかと思
います。で、この法律によりまして、人口急増地区
については二分の一の高率補助にしております
し、お話があれば、必要に応じて地方負担全額を
地方債で見るといふこともできるわけございま
して、そういった方法でこれまで処理してきたわ
けでございます。大体それによりまして必要な
ものは賄っておることでございます。

いま御指摘の団体については、どういう事情に
なっておりますか私存じませんけれども、制度は
制度として、その団体の消防施設が整備できるよ
うやっていきたいと思っておりますので、具体的問題
についてはなお検討させていただきたいと思いま
す。

○神谷信之助君 では、時間の関係がありますか
ら、次に、救急業務問題に移ります。

五十三年の「救急救急業務の現況」という資料
によりますと、救急隊の設置状況は、五十三年度
で、八百八十五分の四百六十一です。五二・
一%、それから十大都市は大体すべて設置をして
おる。十以上の都市で八〇・九%の設置。その
中で専任救急隊は四七・二%、それから専任救急
隊員は三〇・八%という状況です。で、この救急
活動が必要になり、それに対する強化の傾向とい
うのがあらわれているのは明らかだと思ふんでは
ないか。

が、人命救助というのはやっぱり消防活動の第一
の主眼で、当然そういうことが必要だというよう
に思ふんです。ところが、法的にはこれがきわめ
て不整備で、またその財源措置も不十分だと思
うわけです。

そういう見地からひとつお尋ねしたいと思ふん
ですが、救急業務に従事する救急隊員について
は、これは救急業務実施基準によつて該当資格が
決まっております。それから、救急業務に従事する
救急隊員について、これは一体どういう資格規定
があるのかお伺いしたいと思います。

○政府委員(近藤隆之君) 現在のところ資格規定
はございません。

○神谷信之助君 救急業務についてはあつて、救
急業務についてはそういう資格規定がないという
状況です。

さらに、「現況」によりまして、設置根拠です
ね、これが条例あるいは規則、訓令等種々いろいろ
あるわけですが、その実態は把握をされてお
りますか。されておればその内容を簡単に説明して
もらいたいと思ふます。

○政府委員(近藤隆之君) 基本的には、救助につ
きまして、いま先生御指摘のように関係法規が整
備されていないということがございます。消防が
人命救助の責任者だということでございます。消防
も、実は、消防法によりまして、火災時におけ
る人命救助ということになりますと、消防組織法
一条、消防法一条で、「国民の生命、身体及び財
産を火災から保護する」というのが「消防の任
務」となっておりますので、火災時における救助
作業というのは、まさにこれは消防の責任だろ
うと思ふます。それ以外の風水害であるとかその
他の事故であるとか、そういう場合におけるところ
の救助というのと消防との関連はどうであらうか
ということになりますと、強いて申しますと、そ
れ以外の災害については、「災害に因る被害を軽
減する」というのが消防法及び消防組織法に書い
てありますので、根拠規定といえればこれかなとい
うことでございます。

現実の場合はどうかと申しますと、火災が発生
いたしました中高層のビルなどに火が燃え上り
が、それでその人々を救助して火を消す
一連の行為でございますけれども、まさにこれは
消防法、消防組織法で言うところの消防の義務で
あると思ふます。そのほかに、現実問題
としてやっております。たとえば交通事故などに
なりまして自動車の中に閉じ込められてしまつた
というふうな事態、一九番がつかつてまいりま
して消防が出動いたします。それは、本来救急と
いうのは、その事故に遭われた方を病院へ搬送す
るというのが任務でございますけれども、そして
これは消防法の中で消防の任務となつておるわけ
でございますが、その前段階の作業といつたしまし
て、車の中に閉じ込められた方を車から引き出し
そして病院へ持つていく。これは救助と救急とが
一連の作業になるわけでございます。そのほか、
そういった場合でなくても、水難、水の中でおぼ
れた人を助けて病院へ持つていく。あるいはエレ
ベーターの中に閉じ込められた人、マンションの
中に閉じ込められた人を救出して病院へ連れて
いく。救急と救助が一連となつておる場合等につ
きまして、これは消防が当然のことながら救急の
前操作業として救助を行つておるわけございま
す。

で、こういった救助というのをどこまで消防が
行ふか。あるいは救急につきましては三十八年に
法律で義務づけました。それまでの段階は自主的
に行つておりましたが、それがだんだんだんだん
に救急業務というものを、これを消防の義務とい
うふうにしたわけでございますけれども、救助の
場合におきましては、消防だけでなくて、事故あ
るいは災害の態様によりまして、どこが駆けつけ
て救助するのが適当であるか。現在御承知のよう
に警察でありますとか、海上保安庁であります
とか、あるいは自衛隊というふうなものも消防と同
様に救助作業に携わつておるわけでございます。
現実問題といたしましては災害の態様に応じまし

てどこが出て行つてやるのが一番能率的、合理的
であるかということで、お互いに連絡を取り合つ
てやっております。対応しておるという状況でござ
います。したがつて、救急業務に比へまして歴史
は非常に新しいと申しますか、まだ救急業務ほど
法令上整備されておらない段階にあるのじやない
かと思ふます。

御承知のように、現在消防団員十一万人のう
ち、専門にこの救急業務を行つておる者は約五千
人というところでございます。ただ、御案内のよ
うに、このところ都市形態も、高層ビルもふえ
てくる、地下街もふえてくる。高度な救助技術を身
につけた消防隊員というものに対する必要度とい
うのはますますふえてくると思ふます。で、
私も、現在消防学校あるいは消防大学校という
ようなものを通じてそういった救助隊員の養成
というところに全力を尽くしておる段階でござい
まして、これがある程度突つた暁に、資格基準と
いうような問題になつてくるのじやなかろうかと
考へております。

○神谷信之助君 いまおつしやいましたように、
救急業務の方は法制化されてきたわけですが、救
急業務の方はそれからまたふえてきたわけですか
ら、新しく起つたというか広がりつつある仕事
ですか、これについての法的整備を含めて検討
が私はもう必要じやないかと思ふます。

「救急救急業務の現況」を見ますと、消防本部で
救助が四百六十一件、救急が八百八十五件。市町
村数で救助が千三百八十九件、救急が二千七百四
十四件。隊数それから隊員数ずつと比較します
と、大体救急のほぼ半分余りが救助の件数ある
は救助人員といふか、隊数、隊員数になつて
きております。

ですから、いまもお話がありました、現に水
難の事故があつたりしますと、救急車が出動し、
そして——宇治へ行きますと天ヶ瀬ダムがあるの
ですけれども、よく車ごとにはまつたりすることが
あるんですね。そうすると、救急車が駆けつけ
て、そして——何人かの人が見えているわけでは
ないか。

よう、わしは知らぬというわけにいかぬ。だから、やっぱりロープ一本で自分の何を縛って、そしてもぐって、とにかく助け上げないかぬ。これは、警察も来るのは来るけれども、それは交通整理をしたりするので、何とかか、救急車を持ってきた者がやっぱりやらぬといかぬようなことになるわけで、警察の方にも確かに救助業務はあるのだけれども、実際にはもう消防署の人がやらざるを得ぬと、こうなるんですね。そういう実態が、いまも話がありました、現実起こっています。

ところが、いまおっしゃったように、教育の方も、初任教育で実務教育の中に救急業務というのが二十時間ありますけれども救助業務はなし。専科教育で救助課程があり、救助基本訓練もありです。専科課程までいって初めてですが、実際問題としては講習を受ける程度で、実際にはなかなか救助業務をやれる、そういう教育を受けた者は、講習を受けた程度でも自治で見ますと百八人中五、六人ぐらいですね。ですから、そういう人が水難事故とか特殊技能を発揮せないかぬときには出て行くということになるわけです。そういう状況なんです。

それに対して、今度は財源措置もいまは法的な整備がされておらず、救急業務としては交付税措置も独立をしておりますけれども、救助業務については交付税ではほとんどされてないように思うんですが、この点は一体どのような措置をされておりますか。

○政府委員（近藤隆之） 救助業務についての交付税措置でございますけれども、救助に要するところの設備、備品、そういったものにつきまして交付税の積算の基礎に入れておりますが、それ以外の分につきましては、警防活動の一環といった形でございます。なお、特殊な用具が救助作業には要りますので、そういったものについては国庫補助制度も設けております。

ふんえつとあるというのは事実でございますけれども、件数の上から申しますと、救急は御承知のように年間百七十八万回の出動でございます。救助は一万二千三百回、約一万二千回ぐらいでございますので、ウェイトから申しますと救急業務というのは非常に大きなウェイトを占める。しかもこれはまた年々拡大してきておるといふ状況でございます。それに対して救助業務は、いまのところまだ救急に比べれば相当ウェイトは小さいけれども今後ふえていくというものでございまして、私も先ほど申しましたように、まず第一に、この問題については救助業務を行えるところの職員養成というのが第一でございますので、各県におけるところの消防学校、ただいま御指摘ございましたように、これは現在のところ特別の専科を設けているのが約半数でございまして、あとの半数は警防科の中で若干の訓練をしておるといふ程度でございまして、これでは不十分だと思えます。まず教官が足りませんので、私も本年度から消防大学校に救助科というのを設けまして、そこで教官を養成するということもやっておるわけで、あれやこれや通じまして、今後救助活動に支障がないようやっていきたいと思っております。

○神谷信之助君 そうおっしゃいますね、人口十万以上の都市ですと、救助隊は八〇・九%設置されておるわけでしょう。だから、それは小さい市町村の場合はそれほどまだ必要はない、救急がほとんどになりますね。しかし、都市化が進んでくる、あるいは観光地を控えておるところとか、そういう状況になってくると救助隊の設置が必要になってきて、そして現に八〇・九%まで普遍化しつつある。私はこの点に着目しないと、後手後手になると思うんですね、行政が。その点を一つ指摘をしておきたいと思うんです。

したがって、交付税措置もいまの状況で済ませておらず、常備消防費中に救急、救助訓練用備品ですか、これは二百三十万です。それも五年度という今年度は五分の一。まあ平年度化にこ

しからなつたようですね。それと、その他はホース、保安帽、そういったものが若干の用具ですね。これらが交付税の中では若干計算はされているけれども、微々たるものでしょう。

もう一つ、救助活動で補助対象になっているものとして救助工作車というのがありますね。これは一体どの程度のものを予定をし、交付要綱というのとはどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員（近藤隆之） 一台一千二百七十万で、三十台分を本年度予算で計上いたしております。で、特殊な工作機械が必要でございますので、車に積むいろいろな工作機械のメニューを並べまして、車とあわせてそれを購入する場合に補助対象とするというシステムをとっております。

○委員長（後藤正夫君） この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、志吉裕君及び野口忠夫君が委員を辞任され、その補欠として赤桐操君及び丸谷金保君が選任されました。

○神谷信之助君 ですから、車とそれに積み込む用具ですね、これがそろわないと補助対象にならないわけでしょう。ところが実際の場合は、その中にはすでに買っているものがあるわけですね。必要ないものと必要なやつがある。たとえば宇治の消防署へ行きますと、クレーンとかウインチなんは必要なんです。あとはもうあるというわけです。現実には、救助工作車というんですか、そういう名前の車は宇治にもあるのはあるんです。これは普通のトラックにロープなんかを積んでおるわけですね。ところが実際にはクレーンやウインチが必要だ。で、それはまたまた通じかかったトラックで持っているものがあればそれに頼んで使わせてもらうという状況になっておるんですね。ですから、もうすでに購入して持っているもの

まで買わなければ補助対象にならないというのは、ちょっと不合理なんですね、そういった点については、やっぱり必要なものに対してそれで補助対象にしていこうという点は運用の面で私は十分考えないと、これ、しゃくし定規にしたのではかえってむだを生むことになると思いますがね、この辺ひとつよろしく頼みたいんですが。

○政府委員（近藤隆之） 運用の問題でございますので、十分検討させていただきます。実態に即するよう取り計らってまいりたいと思えます。

○神谷信之助君 それから、この救助業務に対する手当ですが、これがどういふ措置をされているかというの御承知かどうか、お伺いしたいと思います。

○政府委員（近藤隆之） 通常の場合出動手当によつて措置されておるわけでございまして、けれども、大都市におきましては通常の出動手当に若干の加算を行つておるといふ状況でございます。ただ、その額につきましては、各団体の特殊事情を反映してか、現在の段階ではまだ相当格差がございます。

○神谷信之助君 これも調べてみますと、月八百円ぐらいの定額で救助業務手当ということになっているんですが、五十三年度の予算が二十四万四千円ぐらいです。これらも含めて、先ほどから長官お話しがありましたように、この問題は新しくふえてきた業務です。確かに全体から言うともまだ一般化していない。しかし、人口十万以上ぐらいの都市まで含めると、都市を中心とした仕事が増大をしてくている。全体を見ますと、救急業務と救助業務というのは差がありますけれども、そういう都市だけを中心にすると、救急業務の約半分ぐらいが救助業務になってきているんですね。だから、もうすでにそういう段階に来ているわけですから、そこをひとつ法的にも整備をし、そうして必要な財源措置も見てやっていくというのを考えなきゃならぬ。それで、現行の消防法なり消防組織法ですと、確かにそこまでは考えないで法律はできていますけれども、現実

ういう仕事自身があり、またそれに従事をする職員がおるわけですから、こういった点を整備をしておらうという点ですね、その点についての検討をぜひ進めてもらいたいというように思いますが、この点を最後にお伺いをしたいと思います。

○政府委員(近藤隆之君) 先ほど、救助と救急と比較しまして、全国的な数字で申し上げまして、どうも誤解を招くような点があったことは申しわけなく思います。

先生御指摘のように、救助業務というのは都市によってその必要度が相当違います。現在の状況を見ましても、大都市におきましては救助隊員の質というものは相当高度なものがございまして、しかし、中小都市以下になりますとほとんどまだ訓練が行き届いていないという状況で、格差がございまして、それからまた大都市におきましても、御承知のように、高層建築、地下街が非常に発達しておるところ、あるいは、具体的に申し上げて恐縮でございませうけれども、京都みたいなところ、救助業務の態様がまるで違っています。その実態に合うように訓練をするということになりますと、訓練内容についてもおのずから違つてまいるわけでございます。したがって、私も、救助につきましても、基礎をつくるということにつきましても、いろいろ努力しておりますが、内容が複雑であり、多様化しておるといふこともございまして、なかなか適確なものが現時点においてはできないというふうな状況でございまして、今後とも十分検討させていただきたいと思ひます。

○神谷信之助君 終わります。

○委員長(後藤正夫君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(後藤正夫君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案の賛成の方の挙手を願ひます。

【賛成者挙手】

○委員長(後藤正夫君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

金丸君から発言を求められておりますので、これを許します。金丸君。

○金丸三郎君 私、ただいま可決されました消防施設強化促進法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党及び日本共産党の各派共同提案による附帯決議案を提出をいたします。

案文を朗読いたします。

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、大規模地震対策の推進、石油コンビナート等特別防災区域の防災体制の整備を図るとともに、左の諸点についてすみやかにその実現を期すべきである。

一 百貨店、旅館、病院等の特定防火対象物におけるスプリンクラー、屋内消火栓等消防用設備の設置については、法律の完全な実施を期するよう所要の措置を講ずること。

二 消防職員の団結権については、ILOの審議状況に留意し、他の公共部門の労働基本権問題とあわせ、十分かつ慎重に検討すること。

三 消防職員の行う救助業務の円滑な実施を図るため、関係諸法律の整備を検討するとともに、隊員の増強、訓練、救助設備の充実、救急医療機関の拡充に努めること。

四 消防職・団員の職務の特殊性にかんがみ、その処遇改善を図るため、出勤手当等の増額、勤務体制の改善、職場環境の整備等に努めるとともに、消防団員については、その報酬の改善、退職報償金の充実等を図り、団員の確保に努めること。

五 消防財政の強化を図るため、自主税源の強化、国庫補助金の充実、及び地方債の政府資金枠の拡大等特段の措置を講ずること。

六 原子力施設の安全管理について、国の関係諸機関は、連絡を緊密にし、万全の対策を確立するとともに、地元地方公共団体の防災体制の一層の整備を図るため積極的な助成措置を講じ、住民不安の解消に努力すること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(後藤正夫君) ただいま金丸君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願ひます。

【賛成者挙手】

○委員長(後藤正夫君) 全会一致と認めます。よつて、金丸君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、後藤田自治大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。後藤田自治大臣。

○国務大臣(後藤田正晴君) ただいまの附帯決議につきましても、その趣旨を尊重して善処してまいると存じます。

○委員長(後藤正夫君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(後藤正夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後一時から再開することとし、休憩をいたします。

午前十一時三十四分休憩

地方行政の改革に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○佐藤三吾君 まず、自治大臣、国家公安委員長として後藤田さんが就任なさったわけですが、就任して約一カ月過ぎておる時期ですから、この機会に率直な感想というか、決意というか、そういうものをひとつ聞かせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(後藤田正晴君) 私、今回の組閣に当たりまして、自治大臣、国家公安委員長、北海道開発庁長官を拝命することになったわけですが、御承知のように、地方の状況は、財政上非常に厳しい情勢下に、内外いろんな問題を抱えておるわけでございます。同時にまた、治安の面につきましても、いつどういふ事件が起きるかわからないという、社会の底流に非常な不安感がある時期でもございまして、また、北海道につきましても、北海道の現状をどう認識するかというその認識に基づいてのこれまた各方面からの違った御意見が双方からある状況でございまして、こういういついかなる行政の長としての仕事につきましても、なかなか厄介な問題を抱えておるようには考えておるのでございます。同時にまた、国務大臣といたしましては、御承知のように、今日厳しい政治倫理の確立の問題、こういった状況下にありますだけに、綱紀の問題とか、いろんな当面取り組まなきゃならぬ重要な課題があるように考えておるわけでございます。

そこで、そういった際に、私自身省みまして、過去選挙に際して非常な過ちを犯しております。多くの違反者を出しておるといふようなこともございまして、この選挙違反の実情等について、私自身厳しい自己反省を加えながら、国務大臣として、また行政の長として仕事を進めなければ、なかなか所期の効果を上げ得ないということを自分自身反省をいたしておるような次第でございまして、こういった反省の上に立つて、微力ではありますが、全力を傾けて、精魂を打

た。ただいまの決議に対し、後藤田自治大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。後藤田自治大臣。

○国務大臣(後藤田正晴君) ただいまの附帯決議につきましても、その趣旨を尊重して善処してまいると存じます。

○委員長(後藤正夫君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(後藤正夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後一時から再開することとし、休憩をいたします。

午前十一時三十四分休憩

地方行政の改革に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○佐藤三吾君 まず、自治大臣、国家公安委員長として後藤田さんが就任なさったわけですが、就任して約一カ月過ぎておる時期ですから、この機会に率直な感想というか、決意というか、そういうものをひとつ聞かせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(後藤田正晴君) 私、今回の組閣に当たりまして、自治大臣、国家公安委員長、北海道開発庁長官を拝命することになったわけですが、御承知のように、地方の状況は、財政上非常に厳しい情勢下に、内外いろんな問題を抱えておるわけでございます。同時にまた、治安の面につきましても、いつどういふ事件が起きるかわからないという、社会の底流に非常な不安感がある時期でもございまして、また、北海道につきましても、北海道の現状をどう認識するかというその認識に基づいてのこれまた各方面からの違った御意見が双方からある状況でございまして、こういういついかなる行政の長としての仕事につきましても、なかなか厄介な問題を抱えておるようには考えておるのでございます。同時にまた、国務大臣といたしましては、御承知のように、今日厳しい政治倫理の確立の問題、こういった状況下にありますだけに、綱紀の問題とか、いろんな当面取り組まなきゃならぬ重要な課題があるように考えておるわけでございます。

ち込んで、私自身の仕事を完遂をしたいと、微力ながら努力を尽くしてまいりたいと、かように考えているような次第でございます。

○佐藤三吾君 まあ第二次大平内閣で、事直に言つて、国民の皆さんが一番驚いたのは後藤田国家公安委員長だと思ひますね。そういった問題で、きょうはひとつ、時間が余りございせんけれども、さらにその問題を含めて深めてみたいと思ひんす。

警察庁お見えになっていきますか。——今回の総選挙でかなりの違反が出ておるようですけれども、違反の全国的な概況ですね、まず、これをひとつ報告してくれませんか。

○政府委員(中平和水君) 今回の衆議院議員の総選挙の違反の概況でございますが、まだ当庁としては最終的な統計はとってございせんので、投票期日一カ月現在の、十一月六日現在の集計の数字でございますが、検査状況でございますが、総数で七千三百七十七件、一万三千五百五十八名になっておりまして、前回の総選挙におきまして同時期の五千八百五十九件、一万二千三百三十三名に比べますと、件数で二〇・一％、人員で二八・六％の増加となっております。

なお、御参考までに罪種別に主なものを申し上げますと、買収が六千三百三十三件、一万一千九百三十一名。自由妨害が七十四件、六十名。戸別訪問が二百四十二件、四百五十二名。文書違反が三百二十八件、六百三十三名。その他が六十件、八十二名となっております。買収が検査事件のうち件数で九〇％、人員で九一％と最も多い状況でございます。

なお、御参考までに警告の状況を申し上げますと、総数で二万二千七百四十四件ございまして、今回と同じ解散によります総選挙でありました前々回の一万九千七百五十五件に比しますと、二千九百九十九件、一五・二％の増加となっております次第でございます。

以上が、現在までの取り締まりの概況でございます。

○佐藤三吾君 前回、五十一年の総選挙と対比して、特徴的な違反状況というか傾向というか、そういうものはどういふことですか。

○政府委員(中平和水君) 今回の違反では、ただいまの報告にも申し上げましたように、買収が前回に比しまして相当数上回っておるというのが実情でございます。

なお、買収の中でも、さらに申し上げますと、後援会中心の買収事犯というものが今回の選挙では相当多かったという印象を私も持っております。

以上でございます。

○佐藤三吾君 国家公安委員長として、いまの状況どう思ひますか。

○国務大臣(後藤田正晴君) いま局長から御報告申し上げましたように、前回よりは今回の方が買収事犯がふえておるのでございます。いろいろな原因もあろうかと思ひますが、何といひしても一番肝心なことは、金のかからない選挙をどうするかということであろうと思ひますが、やはり候補者みずからがよほど考えなきゃならぬという面が一つございまして。もう一つは、国民一般の政治倫理といひますか、政治道義といひますか、そういう面についてのさらに一層の啓蒙運動、こういうことを進めることによって、制度の面にもらみながら、やはりこういった今日の選挙の実態を漸次改善を図っていくことをやらなければならぬと、かように実は考えておるわけでございます。

○佐藤三吾君 警察庁。今度の違反の中で、第二次大平内閣の大臣、政務次官、そういう方々は一体どの程度ございまして、特に大臣はだれとたれですか。

○政府委員(中平和水君) 実は、私どもの方では個人別の違反統計は集計いたしておりませんので、直ちにお答えいたしかねる次第でございます。

○佐藤三吾君 個人別に挙げなければ、何百何十何人とはならぬわけですね。ならぬけれど

も、まあ私の方で新聞に出ておるやつを見ると、後藤田さんが出ておりますね。それから、宇野行管長官も出ておるようにあるんですがね。そのほか何かございましてか。

○政府委員(中平和水君) 十一月九日付の毎日新聞をお示ししたと存じますが、この新聞出ましたので、私も事務的にそれぞれの府県に若干確認したことはございまして、そのときの状況では、この数字は、当時の県警の状況としてはこの数字と大体合致しておったような記憶がございまして。

○佐藤三吾君 中身をちよつとその中から言つてください。大臣、政務次官。

○政府委員(中平和水君) 武藤嘉文さん、それから宇野宗佑さん、それから後藤田正晴さん、大西正男さん、このように記憶しております。

○佐藤三吾君 宇野行管長官と後藤田国家公安委員長は一体どういふ内容ですか。

○政府委員(中平和水君) 後藤田大臣の分につきましては、買収事犯だったというように記憶いたしております。

宇野大臣につきましては、手元に資料がございせんのでわかりかねる次第でございます。

○佐藤三吾君 後藤田さんの場合は、内容はどのようなことですか。

○政府委員(中平和水君) 内容につきましては、事件が三つぐらいございまして、主なものは町会議員である運動員が選挙人に対して買収をしたと、こういう事犯だったように思っております。

○佐藤三吾君 いや、買収が何人そのほか何人あるんじやないですか、数字が。個々の数字が挙がっているんでしょ。

○政府委員(中平和水君) 件数で申し上げますと、十七件、十六名でございまして、逮捕者が六名でございまして。

○佐藤三吾君 十七件、十六名で、逮捕者が六名。全部買収ですか。

○政府委員(中平和水君) 買収事犯でございす。

○佐藤三吾君 法務省来ていますか。——後藤田

さんの場合には、四十九年の際も、参議院の徳島地方区で大量な買収、金権選挙というのが新聞にぎわしたわけですが、何か責任者が二名逃亡しておるとか、いろいろ出ておったんですが、その違反の状況なり公判の状況というのはどうなっておりますか。

○説明員(根来泰周君) まずお断りしなきゃならないわけでございますけれども、警察庁と同じでございますまして、私も、候補者別には統計はとっていないわけでございます。したがしまして、今回御質問があるということ、私も特に徳島地検の方に依頼しまして、倉皇の間にとめたものでございまして、大分誤りがあるのじやないかということをお断りしているわけです。

それから、いまお尋ねの、四十九年の事件は相当古うございまして、記録も大分廃棄した部分がございまして、いまお尋ねの逃亡者が何人かという点についてははっきりした資料がないわけでございます。ただ、違反件数等につきましては、大体私も調査いたしましたところでは、受理人員でございまして、全部で二百七十三人。現在公判は全部終わりました、公判未済というのはゼロということになっております。

○佐藤三吾君 公判の結果の内容を言ってください。

○説明員(根来泰周君) 起訴されたのは五十人おりますので、一々御質問にお答えするというわけにはいかぬわけでございますが、重い方で懲役二年六月、執行猶予四年という方から、罰金刑という方までいろいろございまして。

○佐藤三吾君 そのいろいろの内容を言ってください。

○説明員(根来泰周君) 先ほど申し上げましたように、全部で五十人ございまして、全部私どもの方で調査しておりますわけございませんので、お許しただければありがたいというふうに思ひます。

○佐藤三吾君 いや、いま持っているだけでいいですから。

○説明員(根来泰周君) 先ほど申し上げましたように、懲役刑で申しますと、長期の者は懲役二年

六月、執行猶予四年という者から、低い者は懲役三月、追徴金二万円、執行猶予三年というような者。それから罰金刑で申しますと、高い者は罰金五万円、追徴金二万円というような者、低い者につきましては罰金二万円というような者、その中でいろいろ量刑がございます。

○佐藤三吾君 それは、それぞれの員数はわかりませんか。

○説明員(根来泰周君) 御理解いただけたらと思いますけれども、裁判というのはもう非常に区々に分かれておりますので、懲役一年は何人という数にはちょっと出してないわけでございますので、お許しくださいと思います。

○佐藤三吾君 まあ対象が国家公安委員長だから、法務省の方が遠慮してなかなか報告がないんじゃないかと私思うんですが、これは警察庁にお聞きしますが、五十一年の十二月五日の選挙で後藤田さんは買収事件等があるんじゃないですか。

○政府委員(中平和水君) 五十一年のときには、買収、供託、四十八件、四十四名でございます。内訳は、買収三十三、供託十一でございます。

○佐藤三吾君 どうもはつきりしないね。——私が調査したのは、国家公安委員長、あなたの選挙違反の状況を見ると、四十九年の七月七日が買収が二百七十、戸別訪問三で計が二百七十三。五

十一の十二月の選挙で、買収が四十四、戸別訪問一で四十五。それから今回の選挙で、買収が十六という、買収事件がもう圧倒的ですね。また逮捕者が、四十九年のときに二十八名。五十一年のときに七名。今回六名です。こういうのがあなたの選挙違反の、言うなら実績というのか、前歴というのか。

ところが、あなたは四十六年は警察庁長官として逆に取り締まる方の総責任者だった。一転して今度は、三回の選挙ともこういう選挙違反を連続してやっておる。これがあなたにかかわる実績のようでございますが、先ほどあなたは選挙違反の

ことについては反省しておる。これは反省しておる実績と言えますか。

○国務大臣(後藤田正晴君) 私は最大の失敗の選挙は、やはり四十九年の選挙でございます。で、それを踏まえまして、自後の選挙につきましては違反者を出さぬようにということで、運動員の皆さん方にも事前にはよくお願いはするのでございますが、結果といたしましては、たゞいま御指摘がございましたように、前回——実は私は末端で、任意で検査せられた人の実情というのはわかりません、私には。ただ、逮捕者だけは、私自身申しわけないという気持ち強いものですから、よく記憶しておるのでございますが、御指摘のよう

うに、その後も逮捕者が、前回七名ですか——八名だと思えます。前回、いま七名とおっしゃいます。私が、私の記憶では八名のはずでございます。で、今回六名というように、当初申し上げましたように、まことにこれは私の不明、不徳の結果であると、深くおわびを申し上げます。不徳以外、おわびの言葉もないような次第でございます。それだけに、こういってことを踏まえまして、ひとつこれから将来に向かってはこういってことのないように、ぜひひとつ自分自身さらに戒めてやっていきたいと、かように実は考えておるわけでございます。

○佐藤三吾君 第二次大平内閣ができたときに、マスコミなどにも出されておったように、たとえば前警視總監をやっていた秦野章さんは、下がかわいそうだと。それから、新聞によつては、金庫番じゃないけれども、田中の警察署というのか、それに成り下がったと、日本の警察は。いろいろ書かれておるわけですね。これはやっぱりあなた自身も不本意かもしれないけれども、本来、国家公安委員長というのはそれだけの前歴を持つてなること自体に無理があるんじゃないですか。いまさらあなたにやめなさいと言つてもなかなかやめぬだらうけれども、本来ならこれはあなた自身が辞退すべき性格のものじゃないですか。いかがです

かという批判はありますけれども、私自身は別段そんなこと思つてないで、私は当時は事務の副長官でございますから、文字どおりの事務官として政策の立案に当たったと、かような関係でございます。

○佐藤三吾君 しかし、三十年来の友達のようなつき合いというのか、同時にまた上司でもあると。田中派でもあると。今度はそういう意味合いも含めて自治大臣、国家公安委員長という要職につくというふうな経緯から見ると、あなた自身はそうじゃないんだというのを何は強調しても、国民の皆さんから見ると、これはやっぱり刑事被告人の田中さんの、言うなら守り本尊としての要請であつたが、ついたらんどう、またつかしたんどうう、その期待があるんじゃないかと、こういう考えになるのは、これは私は自然だと思ふんです。その点は一体あなた自身は、全然ないんだというにはならぬでしょう。率直にひとつ、田中刑事被告人に対して、田中さん自体に対して、一体どうあつてほしい、こういう気持ちがあるなら、感想を聞かしていただきたいと思ふのです。

○国務大臣(後藤田正晴君) 田中さんとの関係はただいま申し上げましたような次第で、私が自治大臣、国家公安委員長になったというのは、これは大平さんが御選任になったことであつて、田中さんとは無関係でございます。

同時にまた、田中さんについてどう思うかという御質問でございますが、あの方はいま法廷の場に立つていらつしやるわけですから、その法廷の裁きを持っていただくという以外、私の口からそれ以上のことは申し上げるわけにはいけないのでございます。

○佐藤三吾君 何か、あなたが四十九年に大量の選挙違反をやつた当時の県警本部長ですか、いま警察庁にいらつしやるんじゃないですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) お答え申し上げます。谷口君という本部長でございますが、いま本庁の刑事局参事官として勤めております。

批判があることは私も重々わかつておるつもりでございます。その中で、そういう厳しい批判を肝に銘じながら、公安委員長として、まあ公安委員長というのには、御案内のように個々の事件について差し出がましいことを言う立場でございませんで、公安委員会の管理という面、ひとつ微力でありますけれども、一生懸命身をかく持しながらやってまいりたいと、かように考えておるわけでございます。

○佐藤三吾君 あなたは刑事被告の田中さんとは、何かふところ刀とかいろいろ言われておるようですけれども、一体どういう関係なんですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) 田中さんとは、実はもう三十年ぐらゐのつき合ひでございます。あの方が偉くなる前からの知り合ひでございます。したがつて、どちらかといひますと、まあ友人関係といったような関係でございます。仕事の面につきましては、大体私が官房の会計課長をやつておつたころ、あるいは交通課長時代にもありませんが、予算等の面でも、もうそのころは党の有力者になつておられましたから、予算なんかの面で非常にお世話になつたわけでございます。その後、御承知のように、私、官房副長官をやりましたから、そういう関係で今度は部下としてお仕えをしたわけでございます。世間ではいろいろ、いまおっしゃつたような言葉を使つていらつしやいますけれども、私自身は別段そんなことを考えているわけじゃないので、内閣当時は、御承知のように各省から優秀の方ばかり、大体各省の中二階、いわゆる参事官クラスから局長まで、内閣官房のそういう立場の人を入れて三十名前後、あるいはもっとかもしません。世間では後藤田マシと言われた機関でございます。これは要するに、政策立案機関ということで、朝八時半から官邸でめしを食ひながら一生懸命に内閣の施策を進めようというところで、いろいろな政策の立案に当たつたわけでございます。したがつて、そういう関係でございます。まあふところ刀とかなんと

かという批判はありますけれども、私自身は別段そんなこと思つてないで、私は当時は事務の副長官でございますから、文字どおりの事務官として政策の立案に当たったと、かような関係でございます。

○佐藤三吾君 しかし、三十年来の友達のようなつき合いというのか、同時にまた上司でもあると。田中派でもあると。今度はそういう意味合いも含めて自治大臣、国家公安委員長という要職につくというふうな経緯から見ると、あなた自身はそうじゃないんだというのを何は強調しても、国民の皆さんから見ると、これはやっぱり刑事被告人の田中さんの、言うなら守り本尊としての要請であつたが、ついたらんどう、またつかしたんどうう、その期待があるんじゃないかと、こういう考えになるのは、これは私は自然だと思ふんです。その点は一体あなた自身は、全然ないんだというにはならぬでしょう。率直にひとつ、田中刑事被告人に対して、田中さん自体に対して、一体どうあつてほしい、こういう気持ちがあるなら、感想を聞かしていただきたいと思ふのです。

○国務大臣(後藤田正晴君) 田中さんとの関係はただいま申し上げましたような次第で、私が自治大臣、国家公安委員長になったというのは、これは大平さんが御選任になったことであつて、田中さんとは無関係でございます。

同時にまた、田中さんについてどう思うかという御質問でございますが、あの方はいま法廷の場に立つていらつしやるわけですから、その法廷の裁きを持っていただくという以外、私の口からそれ以上のことは申し上げるわけにはいけないのでございます。

○佐藤三吾君 何か、あなたが四十九年に大量の選挙違反をやつた当時の県警本部長ですか、いま警察庁にいらつしやるんじゃないですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) お答え申し上げます。谷口君という本部長でございますが、いま本庁の刑事局参事官として勤めております。

○佐藤三吾君 選挙違反をやったときに、こんなきしょうという気持ちにはやっぱりこれは人間だから当然持ったことと思うんですが、今度は一体どういう気持ちですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) まあいま佐藤さんのおっしゃる気持ち、これは全然ないかと言いますと、これは私は一般的にはそれはうそになると思っています。だけれどもそうだと思うんです。しかし、私は違うんです。私は長い間警察におつただけに、ひとつ一切遠慮なしにやってくれということとを私は絶えず言っているんです。私のために警察の組織が乱れるということだけは絶対あつてはならぬと、かように私自身は考えておるわけでございまして。したがって、そういった点での私情と言いますか、それをばさんでどうこうということとは、私は一切ありません。むしろ、警察としては世間に対する顔もあるだろうと、したがって、私の選挙について非違があるならば遠慮なしにひとつ摘発していただいて結構だよということとを私は——もちろんこういう話ですから正式にそんなことを言うわけはありませんけれども、私的な合等の際にはそれを絶えず言っているのが私のいままでの姿でございます。

○佐藤三吾君 大体あなたの気持ち、意見というものを聞きましたが、先ほども私が申しましたように、これだけの選挙違反を反省するという、四十九年のときにも厳しく反省するというあなたの談話が出ていますね。そして五十一年にまた違反をやつて、また厳しく反省すると言つて、今度もまた違反をやつておると。そういう累積をしてきておるわけで、これが私は一朝にして直るとはとうしても信じられない。そういう身でありながら今度は国家公安委員長と、こういう立場になつたわけですね。

ですから、国民の皆さんから見ると、私はやはり自分の、つかまつておる六名ですね、この者について手心を加えるんじゃないか。もしくは、せっかく田中さんがあなたを国家公安委員長に据えたんだから、田中系統のところに手心を加えるん

じゃないかと、いろんな憶測はあるでしょう。それだけに、やっぱりあなた自身がそう見られておるといふ、少なくとも警察全体がそう見られる、そういう負い目の中で警察にならざるを得ないのがいまの実態だと思つていますが、それだけにあなた自身がこれにどうこたえていくか、国民の皆さんに。そうでないか。こういうことがやっぱりあなたのこれからの国家公安委員長の中で貫かれていかなきゃならぬと私は思つておる。その決意は、あなた自身がさつき、私は警察にも勤めただけにそういう私情をはさむことはないということと聞きまして。しかし、就任早々あなたが発言しておる経緯を見ると、やっぱり疑問にせざるを得ない点が多々ある。

たとえばあの政治資金規正法の問題ですね。これだけ問題になつておるのは、金権選挙に問題があると。もう大変な議論をして三木内閣のときに一つの改善が行われた。しかし、それでも不十分だということと、政治の浄化に関する防止対策協議会をつくつて、今回、九月ですか、答申しておる。ところが、その点におけるあなたの姿勢というものは、各新聞をずっと見ると、ほとんど共通して、きわめて「消極的な発言」と、見出しがですよ。そう受けとめておるわけですね。逆に言えば、あなた自身は一体どういう決意ですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) 御質疑の中にございましたような疑念があることは事実だと思ひます。それだけに私自身は、先ほど来申し上げまするように、自分の仕事を進める上においてはそういったことを十分腹に置きながら、あるべき当然の姿で仕事を今後進めてまいりたい。したがつて、仕事の実績でひとつ御批判をいただく以外方法がないだろうと、かように考えております。なおまた、私の仕事をやるのについて田中さんとは一切無関係でございますから、これだけははっきりと申し上げておきたいと思つてございします。なおまた、政治資金規正法の問題でございますが、これは例の航空機騒音問題等防止対策協議会

からの答申もございまして、それを受けられて大平総理から私の方に、この際、個人の経済と政治活動経済、これを区分けをして、そして政治活動経済の面については報告、公表をすること、こういう答申も出ておるんだから、この点についてひとつ自治省として事務的に検討をして、できるだけ早く詰めてくれぬかと、こういうお指図を受けております。それを受けてまして、現在選挙部におきまして鋭意検討中でございます。ただ、この問題は、自治省で検討をして、成案ができればまとめますが、その過程において当然、各党に關係のある事柄でございますので、与党である自由民主党はもちろんのこと、野党の皆さん方の御意見等も踏まえまして、その上で最終の案をできるだけ早くまとめたまいと、かように考えて、せっかく努力中の状況でございます。

○佐藤三吾君 さあそこで、いまのあなたの消極的な意見というのが出てくるわけだ。事務当局にそういう事務検討を命じて、そして各党の御相談というものは、これはあたりまえのことですわね。で、あなた自身は、防止協議会が出された政治資金規正法の強化、連座制の強化を含めて、あなた自身としては一体どういう結論を持っておるんですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) 私は、選挙部長には、実際具体的な問題について見るといろんな問題あるかもしれないが、私個人の考えは、改正はやるべきであるということとを話してございします。政治資金規正法の問題は。

それから、もう一つの連座制の問題でございしますね、これはきのうも公選委員会の方で御質疑があつたんですが、確かに選挙を正しくするというための一つの私は方法だと思ひます。これは。ただ、何といひましても、いまのたてまえが、やはり候補者自身と意思のつながりがあると、あるいは客観的に見て当然候補者と意思のつながりがあると認められて、十分指導、監督もできるという立場の人、そういった者が違反を犯した場合に、当然連座制の規定を適用してやるのがあたり

まえのことだと思ひますけれども、候補者の意思とは何のかかわりなく末端で行われておる場合に——まあ私、内容をよく知らないんです、正直言ひまして。規制のやり方について。いま問題になつておる案ですね。ただ、そのやり方いかんによつては、これは場合によると選挙が非常に暗いものになるおそれがある。いわゆる何といひますか、お互い摘発班をつくつてやるなんというようになつておると、本来選挙を正しくするための連座制の規定が、やり方いかんによつては逆の効果を生むと、新しい選挙運動のやり方というものが始まる危険性を感じておるわけでございしますから、連座制を、中身をよく吟味をした上で、これならばというのであれば当然これは規制を強化して一向私は差し支えないと思ひますけれども、やり方をよほど慎重に考えないと、結果が思わざる逆の方向に動くおそれがある。それを心配をしておりますから、きのうの御質問の際にはたしか五人とか十人が起訴せられた場合ですか、というお話でございましたが、あるいは判決があつた場合でも、どちらか記憶が定かではありませんけれども、その場合にはそれは当選無効になるんだと、こういう改革案はどうだと、こういう御質問でございましたから、それはちよつと私としてにわかには賛成をいたしかねるんですと、消極意見でございしますと、かように申し上げたような次第でございします。

○佐藤三吾君 大臣、ちよつと衆議院の方に呼ばれておるようですから、後でまたその後をやりま

す。きょうは大臣一人にして質問しようと思つたけれども、大臣がちよつと中座しましたから、財政局長、すでに予算編成期に入つておるわけですから、見通しを含めて、五十五年度予算要求の主要な問題点というか、それについてちよつとお聞きします。

○政府委員(土屋佳昭君) 御承知のように、五十五年度以降地方財政は大変厳しい状況にございま

て、御指摘のございました五十四年度におきましては、四兆一千億の財源不足ということでございます。これは交付税特別会計における借り入れと、それから財源対策債の発行等によって穴埋めをしたという状況でございます。で、その後の状況でございますが、私も景気との兼ね合いにおいていろいろ気にしておったわけでございますけれども、五十三年度の後期から、御承知のように企業努力とか、あるいは積極的な財政政策等もございまして、景気は少し上向きになってまいりました。現在でも内需を中心に順調に推移しておる、かように思っております。五十四年度の財政計画で組んだ状況は無事進めていけるであろうというふう

のか、ここが非常にむずかしい時期でございます。私もまだその点についての確なる推測ができません。ただ、全般を見ましては、私も財政収支試算等いろいろと将来を推測しておりますけれども、いま申し上げたような景気の動向とか、税の動き等から見まして、ことしの春ごろ税制の改正がないとした場合に見込みました財政収支の不足額、そういうものはずっと少なくなるだろうという感じは持っておりますけれども、いずれにいたしましても、景気が立ち直ったことのために、税収等が上がって、あるいは交付税がふえて、それによって財政収支が完全に黒になるような状態ということは考えておりませんし、かなりなやり調整を要するものがあるであろうというところは予想しておりますけれども、いまのところ数字を挙げてこういう状況ではなからうかということでは申し上げにくいというところでございます。

と同時に、税収も景気につれて若干上向きになってまいっております。五十四年度において、地方財政計画で見込んだものよりは若干出てくるであろう。これは税務当局からの詳しい見解が必要であればまたそれから申し上げることにいたしますが、まあ大ざっぱに申し上げまして、当初見込みよりは若干伸びてくるであろう。ただ御承知のように、地方税の場合は、所得税あたりが前年の所得というふうなこともございますから、国税の伸びあたりとはかなり事情は違うわけでございますが、緩やかながらも税も伸びておるとい

るの、五十四年度の財政の具体的な見通しがわかれれば言っておきたい。〇政府委員(土屋佳昭君) 五十四年度については、大体財政計画の線に沿って各地方団体において予算を組んでやっておられるわけでございまして、それについて見込んでおった収入面等においては、大体それがへこむというふうなことは想像できません。で、予定どおり進められておられるといたした決算状況になるかといった見通し等は現段階ではとてもできませんので、財政計画で組んで考え方を従った運営というものは、それは遂行できるというところを申し上げられる程度でございます。

〇佐藤三吾君 五十四年度の財政の具体的な見通しがわかれれば言っておきたい。〇政府委員(土屋佳昭君) 五十四年度については、大体財政計画の線に沿って各地方団体において予算を組んでやっておられるわけでございまして、それについて見込んでおった収入面等においては、大体それがへこむというふうなことは想像できません。で、予定どおり進められておられるといたした決算状況になるかといった見通し等は現段階ではとてもできませんので、財政計画で組んで考え方を従った運営というものは、それは遂行できるというところを申し上げられる程度でございます。

〇佐藤三吾君 五十四年度の財政の具体的な見通しがわかれれば言っておきたい。〇政府委員(土屋佳昭君) 五十四年度については、大体財政計画の線に沿って各地方団体において予算を組んでやっておられるわけでございまして、それについて見込んでおった収入面等においては、大体それがへこむというふうなことは想像できません。で、予定どおり進められておられるといたした決算状況になるかといった見通し等は現段階ではとてもできませんので、財政計画で組んで考え方を従った運営というものは、それは遂行できるというところを申し上げられる程度でございます。

〇佐藤三吾君 五十四年度の財政の具体的な見通しがわかれれば言っておきたい。〇政府委員(土屋佳昭君) 五十四年度については、大体財政計画の線に沿って各地方団体において予算を組んでやっておられるわけでございまして、それについて見込んでおった収入面等においては、大体それがへこむというふうなことは想像できません。で、予定どおり進められておられるといたした決算状況になるかといった見通し等は現段階ではとてもできませんので、財政計画で組んで考え方を従った運営というものは、それは遂行できるというところを申し上げられる程度でございます。

〇佐藤三吾君 五十四年度の財政の具体的な見通しがわかれれば言っておきたい。〇政府委員(土屋佳昭君) 五十四年度については、大体財政計画の線に沿って各地方団体において予算を組んでやっておられるわけでございまして、それについて見込んでおった収入面等においては、大体それがへこむというふうなことは想像できません。で、予定どおり進められておられるといたした決算状況になるかといった見通し等は現段階ではとてもできませんので、財政計画で組んで考え方を従った運営というものは、それは遂行できるというところを申し上げられる程度でございます。

〇佐藤三吾君 五十四年度の財政の具体的な見通しがわかれれば言っておきたい。〇政府委員(土屋佳昭君) 五十四年度については、大体財政計画の線に沿って各地方団体において予算を組んでやっておられるわけでございまして、それについて見込んでおった収入面等においては、大体それがへこむというふうなことは想像できません。で、予定どおり進められておられるといたした決算状況になるかといった見通し等は現段階ではとてもできませんので、財政計画で組んで考え方を従った運営というものは、それは遂行できるというところを申し上げられる程度でございます。

〇佐藤三吾君 五十四年度の財政の具体的な見通しがわかれれば言っておきたい。〇政府委員(土屋佳昭君) 五十四年度については、大体財政計画の線に沿って各地方団体において予算を組んでやっておられるわけでございまして、それについて見込んでおった収入面等においては、大体それがへこむというふうなことは想像できません。で、予定どおり進められておられるといたした決算状況になるかといった見通し等は現段階ではとてもできませんので、財政計画で組んで考え方を従った運営というものは、それは遂行できるというところを申し上げられる程度でございます。

つかぬじゃないです。御承知のように、財政計画は単年度でそれ自体完結するという見込みでやっておりますから、したがって、五十四年度で組んだものはそれで完結していくことになると思っております。したがって、五十五年度にどうなるかという場合は、結局五十五年度の新たな財政需要がどういう形になるか、それから財政収入の方がどういう形になるか、それによって地方財政の見通しを立てるわけでございます。その際に、歳出面においては、いま申し上げましたように、たとえば国の場合はかなり抑制をみてございまして、公共事業等も伸び率はもうほとんどないんだという報道もございまして、いろいろ見方がございまして、特に最近新聞等で御承知のように、私も正しく話を聞いておるわけではございませんが、来年度にかけて国の財政としては一応のフレイムというのをつくっております。で、ここから国のことを考えておるわけでございまして、私が知った限りにおいて申し上げますと、税収は五十四年度の当初見込みよりは国税の場合は四兆五千億ぐらいはふえるであろうといった前提のもとに、赤字国債は一兆減らしたい。そうすれば実際に使えるのは三兆数千億であるという前提のもとに、公債費の増加、それから地方交付税に当然増収分は幾分か回るわけでございます。その当然増収の経費を引けば残りはこれぐらいしか使えないと、そういう大まかなフレイムを立てて検討しておるという状況でございます。

〇佐藤三吾君 五十四年度の財政の具体的な見通しがわかれれば言っておきたい。〇政府委員(土屋佳昭君) 五十四年度については、大体財政計画の線に沿って各地方団体において予算を組んでやっておられるわけでございまして、それについて見込んでおった収入面等においては、大体それがへこむというふうなことは想像できません。で、予定どおり進められておられるといたした決算状況になるかといった見通し等は現段階ではとてもできませんので、財政計画で組んで考え方を従った運営というものは、それは遂行できるというところを申し上げられる程度でございます。

をしたわけでございます。

ところが、そのときの増税見込みであった場合は、たしか三兆六千九百億ぐらい五十五年度は赤字であるという前提で、五十五年度に五千五百億円ぐらい増収があるという、まあ税の何かは別といたしまして、見込んでおったわけでござい

ます。しかし、おっしゃいましたように、何かというところになりますと、一応消費税的なものができるということですが、決めておったわけじゃござい

ませんが、いろいろと税制調査会等で議論しておられまして、そういうことが頭にあったことは事実でございます。したがって、それがなくなつたということ——来年度は導入はないということは大体言えると思ひますので、そういった点では増税のない形ということを一応頭に置いておかなければならない。しかし、そうはい

いでも、新税はできなくても選択的な増税があるかどうかというところはこれはわからないわけございまして、国税においてもいろいろなことが検討されておるやに聞いております。したがって、その見通しはつかない。

しかし、全般的に見てみますと、これは非常に私見になりますが、五十三年度、五十四年度というものは税が思ったよりは伸びてきておるといことも事実でございますから、五十五年度も五十四年度で伸びてきたことを発射台にして推計をいたしますから、ある程度は、試算で考えておつたところよりは伸びるかもしれないという考えもないわけではございません。

そういった面がございしますと、ただいま申し上げました国税のフレームの中で、国税が五十四年度の当初よりも仮に四兆五千億伸びるとすれば、そのうちの交付税分は一兆以上伸びるかもしれぬという推測もつくわけでございます。それともう一つは、先ほど申し上げました、歳出幅がかなり抑圧基調であるという点から見れば、率直に申し上げて、ことし四兆一千億の赤字が出たほどのものは出ないであろうという予測は立てておるわけでございますが、それがどれぐらいになる

かということがわかりませんので、私どもとしても現段階ではどういった対応の仕方をするかということもまだ明確には申し上げられないわけでございます。しかし、これは早急に詰めなければならぬ問題でございます。

○佐藤三善君 交付税率は引き上げますか。

○政府委員(土屋佳郎君) ただいま申し上げましたような状況でございますから、具体的に一体どの程度赤字幅が出てくるのかと、そういったこといろいろ絡んでくると思ひます。財源対策としては、おっしゃいましたこと等も含めて、その結果を見ながらでございますけれども、広い立場から検討しなかならぬと思つております。

○佐藤三善君 何か余りようわからぬけれども……

また別の角度から聞きたいと思ひますけれども、行政管理庁の方では、一省一特殊法人ですが、十一以上のところは二特殊法人、それ以下は一、さらに認可法人を含めて整理縮小すると、こういう方向が出されているのですが、これは十二月十日までに一応まとめるという方向でやられているわけですが、自治省としては一体どういうお考えですか。

○政府委員(石見隆三君) 自治省といたしましては、現在特殊法人といたしまして四つございします。御案内のとおり、特殊法人が国全体として百十一あるようでございますが、新聞にも出ておりましたように、行政改革の一環といたしまして、一省につきまして特殊法人が十以下の省につきましては一つ、二十以下につきましては二つ減らすという一応の基本的なめどを立てて作業をしておられるわけでございます。私ども所管いたしてお

ります特殊法人四つは、もう御案内のとおり、いずれもそれぞれの機能を果たしておるわけでありまして、簡単に廃止というわけにはなかなかできません。まあ、簡便に廃止というわけにはなかなかできません。今後これをどうするかというところは、いまお話しございましたように、一応行管庁としては十日をめどにして各省庁と十分話し合いをしたいということになって

おります。私ども現在行管庁に對しましてはこの四つの法人の現在の実態なり必要性というものをいろいろ御説明をいたしておる段階でありまして、まだ最終的にこの四つを三つにするとか、あるいは改組するとか、そういう結論を得るには至っておりません。いずれにいたしまして

も、予算編成期までにはこの辺の結論を行管庁としては各省庁と十分相談の上出したいということになっておりますので、私どもはそういう中で対応してまいりたいと考えております。

○佐藤三善君 認可法人、公益法人はどうなっておりますか。

○政府委員(石見隆三君) ただいま申し上げましたように、特殊法人四つのほかに私どもといたしましては認可法人一つを持っております。で、いま、広い意味では認可法人も含めて行政管理庁ではいろいろ検討を進めておられるようでありま

すけれども、当面対象になっておりますのは特殊法人四つということに重点を置いておりますのは特殊法人四つというところに重点を置いております。認可法人をどう今後処理されていくのか、私どもまだ明確な指示をいただいておりますが、この問題も含めて検討がされていくであろうというふうには考えております。

○佐藤三善君 そうすると、いま全然そういう方向では検討してないということですね。——してないというよりもできないと、こういう立場で十日には臨むという考えですか。

それともう一つは、自治省の本省自体の局、部の削減の問題も一諸に出ているのじゃないですか。

○政府委員(石見隆三君) 私どもといたしましては、特殊法人四つを行政管理庁のそういう基本的な方針に基づいてどのように対応していくかと、どのような御相談の仕方をするかということにつきまして、部内ではいろいろ関係各課、関係局とは協議をいたしておりますけれども、まだ最終的な結論を出すという段階には至ってないわけでありまして、いま申しましたように、これから最終的な時期までには部内としても結論を出し、行管

庁ともお話しをしたいと、こう思つておるわけがあります。

もう一点御質問ございました自治省の中の部局の統合という問題につきましては、これは私ども、新聞紙上等では行政管理庁としてはいろいろな角度から検討なさつておるといことは伺つておりますけれども、まだこの点についての具体的な話は承つておりません。と同時に、まだそういう意味でのわが省の中としての具体的な検討には入っておりません。

○佐藤三善君 これはどなたが御答弁できるのか、ちょっとわからぬですが、地方制度調査会が九月十日に答申しましたですね。この中で、今後継続して審議する事項と、同時に、もうこの際ひとつ政府の方で受けとめて着手をしてもらいたいという区分けをしましたですね。それらの扱いは、当面五十五年度予算編成に向けていまだどういう状況にあるんですか。

○説明員(久世公義君) ただいまお話がありましたように、九月十日、十七次地方制度調査会の答申におきましては、引き続き十八次調査会で検討すべき事項というのがございまして、そのほか政府として行財政にわたる問題で検討すべきもの、これにつきましてはただいま検討中でございます。

なお、答申にもございましたように、国庫補助金あるいは事務配分、あるいは国の地方出先機関の諸問題につきましては、内閣に強力な推進機関というものを設けてその推進を図るようにと、こういうような答申をいただいたわけでございまして、この問題につきましてはいまもお話ございましたように、政府全体の行政改革が現在検討されております。そういう中において地方制度調査会の答申の趣旨を実現するべくいろいろといま相努めておる次第でございます。

○佐藤三善君 いろいろその中で聞きたい点があるんですが、特に補助金整理の問題ですね、これはどういうふう具体的にたつていますか。

ございますから、この機会をとらえて、いま私が言ったような方向で改革が行われることを私自身も期待しておるし、努力もしたい。で、地方制度調査会の十七次の答申等を見ましても、まさに私は考え方はそういう立場に立つてあれはできておると思います。だから、その線に沿ってやっていきたい。ことにまたあの答申の中にはそれを強力に推進するために政府としてもひとつ推進体制をつくつたらどうですかと、こういう御答申も得ておるわけですから、そういう線に沿つて私は政府全体としても少し地方の自主制、創意というものを生かした、そして地方の特性を生かしながら地域開発というものができる体制をつくる。そしてその特色ある地域づくりの総集合によって新しい国づくりに持っていくんだと、こういうことが私はいま要請せられておることじゃないのか、それがいわゆる地方の時代であろうと、私自身はさような考え方を持っておるわけでございます。

そこで、そういう意味合いで、今後自治を担当する者として、政府の中でせつかく努力をしたい、きたいと、かように考えるのですが、ただ、やはり長年の沿革といいますが、歴史といいますが、それが山積しておるだけに、この仕事は私はなかなか一朝一夕でいけるものとは思いません。しかし、方向はやはりその方向で、あらゆる機会をとらえて一步一步現実的な効果が上がるような努力を積み重ねていきたいと、かように私自身は考えているような次第でございます。

○佐藤三吾君　たしかあした第十八次地方制度調査会の第一回があるんですが、そういう大臣の話を聞くとかやっぱり皆げつそりすると思うね。あなたの前任者の加藤さんが自治大臣のときに、言うなら、要約するとあなたが言ったようなことを言いよつた。国と地方の両輪論。そして国の方針に従つてと。いまあなたもそうおっしゃつた。従うんじゃないんですよ。国の方針に地方が協力する——対等なんですよ。その発想があなたにもない、いまのあなたの発言の中に。澁谷自治大臣は

自治分権と。何でもここで質問すると自治分権。地方自治の確立のために私は体張ってやりますと言いつつ切ってきた。両輪は総理大臣が言えればいいんだ、自治大臣はそんなこと言う必要はないと、こういう立場を堅持してきた。あなたのいまの話は聞くとまたダウンしちゃった。そういう印象を私はいま率直に受けたんです。

問題は、たとえばこの十三兆円に近い膨大な補助金がふえてきておる。地方を經由する場合に、各省は必ず自治大臣と協議しなきゃならぬ。言うなら協議の中でふえてきたと言っても過言ではないんです。問題は、そこに自治省の姿勢が、地方自治、分権というそういう思想がきちんとないために、今日こういう極度の中央集権、補助金政策、こういうことに成り下がってきておるわけです。たとえば国費職員的身分移管問題でもそうです。あれはたし書きで、「当分の間」と書いてある。もう三十年たっている。三木総理時代にこれをやりますという総理大臣としての決意も表明されて、衆参両院でも決議された。ところが、いまだにそれが実現しない。それに対して、一体自治大臣としては、いままで各大臣が全力を挙げたと思うんだけど、しかしやはり車の両輪論という発想ですね。国の方針に従ってという発想ですね。そこから抜け切らないために今日こういう形骸化した自治体に追い込まれてきた。財政的に、行政的に、そういう意味では、いまあなたのような発言では、これはあした地方制度調査会発足して議論したって、まさにこれはもうどうしようもない。いかがですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) 私のお答えで、地方分権の考え方が消極的であるという印象を与えたとするならば大変残念に思うわけでございます。私が申し上げておるのは、やはり国と地方というものには対等の関係だと、支配上下の関係ではないんだと、それはお互いの間で協力をすべき筋合いのものなんだと、こう申し上げているんです。で、その協力の仕方は、今日行き過ぎておるのは、一々の細かいところまで中央官庁が指図をしてい

るではないか。その手段として、小さなつまらぬ補助金を使っているではないか。あるいは補助金を使って、当然地方に任せればいいものを人間間で全部置いちゃめたといったようなことをやっているではないか。そういうことはどうしてもやめてもらわなきゃならぬのだと。そこで、協力のやり方としては、結局は法令です、基本は。したがって、法令の根本に手を入れる。そしてその法令で大枠を決める。その大枠に基づいて国が一定のこれは方針というのがあるでしょうから、それはひとつ示してくれても結構ですよ、しかし細かな指図は困るんですよ、それは地方にお任せくださいと。そうすることによって私は現在のこの過度な中央集権の弊害というのは直るのじゃないかと、こう私自身は申し上げておるのであって、そういう意味合いにおいて地方分権というものはもう少し推進しなきゃならない。これは地方制度調査会の答申にも、御承知のように、行財政の簡素効率化と同時に地方分権の推進、徹底ということが大きな柱になっておりますから、そういう線に沿ってやっていきたいんだと、かように私申し上げているような次第でございます。

○佐藤三吾君 そういう決意ならわかりますけれども、さっき聞いたときの決意といまはがらっと違ってきたわけだ。まあ、なるべくならひとつそういう決意でやってもらいたいと思いますが、当面、補助金の整理、許認可事務の整理の問題、さらに国の事務の地方移管の問題、この三つについては、五十五年度予算編成期を迎えてあなたは決意を持ってやると、少なくとも八〇年代に入らなければならぬ。それについてはひとつ通常国会を目指して実現できるように努力すると、こういうふうな受け取っていいですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) いま仰せのような項目につきましては、政府全体としまして現在取り組んでおります。で、さしあたり五十五年度にやるものはどれだと、三年ないし五年先をにらんでやることはどうだということのいま取り組みにかかっておりますから、五十五年度の分について

は、ただいま仰せのような項目につきまして、私としても地方分権を推進するという立場で参画をさせていただいて努力をしまいたい、かように考えております。

○佐藤三吾君 その一環として、三木内閣のときに総理が約束して衆参両院で決議しておる国費職員的身分移管については、この通常国会に向かつてあなたは全力を挙げてやると、そういうことで受け取っていいですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) その件につきましては、いま政府の行政改革本部で検討項目で取り上げられまして、そして何らかの結論を得たいということではございまして、検討中でございます。

○佐藤三吾君 検討と同時に、あなたはやりますね。

○国務大臣(後藤田正晴君) もちろん私は、先ほど言ったように地方分権の立場に立って、当然の主張としてやっていきたい、こう考えております。

○佐藤三吾君 そこで、さっきの話に戻りますが、政治資金の規正法の改正ですね。これはあなたのさっきの反省、決意。私は連座制の問題であんなの見解をさっき聞いておったのですけれども、問題は、国民の皆さんから見ると、具体的に言うならば、あなたのようなああいう四十九年の事件を起こしたときには、これは連座制が発動して議員失格にいかぬのはおかしいというところなんです、逆に言えば、二名逃げて、その逃亡者はだれかと言えば、最終的には禁錮三年の一人、だと思えますけれども、逆に言えばそういうところでおさまるところに問題がある。もつとやっぱ厳しくすべきじゃないか。これが私は国民の意見だと思ふんですよ。だから、そういう観点で私はもつとやっぱ選挙違反については政治家がえりを正す、正さざるを得ない規制が必要だと思ふんですね。そういう観点で私はこの問題について対処していただきたいと思ひます。

同時に、時間ございませんで聞きますが、政治資金規正法ですね。これについては、さっき

つかくあなたの御意見もあつた。あなたはこの問題について今度の通常国会に向けて確信を持って、ひとつ決意を持って提案をして、不明朗な金権選挙を打開する一方、同時に、国民の疑惑を招く不透明な政治資金のあり方について正して明朗化していく、これについて全力を挙げて提案し成立をさせる努力をする、こういう決意と受け取っていいですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) その点についての私の個人的な見解は先ほど申し上げたとおりでございますが、自治省としましては、できるだけ早く成案を得たいということで、選挙部で現在鋭意準備を進めておる段階でございます。で、その準備と並行しながら党の方とも十分協議をして、できるだけ早く成案を得たいと、かように考えております。

○佐藤三吾君 終わります。

○衛藤征士郎君 大臣にお尋ねしたいと思ひますが、臨時国会における総理の所信表明演説の中にも、田園都市構想あるいは地方の時代における新しい地方自治について触れられておったわけでございますが、特に、御案内のとおり町村財政というものはきわめて厳しいものがあるわけでございまして、大臣にお尋ねしたいことは、地方財政のいわゆる再建確立についての大臣の取り組み意欲というものを承りたいと思ひますし、また、特にこれとこれとこれを中心にながら取り組むのであるという、そういうところにつきましてもお尋ねを申し上げたいと思ひます。

○国務大臣(後藤田正晴君) 現在、国、地方団体ともに非常な財政困難事態に陥つておるわけですが、これは何と申しますか、石油危機を発端として、それ以来のこういう状況に相なつておると思ふのでございまして、私は、第一にやらなきゃならぬことは、一つは歳出の節減合理化、これはやはり徹底をしなきゃならぬのではないかと。これは国、地方を通じて言えることであらう。

で、地方財政につきましては、特に地方の自主性、自立性。先ほど申しました地方の時代にふ

わしい地方づくりをやるというためにも、何とい
いまして自主性、自立性を強化するためには地
方税あるいは地方交付税、こういったいわゆる一
般財源ですね、その増強を図る必要があるのでは
ないかと、こう思います。御案内のように、地
方交付税については三二%ということになってお
りますが、それは七割程度しかなくて、残りは借
入金であるとかあるいは財源対策債であるとかと
いうようなことによつて地方の不足をいま賄つて
おるような状況ですけれども、やはり本来的には
私は地方交付税をも含んだ、何といひますか、地
方税、地方の一般財源全体をもう少し安定的な姿
に持つていくのが本当のことではなからうかと、
こう思うわけでございます。そういうような意味
合いでも努力をしてまいりたいと、かように考え
ております。

○衛藤征士郎君 財政再建の柱として大臣が御提
言になりました地方交付税の問題でございませ
うが、特に財政力の脆弱な町村にとりまして、昭和
五十二年度決算で見ますと、歳入状況は実に地方
交付税に三八%を依存しております。地方税収
はわずかに一七%というような現状でございま
す。こういふことから見ますと、どうしても全
国の町村、特に町村でございしますが、財政再建に
つきましては地方交付税の交付率の引き上げであ
るとかあるいは対象税目の拡大とか、これにより
まして地方交付税総額を確保しなきゃならないと
いう、そういう悲壯感を持つておるわけでござい
ます。これにつきましては、全国地方六団体の方
から、自治大臣あるいは財政局長の方にかねてよ
り強い要望があったわけでございしますが、なか
か思うに任せないという現状でございします。

まあ考えてみますと、国家というのは、国づく
りの単位といたしまして、一番小さな単位も最も
大切な単位としまして市町村があるわけでござい
ますが、その市町村が現在全国に三千二百五十六
ですか、ございしますが、その三千二百五十六の市
町村、しかもその市町村一つ一つが国づくりの最
も大切な単位である、そういうところに総理のお

つしやる田園都市構想であるとか、あるいは家庭
基礎の充実の思想なり、あるいは地方行政あるい
は国づくりの哲学なりがあるから発生したもの
であると思うわけでございしますが、そうであれば
あるほど私は大臣が今後取り組む姿勢として、国
づくりの最も最先端にある、大切な単位でもある
町村、しかし自治権を持つておるこの町村、これ
を大切にしていこう。そのためには言うまでもな
く大臣が御提言されたいわゆる財政再建というこ
とをなさなければいけないんですが、その大宗を
占める地方交付税の交付率の問題につきまして、
かねて何度もこの場で議論をされたんですが、私
は、大臣の地方交付税の交付率の引き上げに對す
る意気込みというものを聞かせたいと思つて
わけでございしますが、いかがでございませう
か。

○国務大臣(後藤田正晴君) 御意見、よくわかり
ました。
地方交付税の税率の引き上げを含めまして、い
づれにいたしましても地方の財源不足を解消する
というための努力を全力を挙げてやりたいと、か
ように考えます。

○衛藤征士郎君 この問題は、全国の町村長大会
とかあるいは全国町村議長会初め全国地方六団体
で必ず大会決議をされ、また特別決議をされてき
たこととございします。しかし、くどいようでござ
いしますが、四十七都道府県、全国三千二百五十六
の市町村長、市町村議会議員、都道府県知事が挙
げて大会決議をしても何らこれが進捗を見ない
というところ、これは私もとしましては、地方自治
を考へる国会議員としましては、議員立法をもつ
てしてでも取り組まざるを得ないというような、
そういうせつば話だった、いわゆるニーズと、そ
れと危機感というものをさえて持つておるわけでござ
います。

たそういうことにつきましての御理解といまし
ようか御認識がいますでございしたか、お伺
いしたいと思ひます。

○国務大臣(後藤田正晴君) 私も自民党の中で従
来地方行政部会に所属をいたしておりましたの
で、そういった強い御意見があることは百も承知
をいたしております。

○衛藤征士郎君 次に、地方自治と深いかわり
を持つております法務省の登記所の問題につきま
してお尋ねをいたしたいと思つてわけでございま
す。

この問題につきましては、私は先般の委員会
でも質問をさせていただきましたが、自來、この登
記所の出張所の統廃合が進められておるわけで
ございしますが、昭和三十年代の町村合併時における
登記所のいわゆる適正配置による統廃合というの
はこれはやむを得ないと思つてわけでございませ
うが、御案内のとおり、昭和四十六年以降も適正配
置ということと一律に統廃合が進められておるの
でありますけれども、この法務局の登記所という
問題は、全国の、特に農村山村漁村の過疎地域に
おける町村においては、登記所の統廃合というの
は非常に大きな意味を持つております。昭和三十
年代でありますと、交通の便もよい、バスの便等
かなり頻度もあつてよかつたのでありますが、
御案内のとおりだんだん過疎化が進みまして、赤
字路線がふえてバスの便の頻度も少なくなつてく
る。一方におきましては、過疎化が進むというこ
とは、行政区域も非常に広大なものでございま
すから、その三つ四つを一つにしていこうというこ
とになりますと、農村山村漁村における方々には、
単に経済的な負担だけではなく地方自治という精
神的な側面から見たときの大変大きな負担にもな
つておるわけでございします。

たとえば、御案内のとおり、登記所なんとい
うのは明治の初頭につくられたものが非常にだく
さんあるわけでございまして、明法以来百年ある
は百十数年続いた登記所が閉鎖されていく。戦後
でございましたような農林統計事務所とかあるいは食

糧事務所というようなもの統廃合とは違つた意
味で、この登記所は人の戸籍に次ぐところの、い
わゆる自治の根幹とも言われる土地の問題、地籍
を扱うところとございしますから、町村にとりま
しては第二の町村役場の役割りさえも持つてお
る。これが廃止される、統合されるということに
つきましてはかなり抵抗があるわけでございま
す。

それでお尋ねしたいことは、適正配置とい
うこの基準といひましようか、それはどこから出
てきておるのか。一律に行管の言うところの行政
改革の路線にのつてせざるを得ないのか、そ
れとも適正という言葉に見られる適正配置をした
方がスムーズに事務が進むために行われてきたの
か、その辺のところにつきましてもお尋ねいたし
たいと思ひます。今後さらにこの統廃合を進める
計画があるのかどうか。いままで幾つ統廃合をし
てきたのか。また、統廃合のいわゆるルールとい
うものは何であるか。それをまずお尋ね申し上げ
たいと思つてわけでございします。法務省に。

○説明員(藤井正雄君) 昭和四十六年から登記所
の適正配置計画が実施されるようになりまして、
五十四年の十一月末現在で四百八十五庁の統合を
実施いたしております。今後の計画といたしまし
ては、特別新たな計画を立てて推進するといひ
わけではございませんが、いままで計画を立てまし
て推進してまいりましたものがまだ完全には行わ
れておりませんので、従来実施しましたものと
バランスなども考慮しながら積み残した分につ
きましてなおしばらくこれを進めてまいりたいと、
こういふふうに思つております。

申し上げるまでもなく、この登記所の適正配置
計画と申しますのは、政府の行政機構の簡素合理
化という施策ののつとて行つておるものでござ
います。単にそれにとどまらず、登記行政の適
正化という面にも非常に大きなメリットがある
といふふうに考えておるものでございします。まあ事
務量の多少にかかわらず人員を配置しておるとい
う人員配置のむだをなくすという意味で、行政機

構の簡素合理化の目的にかなうわけでありすが、同時に、職員が複数配置されていることによりまして、相互の協力、チェックの体制ができて、登記の過誤を防止することに役立つわけでありまして、また、分業による能率促進という効果も出てまいらうかと思ひます。

さらに、これは職員の処遇の改善という面にも役立つものであらうかと考えております。登記所には、職員が常に庁舎の中に居住して一日じゅう拘束をされているという状態にありますので、できる限りこういったものも解消していくという方向に持っていきたいというふうに考えているわけでございます。

○衛藤征士郎君 これからの計画で、幾つのいわゆる登記所を統廃合する予定でございますか。いまからの計画、いま進んでおる計画の残りは幾つあるのの計画でございますか。——いま、四十六年から進められておると、すでにやってきましたところのバランスをとっていかざるを得ないということでございますから、その四十六年の計画がいま進んでおるのでございましょう。ですから、あと幾つ残っておるのかということでございます。幾つ計画路線にあるのか。

○説明員(藤井正雄君) お答え申し上げます。大体計画といたしましては、あと百庁程度あるうかというふうに考えております。

○衛藤征士郎君 あと百庁程度が計画にあるのだけれども、これ以外はどうして統廃合してきたのですが、統廃合できたというのはいわゆる地元の抵抗が比較的になくて、話し合いができたから進んできたかと思うのですが、この残りの百というものはその町村のニーズなりあるいは町村のまあ強い抵抗といひますか、そういうものがあつて残されてきたのか、たまたま年次計画でこの百だけが残っておるのか、その辺のところはいかかかなものでしょうか。

○説明員(藤井正雄君) これまでも、できる限り地元町村の御納得をいただきまして、御了解を得て統合するように進めてまいっております。

で、今後ともそのように進めてまいっておりますが、なかなかそのように御了承を得ることがむずかしいということが残っておるものが相当数ございます。

それからいま一つは、統合によって一の登記所に他の登記所を受け入れる場合に、建物について手当てをする必要がございますが、それが一度にはできませんので、順次施設を整備しながら統合を進めていくと、こういう状態にございます。そのためにおくれているものもございまして。

○衛藤征士郎君 これは地域によってかなりばらつきもあるし、また事情も違うかと思うんですが、大分県の場合ですね、これは計画としてはどうなっておるのでしょうか。

○説明員(藤井正雄君) 大分県につきましては、四十六年以降現在までに十三庁を統合いたしました。今後の予定庁数としては五庁でございます。

○衛藤征士郎君 十三庁統合したんですが、その統合するときも、配置された人員ですね。統合された後のいわゆる人員の数ですね、員数。それはどうなっておりますか。

○説明員(藤井正雄君) ただいま申し上げました廃止十三庁のうち、十一庁は一人庁でございます。二庁が二人庁でございます。したがって、十三庁で十五名になります。その十五名のうち八名、それからそれ以外の庁へ配置された者が七名と、こういうことになっております。

○衛藤征士郎君 それ以外という七名の職員というのは、大分県の中ですか。

○説明員(藤井正雄君) さようでございます。

○衛藤征士郎君 そうすると結果的には、統合される前と統合した後と、今日も、職員の数は変わらないと、大分県の中の総枠では。そういうことです。

○説明員(藤井正雄君) そうでございます。

○衛藤征士郎君 これから大分県で五庁統合されるわけなんです、まあこれはあくまでも計画ですが、計画路線に準がっておりますが、大分県

の事情いろいろあるようでございますが、いま私が見聞きするところによると、佐賀県ですね、佐賀県の登記所、明治二年に開設されたこの佐賀県の登記所、これが大分の鶴崎に移るといふ問題ですね。これは二十キロ以上も距離はあると思うんですが、これを将来鶴崎に移す予定ですが、佐賀県では新産都市法に基づく臨海工業地帯で、八号地の後背地で、これから非常に大きな土地が動くという問題も起こってきますし、あるいは九重、玖珠の問題でも、補助整備事業の問題とかありまして、また竹田市に計画されておる直入郡の久住町と、それから直入町と大野郡の大野町を竹田市に移すという計画があるようでございますが、大変な遠隔地からこの竹田の統合された登記所に来るんですが、しかし、その人員につきましては恐らくまた同じじゃないかと思うんです。また、一方佐賀県の方は人の数をふやさなければ恐らく対応できないんじゃないかというふうにも私は思ふんです。

そして反面、その自治体の住民の皆さん方、マイカーを持っている人はいいんですが、マイカーはない、バスの便はきわめて悪い、いわゆる弱者と言ったら大変申しわけないんですが、特に弱い立場にある、こういう方々にとっては一日がかりになつてしまふということも考えられますし、また行政の事務執行の上から見て、いままでは役場の隣接にある、あるいは同じ敷地の中にあるとか非常に便利がよかつたんですが、こんなことを考えますと、住民の皆さん方、これは農協にしても、あるいは商工会にしても、青年会議所にしても、町村長にしても、青年会議所とか婦人会とかあらゆる団体が特別な決議みたいなことをして、何としてもでも移さないでくれと、こう言っているわけですね。移してみたら、その職員の数もどおりか、あるいはふやさざるを得ないという状況さえ見込まれる。

おける農村山村漁村におけるところの、まあ明治のロマンをそのまま秘めてきたその登記所を、たつた一つの国の町村における出先機関を、あえてここで統廃合せぬでも、残りの分についてはいいんじゃないかなと、そういう感じがするんです。いま行政改革のいわゆる鉄槌みたいなものがありますけれども、私はこの嵐の中で大平総理のおっしゃる田園都市構想とか、家庭基盤の充実とか、農村山村漁村を大切にしていきたいという新しい地方の時代におけるこの象徴とも言ふべき登記所については、私は一律に統廃合をしなればならないということにはならないんじゃないかなと思ひまして、この百についての再考慮をお願い申し上げたいと思ひます。

これについては行管の答弁をお願いいたしますし、また私は特に自治大臣から、自治サイドから法務大臣に、そして行政管理局長官に強くこのことを要請していただきまして、何とかこのような事情でございまして、この百庁についてはこのままとどめていただきたいと、このようにお願い申し上げます。よろしくどうぞお願いいたします。

○説明員(武智敏夫君) お答えいたします。

現下の厳しい内外の諸情勢にかんがみまして、行政の簡素、効率化の一層の推進を図りますことはきわめて重大な課題であるというふうにわれわれは考えております。したがって、現在問題になつております地方法務局等の出張所も含めまして、地方支分部局等につきましては、その設置当時におきましては必要なのでありまして、その後の社会経済情勢等によりまして再検討を要するものにつきましては、やはり積極的の検討していかざるを得ないというふうにわれわれとしては考えておるわけでございます。

ただ、先生御指摘のとおり、登記所の問題につきましては、非常に歴史的沿革等も持っておりますし、地域におけるいろいろの問題もございまして、それは一律というわけにはまいらないというふうにわれわれも考えております。先ほど法務

省の第一課長からも答弁なされましたけれども、われわれとしては、やはり行政改革とそれから登記所の適正配置と、それから地元における住民の利便というような三つの、それぞれ相反する場合もありまう三つの場合もあるかと思ひますが、そういう三つの中において何とか調和させつやうにしたいというふうな考へておるわけでございます。

で、先生御質問の今後の予定でございますけれども、御承知のとおり、現在十二月中旬を目途にいたしまして、行政改革計画をつくらうといたしております。で、その柱は一応十一月二十八日に行政改革本部で決定を見たわけでございますが、一つは特殊法人の整理合理化、二つ目は地方支分部局等の行政機構の整理合理化、三つ目は補助金の整理、四つ目が許認可事項の整理という、大ざっぱに申し上げまして四つの柱を決めておりました。それらの内容につきまして現在鋭意各機関等と調整を図っているところでございます。先生御指摘の、地方支分部局等の出張所につきましては、その中の一環として検討いたしてまいりたいというふうな考へておりますが、われわれ、先ほど言いましたように、従来からやっておるものにつきましては今後ともできれば継続していききたい。ただ、もとよりいろいろ沿革等もございまして、非常にむづかしい問題もございまして、そういうことにつきましては地元との調整を十分図った上でやっていきたいというふうな考へております。

○衛藤征士郎君 少なくとも見直しの対象になるということですね。これはよろしいですね。
○説明員(武智敏夫君) お答えいたします。
見直しの対象と申しますか、先ほど法務省の課長から申し上げましたとおり、従来からやっておりますのがまだ幾つか、数庁残っております。したがって、少なくともそれににつきましては従来どおりやっていきたいということでございます。
○衛藤征士郎君 従来どおりやっていきたいとい

う願望はよくわかるんですが、ただいま申し上げましたように、これにつきましては行管サイドでも、後ほど自治大臣から難たる申し込みがあると思ひますから、ぜひこれについてはひとつ見直しをしていただきたいと思ひます。
大臣、ひとつ答弁をお願いします。

○国務大臣(後藤田正晴君) 登記所の統廃合について、かねがねいろいろな問題があることは私も重々承知をしております。ただ、国の基本の行政改革の方針というものは、昨今の世論の状況等を受けて、この際行政改革を思い切つてやろうというところで進めておるわけでございます。先ほど行管からお話のようなことが基本の考へ方だと思ひます。

ただ、何といひますか、行政改革というのはやはり簡素、効率化、これが一つですけれども、それはやはり政府なりあるいは地方団体なりの立場に立つての簡素、効率化だけでは不十分だと。やはり何といひますとも住民、国民サイドに立つてなるほど簡素、効率化であるということですね。ばならぬと思ひます。そういう立場から、法務省の機構いろいろあると思ひますが、法務省としてはこれがたつた一つの住民サービスの機関なんですね。そういうようなことからいろいろな御意見もあり、およそ行政改革というのとはなかなか各論に入りますといふような御意見があることもよくわかります。したがって、衛藤さんのいまおっしゃいました意見はやはり住民サイドに立つて物を考へると、こういう御意見だと私は拝聴するので、そういう意味合いから、行管の方には私の方からも御意見をお伝えをしておきたい、かように考へます。

○衛藤征士郎君 法務大臣の方にもひとつ。どちらにも。
○国務大臣(後藤田正晴君) 承知いたしました。

○衛藤征士郎君 ありがとうございます。
○神谷信之助君 自治大臣兼国家公安委員長に対して、きょうは三点について質問をしたいと思ひますが、まず第一点は、国家公安委員長に御就任

をなさった後藤田さんの政治姿勢といひますか、政治倫理観といひますか、この問題についてお尋ねをしたいと思ひます。

国家公安委員長をお引き受けになつてから、国会で、あるいは国会前にも、新聞記者諸君なんかを含めまして、しばしば問題にされておりました。よく御承知だと思ひますが、私もこの点は歴代の国家公安委員長の名譽の問題、それからこれからの国家公安委員会制度自身の問題とも関連をしまして重要だと思ひますからあえてお尋ねをしたいと思ひます。

まず最初に、警察庁にお尋ねしますが、四十九年七月七日施行の参議院選挙、それから五十一年十二月五日施行の衆議院選挙、それから五十四年十月七日施行の衆議院選挙、この三つの選挙で、後藤田正晴派の選挙違反の事件、容疑別に、それぞれ逮捕の人員数、それからそのうち送検数ですね、検察庁の送つた数、それが何名というのを御報告いただきたいと思ひます。

ついでにちよつと申し上げておきますが、ね、こんなものは別にどうということないのです。数字を集めたいだけでしょう。ところが、その資料の提出を何ば求めても、警察庁は委員会でない、その答弁まで明らかにしない。これはひとつ国家公安委員長としてよく認識をしてもらいたい。ほかの省庁は全部出しますよ。法務省はちゃんと出してきていますので、それぐらいの数字は、この点だけつけ加えておきます。

それでは答弁を求めます。
○政府委員(中平和水君) 昭和四十九年の参議院議員通常選挙の際の違反の状況は、買収、供応百五十七件、二百七十名。うち逮捕者二十六名。この内訳は、買収で百四十二名、供応で百二十八名となつております。なお、文書違反が三件、三名、うち逮捕二名。合計百六十件、二百七十三名。うち逮捕者二十八名でございます。

昭和五十一年の衆議院議員総選挙の際の検査状況は、買収、供応四十八件、四十四名。うち逮捕者八名。その内訳は、買収が三十三名、供応が十

一名、それから戸別訪問が二件、一名。合計で五十件、四十五名。うち逮捕者八名でございます。
昭和五十四年の衆議院議員総選挙の際の検査状況は、買収が十七件、十六名。うち逮捕者六名、こういうことになっております。

○神谷信之助君 検察庁へ送つた数ですか。
○政府委員(中平和水君) それが送検数でございます。

○神谷信之助君 当時、特に参議院選挙の場合、糸山英太郎派の選挙違反に次ぐ大量逮捕事件という評判になつた件でありますけれども、このときには後藤田さんは、こういう事件を支持者の皆さんが起された、惹起された――まさか後藤田さん自身がそのことを指揮をしたり、あるいは知つておつて、あるいは黙認をされておつたということではないと思ひますけれども、こういう買収、供応の事件、これについてはどういふ感想をお持ちだつたわけですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) しばしばお答え申しておりますように、これは私自身もちろん知らないわけでございます。しかしながら、しよせんはこれは候補者が責任を負うべき事件だと私は思ひます。それだけに厳しい自己反省を加えておるわけでございます。

何といひますと、先ほど申しましたように、最大の失敗はあの参議院選挙であつたと思ひます。私は落選したのでございます。で、自分の経験から申しましても、選挙をやる者の身について一番厳しいのはこれは落選ということだと思ひますが、私自身はそうではありませんでした。私は落選以上のつらさといひますか、苦しさといひますか、それはやはり自分の選挙に關して多数の選挙違反を出したというこの事実でございます。それだけに、こういふことについては――また五十一年も五十四年も出てゐるでないかという御批判は、当然これは甘受しなければなりません。なりませんが、私はこの参議院選挙の経験というもの私の人生にとつては非常に試練でもあり、同時にまたこういう事柄についての厳しい反省

の上に立つて政治生活をやらなきゃならぬということだけは肝に銘じておるつもりでございます。
○神谷信之助君 後藤田さんは、四十四年の八月から四十七年の六月まで警察庁の長官として、日本の警察全体を指揮をしてこられたその責任者である。この間、選挙に当たっては選挙違反の取り締まりについて厳正な態度をもって臨んでこられたと思ひます。その後藤田さんが一転して今度は自派の運動員の中から選挙違反者を大量に出したわけですから、これは御本人おっしゃるように選挙に落選をしたということ以上に大きいショックだったと思うのです。

そこで、先ほどのお話の中に、したがってその点は候補者自身の責任が問われなきゃならぬというふうにおっしゃっています。当時の新聞をずっと見てみますと、そういう大量の選挙違反者を出した、その中には元警察署長さんだった人も含まれているというふうなこともあって、警察庁長官もやられた後藤田さんならば、しかも犯罪行為は選挙違反としては最も悪質な買収、供応ですから、これは日本の選挙制度を汚す最大の犯罪でもあるわけで、そういう事件を引き起こしたことに對してみずから責任を感じておられるとすれば、もうこれで政界から身を引いて、再びそういうことはおやりにならないのではないかとという報道もされておったのも二、三見かけました。ところが、その点について、一方では責任を感じていないながら、二年後の次の五十一年の衆議院選挙に立候補されました。このときはみごとに第二位で当選をなさいましたが、やっぱり買収、供応事件による逮捕者を出している。この辺は一体どういうように責任を感じるということ、あるいは責任をとるといふことをお考えになつていらっしゃるんですか。お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(後藤田正晴君) 率直に申しまして、実は四十九年の選挙といふのは、時間の余裕のなかつたせいもございまして、私自身、警察という立場で選挙を実は裏からは見ておるわけでございます。しかしながら、現実の選挙というものの

とわれわれが見ておる選挙の実態というのは、相当違つておるなというのが私の率直な感じでございます。同時にまた、私自身、そういう関係で、あの選挙はおみこしに乗つた選挙でございまして、どこでだれが何をやってゐるのかさっぱりわからないうのが実情でございます。ただいま御質問の中に、元署長がおつたこと、こういうことでございまして、これはおつたことは事実でございます。ところが、この方も、実は政治的な系列からいいますと他の陣営の方でございましてね、私自身は面識のない方であつたわけでございます。

そういったようなぶざまな選挙であつたわけで、ああいつた大量の違反が出て、これは本當に申しわけない次第でございまして、ならば一体その責任はどうだと、こういうことでございまして、人間お互ひに出処進退、右するか左するか、いろいろこれは複雑な経過を経て、悩まばくものでございまして。そういうた、悩まばくものでございまして。一度やそれきりというふうな考えでどういつた汚名をそそぎたいというふうな考えのもとに実は再度衆議院選に立候補した、そして今日に至つた、かような次第でございまして。

○神谷信之助君 七十四年の九月三日、七十四年の七月七日にいわゆる参議院選が施行されて、その後の九月の三日に、朝日新聞では、あなたは、「これ(選挙に)出るとしたら(違反は)出しません」と明言をされておられます。ところが選挙にお出になつて五十一年の選挙をやられた。それでやっぱり買収、供応の違反者を出している。一回目の参議院選挙はおみこしであつてわからなかつた。今度は、二回目はもうそういう点では、はつきり買収、供応なんかの汚な選挙はやらないと、またどのような支持者に對してもそういうことはやらせないといふことを恐らく心に誓つて選挙に臨まれたと思ふんだけれども、やっぱり出てきた。それからさらに先般の五十四年十月七日の選挙でも同じように出てきた。これはどういふことでしょうか。

それでも、だんだん逮捕される件数が減つてきたから、私の意思が通り出したので、この次はもうゼロにしますという、そういう責任のとり方ですか。問題は、責任のとり方というのはそういう責任のとり方でいいんでしょうか。一回目はおみこしでようけ出た。二回目は責任を感じて徹底をした、しかしそれでも出た。三回目も出た。ただ人数は、逮捕者の人員は減つてきた。次のときはゼロになりますから。そういう形で責任をとるという、そういう意味ですか。責任をとる内容を私はもう少しはっきりしてもらいたいと思ひます。

○国務大臣(後藤田正晴君) だれしも選挙に出る者として、自分の陣営に對しましては選挙違反を出さないようにといふことで十分な注意をしてもいいながら選挙はやるわけでございまして。しかしながら、今日の選挙の実態、まことに申しわけないんですが、四十九年の反省の上に立ちながらやつたにもかかわらず、再度こういつた結果になつたわけでございまして、その点について私は深くおわびを申し上げる以外申し上げる言葉はありません。これ以上どうなんだと、こう言われましても、なかなかこれはお答えのしようがありません。それを踏まえながら、今後の選挙についてはもちろんのこと、同時に自分の公の人間としての場における仕事についても、そういった厳しい反省の上に立つて今後身を処していきますと、こうお答えする以外実は言葉がないのでございまして。

○神谷信之助君 運動員の方で逮捕された方々に對してはどういふ感情をお持ちですか。
○国務大臣(後藤田正晴君) これはまさに私の選挙のために犠牲になられた方だといふ私自身は感じを持っています。それだけに、こういつた方々はおもひのこ、家族の方にも本當に申しわけないといふ感じを抱いておるのが率直な私の気持ちでございます。
○神谷信之助君 一面は私はそうだと思うんですが、あなたを支持をして一生懸命当選をさせるために運動をされた、その方が逮捕されるという事態になつた。しかし、逮捕された中身は買収、供応でしょう。民主的な選挙を最も害する犯罪行為でしよう。そして逮捕された方々は、買収、供応することが犯罪行為になると、選挙を汚すものだといふことを全く知らない方がなかつたんですか。そういう方ばかりではないでしよう。知つておりながら、当選をさせるためには買収もやらなければ、供応もやらなければいけません。そこまですらないと選挙には勝てないといふようにお考えになつてやられたわけじゃないですか。そういう買収したり、あるいは供応したりするのが全く犯罪行為にならないと、選挙には金で買収しても供応してもいいんだといふようにお考えになつてそういう事件を起こされたといふことですか。

一面では、あなたに對する個人的な関係であつたを当選させるために運動されたんですから、それで交通事故に遭つたとか事故に遭つたといふのは、それはお気の毒、わかりますよ。その事故の内容が問題です。そんなひどいことをして日本の政治を汚してらつては困る。そういう人々によつて支えられて仮に勝利をして国会に送つてもらつても、それでは日本の民主主義の土台である選挙を破壊するものだ。仮に当選しても私は辞退する。そして民主主義の土台である選挙の公正を断固として守る。それが警察庁長官としてやつてきたその経歴からいつても当然の立場ではないか。そうじゃないですか。その政治倫理観ですよ。当選さえすればいい、「一将功成つて万骨枯る」と。その人々にはお気の毒や、だからそれはいろいろなそれなりのことをなさるんでしうけれども、そのことは結局悪を伸ばすことでしう。選挙を汚れさせようことを認めることでしう。もつともうまいことをやれといふだけじゃないですか、警察につかまらぬように。同じことじゃないですか。
私も選挙を二回やりましたよ。買収、供応の違反者は一人も出しませんよ。やれるんですよ、金なんか使わなかつた。この事件で、たとえば参

議院選挙で一体どれだけの金が買収に使われているんですか。供応に使われているんですか。そんなことやって、まあ落選したけれども、今度は当選して、しかしたくさんの逮捕者が出た。がんばってこればいいとありますが、犠牲になっていただきましてお気の毒です、私はそのためにあなたがお金使った分ぐらいいちやんとお返ししますから、がんばりますよと。これだったらますます賄賂性を持った金の使い方になるでしょう。

一体、日本の民主主義を支える選挙について、警察庁長官をなさった方がどういう認識をお持ちなんですか。そこが私は最大の問題だと思うんですがね。いかがですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) もちろん、選挙違反を犯した方の行為の内容それ自身を私は認めているわけではございません。これはやはり選挙を汚すものでありますから、そういうことは私自身容認するわけにはいきなぬでございます。しかしながら、私がこの立場で、ともかく私の選挙のために、運動のために違反に問われたわけでございますから、こういう場においては、そういった方にまことにお気の毒な立場に立たせてしまったと、申しわけなかったと、こう言っておるわけでございます。行為の内容を私自身が容認しているわけではございません。それだけに、こういうことは将来ともにこれはないようにやらなきゃならないと、これはもう当然のことでございます。そう考えているわけでございます。

○神谷信之助君 やっぱりそこが問題ですよ。応援をして一生懸命やってこればいい、ちょうどまた交通事故に遭ったように逮捕されるといふ不幸なことになって犠牲になってもらいました、本当にお気の毒です。しかし、その行為は決して是認したわけじゃない。それはごまかしなんです。そういう行為を絶対にしてもうたら困ると思っていられませんか、そういう立場ならば、私は、これからもうそういう行為が続く限り、仮に当選しても、その場合には必ず私は議員

員を辞退をいたします、だから絶対にそういうことをしては困る。事実、やられたその後の五十一年の十二月五日にまた同じような事件が起こっているんですから、そこではっきり身を処したらい。そうして初めて、あの地域で激烈な戦いをやって買収、供応をやられているわけですから、そういう風潮を正すこともできるんですよ。みづからそういう立場に立たなくて、どうして公正な選挙を進めることができますか。

自治省は明るい選挙を進める運動をずっとやっているわけですよ、予算を使って。買収や供応をやったらいかなという宣伝をじゃんじゃんやっているわけでしょう。その自治大臣にあなたな選挙部を指導するわけですけどもね。私は大変だと思いませんか。しかも、今度三回目同じように買収、供応で違反者が出る。そして、国家公安委員長が就任を大平総理から言われて、そうして快諾なさった。まあみづから反省をして、そして厳正にやっているとおっしゃるが、私は、厳正にやれる保証はない。厳正にやるといふ立場なら、五十一年のとき五十四年のときのことをはっきりしなさい。あるいは国家公安委員長の就任を言われても、自治大臣は引き受けるけれどもこれは困る。国民がそのことを受けとめてくれないだろうと、はつきりそういう立場をとって初めて、確かに厳正な人だ、そういう立場をみずからは維持したいと努力をなさっていることは言えるでしょう。そのままだ公安委員長をお引き受けになる、そうして反省をして、そういう経験を――

買収事件を起こすような経験をたくさん積んでおられるのですから、買収が起こればもう選挙を進めると、そういうことが経験者だからより豊かだといえ言えるかもしれないけれどもね。しかし、国家公安委員長が選挙の公正を土台から崩すようなそういう事犯を相次いで出しながらも就任をされるということは、私は非常に怒りを感じるのです。

いまからでも私は遅くないと思うんですが、国家公安委員長をみづから御辞退をなさったらどう

か。そのことが国家公安委員会の制度をより厳正にし、そして日本の警察官すべてがそのことにさらにみづからの身をふるい立たせて、国民の信にこたえる、そういう道に進むだろう。そういう厳しさこそいま日本の選挙制度をより公正にする上でも、また警察行政をより国民の信頼を得る警察行政にするために求められているのじゃないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(後藤田正晴君) 神谷さんのまことに厳しい御批判、これに對し私は申し開きとか言いわけとか、そういうようなことを申し上げることはできません。率直に神谷さんの御意見は腹におさめて今後処していきたいと、かように考えております。

○神谷信之助君 これは後藤田さん自身がお決めることになるので、私はそういう意見を率直に申し上げておきたいと思っております。

それでは、第二の問題に移ります。次は、先ほども同僚議員が尋ねておりましたが、地方財政の見通しの問題です。

先ほどの御答弁を聞いておりますと、来年度の地方財政の見通し、全く何というか、五里霧中の感じがするんですね。もう年内に予算編成を完了するとか言われておりますが、今日の段階でまだ五里霧中。確かに税制はどうなるかと、あるいは歳出削減がどうなっていくのか、いろんな問題が絡んでいることはわかります。しかし、もうちょっと自治省としては来年度の地方財政の財源の見通しとその対策についての基本的な考え方というものを持たないと、あなた任せで一体行っているのか。まず国の財政が決まらぬと地方財政はどうにもならぬので、まずそっちが先に決まらぬと、ということ、まさに国任せでしょう。先ほどの話じゃありませんが、自治省の立場から言えば、地方自治を確立する、それに必要な財源をどう確保するか。そのためには来年度の予算編成に当たってどれだけの財源を要求する、その財源の中身としてはこれだけのものをどうしても必要とするというものを持たなきゃならぬのじゃないで

すか。その辺についてひとつ大臣自身の御見解、あるいは財政局長の見解、事務当局の見解ですね、それをお聞きをしたいというふうに思っています。

○政府委員(土屋佳昭君) もう来年度の予算編成時期に入っておるわけでございますから、お話のようにいろいろな角度から対策を検討しておかなければならないことは当然でございます。私ども内部的にはいろいろな資料等をもとに検討はしておるわけでございます。ただ、何分にも、具体的にそれではこういう程度の財源不足になるとかどうとかというようにものを申し上げるには、先ほども申し上げましたとおり、いろいろな不確定要素が多いということでございます。そういうことで、率直に申し上げまして来年度税収の伸びとか交付税の伸びとか、そういったこと等直ちに収支のギャップが埋まるとは思っていないわけでございます。

したがって、何らかの財源手当てが要するだろうと思っております。ただそれがどうなるのか、実際の経済の見通しというものが不明確な段階においてどういった税収見込みになるのか、そこも不明でございます。それから国の方ではある程度のマクロ的な形でフレームを示して財政の厳しさというのを訴えておるわけでございますが、そういった点から私どもとしてはある程度の予測はできるわけでございます。ただ、全般として地方財政の中で――国税とは地方税はやや事情が異なるので、推測がしにくい。また、推測するには若干現段階において資料も不足であるということ等もございまして、的確な見通しができない。それにまた、率直に申し上げまして、やはり国の予算が決まりませんと、それに対応する地方の歳出というものも組みにくくわけでございます。

公共事業一つをとってもそれがどういふことになるのか、先ほども申し上げましたが、各省の概算要求だけで直ちにこうだということも決めかねるわけでございます。それに対応する単独事業をどうするか等いろいろな問題があるわけござ

ては、今日行財政制度の改革といったような問題もございまして、そういう点を踏まえながら、自治省としてはあくまでも地方自治の立場に立って、その主張は十分主張として大蔵当局、財政当局にも申し入れはしなきゃならぬと、かように考へておるのですが、さて結果がどうなるかということになりますと、これはなかなか今日の財政状況から見まして、また経済の見通しの問題もありまして、一挙にいま根本改革まで踏み入れることができないかということになると、これはこれで、それは必ずやりますという約束までは——これは私は率直に申し上げないといけませんので言いますが、なかなか容易ならざる事業であるというふうに私は自身は考へております。

○神谷信之助君 まあこれ以上言ってもなかなかそれ以上のお答えはできぬだろうとは思いますが、しかし自治体の側から言つと、また来年の予算編成で結局こう張り切りで押し切られるのかと、せっかく勢い込んで自治大臣に就任をされたけれども、やっぱりあきまへんという感じが率直にしますね。これは大平内閣の政治の基本方針そのものの問題ですから、ここで議論をしても尽きないと思ひますが、いづれにしても、自治体が必要とする財源を、少なくとも借金を中心に追加をさせるということと穴埋めをするということだけは避けてもらいたい。これはもう特に六十年以降になつてきますと、いままで借りたやつ借金の元利償還が重なってきますから、大変なことになつてくるだろうというふうに思ひますから、その点は一つ申し上げておきたいと思ひます。

最後に、もう一つの問題は、有料の高速道路、これの課税の問題なんです。この問題を扱つてきた自治省、建設省、道路公団ですか、関係者間で委員会をつくつて検討されてきたんですが、これについて一体どういう段階でどういう結論になつてゐるか、まず簡単に報告してもらいたいと思ひます。

○政府委員(石原信雄君) 御指摘の、高速道路の固定資産税の課税問題につきましては、関係者の

意見が対立いたしましたして、その問題の解決のために有料道路負担問題検討委員会というものが設けられ、学識経験者を中心としてこの問題についての検討が一年以上にわたつて行われ、ことしの七月十日にレポートが発表されております。

この報告書の趣旨は、御案内のように、高速道路につきまして固定資産税を課税できるかできないか、すべきかすべきでないか、こういった問題についてはなかなか答えが出にくい。しかし、高速道路が通過する地域の自治体においていろいろな意味の財政需要が発生していることは事実である。そこでこの問題については、何といひましょうか、課税の問題に正面から答えを出すということはこの委員会では避けまして、具体的な財政措置で問題の解決をすることが適当だと。こういうことを述べております。で、従来からも講じております施策としての救急業務あるいは消防業務、これらについての財政措置を強化する、あるいは高速自動車国道の関連道路の整備でありますとか、関連各種の公共施設の整備、こういったものをさらに積極的に進めるべきだと、こういうことを述べております。それとはまた別に、いわば固定資産税の課税問題にある程度答える形で、高速自動車国道の通過市町村に対する助成金制度を設けてはどうかという提案をしております。この助成金は、高速道路の通過に伴つて生じます各種の財政需要にこたへる意味で、具体的にどういふ施設をつくるかについては関係自治体の選択を認めると。具体的には、たとえば交通安全施設でありますとか小規模な道路とか児童遊園施設とか集会所とか用排水施設とか、こういった各種の施設について、関係団体が選択して使えるような助成金を交付することが適当であると、こういう報告書が出されたわけでありまして。

この報告を受けまして、私も入り、関係省で、この通過地域の市町村の具体的な財政需要を調査し、この制度になじむ内容の事業が具体的にどれだけあるかということを経査した結果、日本道路公団関係だけで今後十年間に実施することが必

要と考えられる事業費が三百億円ほどある。それから、また同時に首都高速道路公団あるいは阪神高速道路公団の関係地域についても同様の問題があるということで、事業費を見積りまして、首都高速道路公団と阪神高速道路公団を含めて全部でおおむね四百五十億程度の事業費が十年間に必要であると予想されると、こういう調査結果が出たわけでありまして。

この結果を踏まえて、現在それぞれ関係省の方から五十五年度分として四十五億円の予算要求がなされております。私もそれといたしましては、これは長い間の懸案でありますので、この要求額が満額確保されるように関係省にも、また予算当局にも要請しているというのが現状でございます。

○神谷信之助君 そうすると、自治省としてはこの委員会の結論ですね、これでもう了承されたわけですか。

○政府委員(石原信雄君) 関係省の意見がなかなか合わずに結論が出なかつた結果、この検討委員会でもつと検討してもらい、それによつて問題を解決しようということできましたので、私もこの報告書の内容が完全に実現されるということが当面最も重要な道ではないかと、いまこのように考へております。

○神谷信之助君 これはちよつと重大ですよ。当委員会ではこの問題始めたのはまだ福田一さんが自治大臣のときですよ。そのときはだから十分時間がありましたから、有料道路が初期の時代の方法、それからいまのプール制に移行してからの方法、そういう時代もこの委員会では明らかにして、そして当時福田自治大臣はよく話はわかつた、それなら建設省と話をやろうということになつて、それから以後当委員会では毎年この問題は議論になつていまして。そうして、昨年度もそうです、このときも委員会の附帯決議で、「地方道路の整備の状況にかんがみ、特に市町村道の道路目的の財源の充実を図るとともに、昭和五十五年度から有料高速道路に対する固定資産税の課税、又は

これにかわる措置を講ずること」と。だから、固定資産税あるいはそれにかわる措置というのは、国鉄なり専売なりやつてゐる交付金、納付金ですね、ああいう方法を——まああれは固定資産税の大体半額ですけれども、しかし、少なくともそういう措置をとるべきだというのが衆参を通じて当委員会の大体合意になつてゐるわけですね。だから、そういう決議を踏まえて、そしてこの春の五月二十二日の委員会でも土屋局長は、「五十五年度の予算要求までにはこの附帯決議の趣旨に沿つた方向で解決をしたい」と。これは私だけではなしにほかの委員も質問して、そういう答弁をなさつてゐるんです。

ところが、いまのこの答申は全然違つてすよ。税金じゃないんです。あるいは、交付金なら自主的に、自主財源として自由に使えますよ。ところがこれから十年間の間に道路公団については三百億円その財源を準備しますと、必要な事業をやりなさいと、そうしたらそれに少したくだけでも、十年間三百億ですから一年間三十億でしょう。道路公団の有料高速道路というのはたゞさんの市町村を通じていますから、そこで防音壁をつくる、ここにいまの集会所をつくる、何をにつくる、それについてちよつとずつ——助成金ですからね、渡してやろうと。それで終わりますよ。これはもう使用目的が制限されてゐるわけですから自主財源にならぬわけですよ。だから、当委員会が附帯決議で言つておる、「有料高速道路に対する固定資産税の課税、又はこれにかわる措置」というのはもう似ても似つかぬ別の措置なんです。すでに現在有料高速道路が走つてゐる、そのために音がやかましいというところで、防音壁をつくつたりあるいは雨水処理の施設をやつたり、道路公団に要求してやらして貰ふよ。いままでやつてゐることを、今度は固定資産税のかかりに十年間三百億という財源を、そういうものを今度ははつきりさしてつけてもらふというだけの話で、全く趣旨が違ひますよ。

だから、この間も指定都市の協議会の皆さんともこの話しておつたら、それはもう私の要求し

ているのは全然別の話で、これはもらいますと、必要なことから。高速道路を走って、いろんな周辺の地域の皆さんに迷惑をかけているのだから、それは必要な施設はつくってもらう。それは話が違うんだ。固定資産税を本来出すべきなんだ。有料で、金を取っている限りは。特定の者しか使用させないんですから。もう金は取らない、無料になりましたというたらこれは一般道路になりますから、これは課税対象外になるでしょう。初め有料高速道路ができたときは、名神なら名神が有料道路であっても、初めの費用が回収できれば、そうしたらもう無料にするという話だったんだけれども、全国の有料道路ブルルしたでしょう、道路公団は。いつまでも続いている限りは、それではまさに有料道路の永久化であって、恒久化していくので、国鉄と同じじゃないか。それじゃ国鉄並みに交付金出してあたりまえじゃないかというのが市町村から起こるのはあたりまえなんです。だから、そのことを当委員会でも議論して、そして毎年のようにこのことを問題にしながら、去年と続いてこしこの問題について附帯決議があるわけです。だから、まさに国会の意思を無視をしたそういう内容で、自治省がわかりましたと言った了承をされるということは、私はちょっと許せないと思うんです。国会軽視もはなはだしい。何のために討論をしたのか。そして、附帯決議は全会一致で採択されて、自治大臣はその趣旨を実現するために善処いたしますと言ったちゃんと答弁もして、そして終わっているんですからね。縁もゆかりもありませんよ。縁もゆかりもないことをやっているんじゃないですか。

これは、私はもう一遍、大臣新しいわけですからひとつ事情を聞いてもらいたいと思います。が、少なくとも料金収入が取られている間はこれは一般道路と性格が違うわけですから、これははつきりしてもらおう。公共性と言え国鉄でもそうです。だから、そういう点ではもう国鉄の方が公共性高いですからね。公共的な大量輸送機関ですから。だから、そこでも交付金として固定資産税の約半分はちゃんと市町村に、自治体側にしているんですからね。まして有料道路について、このような全然縁もゆかりもない化け物が出てきて、もうそれで手打ちをするというところは許されぬ。だから、ひとつこれは仕切り直しをする、もう一遍やり直すと、附帯決議の趣旨に沿って。これはこれでいいから。そういう周辺の市町村に對しているような損害を与えているのだから、それに対する措置は、妨害壁をつくるとか、集会所つくるとか、救急体制についての援助をするとか、あるいは雨水の処理についてやるとかいろいろ問題ありますから、それは当然道路公団としてやらなきゃいかぬことでしょう。それを十年間三百億円、まずとりあえず少ないけれどもまあそれでいい。これはこれで出資したらい。後、必要あればさらに財源をふやしてもらう。ですから、税金の問題とは違うんです。この辺、いかがですか、大臣。——いやいや、これは大臣や。あんたの方はもうあかんいうてパンザイしたんやから。

○政府委員(石原信雄君) いや、ちょっと。——国会の附帯決議の解釈の問題でございしますが、「固定資産税の課税、又はこれにかかわる措置」と、これにかかわる措置の中にはこのような方向も含まれると私も理解しているわけでございます。○神谷信之助君 あんた、そんなこと言ったらいかぬですよ。五月二十二日の答弁の中で、もう前に同僚議員がずっとやっていましたからね、私は、もうちゃんとやりますなというのを確認しただけですけれども、前の同僚議員がやった質問に對しては、固定資産税そのものとはいかぬかしらぬけれども、あるいは交付金というような措置を含めまして委員会で検討いたしますと、そういう答弁ですよ。そんな、こんなもので含めたような答弁というものは、いままでもこの委員会で討議の中で一言も出ていませんからね。そんな、ベテンにかけたらいかぬ。大臣、いかがですか。

か。○国務大臣(後藤田正晴君) この問題は、いままで私が話を聞いておる範囲では、自治省としてはおっしゃる通りに固定資産税あるいはこれにかかわる納付金制度ということで政府税調等の場でもずいぶん主張したもののようでございます。なかなか結論が出なくて、結局また関係省庁にお下げ渡しと、そこで関係省庁でもまた話がつかないといったようなことで、検討委員会ですか、そこである議論をして、そのあけく、結局メニュー助成制度というようにことで検討委員会が結論が出た、こういうことでございすね。で、私どもの立場は、もちろんこの国会の附帯決議の実現に對して、これはもう最高度に尊重して実現の努力するのは当然でございます。ただ、関係省庁等の意見もあって、この際、この検討委員会の結論に従ってともかく、先ほど局長が言ったように、一番いいのはこれは固定資産税あるいは納付金になることですけれども、まあその他の措置ということで、通過市町村の財政負担を軽くすることが、ベストではないかもしれぬがベターではないのか、こういうようなことで今日に至っているわけでございます。ただ、神谷さんの御意見はよくわかりましたので、そこからはまた私自身の検討はさしていただきたいと思いますが、ここで、これは固定資産税あるいは納付金制度に必ず変えまうと言ふことは、いままでの長い経過がございすから、明確な答えをすることだけはひとつ御勘弁を願いたい、かように思います。○神谷信之助君 いや、だから、大臣の答弁でいんですけどね、問題は、やっぱり建設省や道路公団との話がありますから、もうこれで自治省はパンザイしましたというようにしたらいかぬと。これはこれでひとつ中間的結論だけれども、根本問題残っておるんやからまたやろうぜというようにしておかぬと、あと大臣がいろいろな検討してもう一遍やり直そうかと言ったって、もうあれは話済んだらというようになるとこれは全

く大変なことになると思うんですね。この辺はひとつ十分心得てやもらおう。で、これ、自治省の中里さんですか、その経緯を書いておられるのを見ました。賛成意見、反対意見あります。しかし、私は、これをやれば有料の料金もつと高うせんならぬとかなんとか言っています。これこそもうナンセンスですよ。交付金というのまで含めて私たちは議論していません。そうすると、これは必ずしも半額とはなっていないので、半額のところあれば半額までいってないところもいろいろあります。固定資産税の評価の問題ですから。だからそういういろんなことはあるのですね、そんな問題はもう反論したって愚の骨頂や。問題はやっぱり、永久的にあるいは相当長期にわたってブル化されて、それで料金が取られる事態が縮くわけですから、そういうのについては当然の措置として考える必要がある。だからブル化される前に、自治省が出している行政解釈、通達、それ自身は、われわれはまだ意見はありますけれども、それはそれで認めているんです。しかし、それとその当時の論議から言えれば今日は違うじゃないか、だから課税するのはあたりまえじゃないかと言ったら、そうだとすることになったわけだ、自治省自身も。それで問題を提起してきているわけですから、これはひとつ、これでわかりました、もうチョンです。というようにしないで、この分は中間的到達点であって、根本問題はまだ未解決ということで話が続けられるように十分注意をしまして、その間に大臣の方でさらにその経緯を含めてまた検討してもらおう。建設大臣なんかとも相談をしてみようというのをひとつお願いをしておいて私の質問を終わります。○前島英三郎君 身障者の問題を幾つかお尋ねいたしますが、統一地方選挙が終わり、さらに十月の衆議院選挙が終わって、不在者投票及びハンディキャップを持っていらっしゃる人たちの郵送による投票の実績、おわかりになりましたらまず御答弁いただきたいと思います。

○政府委員(大林勝臣君) 不在者投票それから郵便投票の実績について申し上げますと、ことしの四月に行われました統一地方選挙におきまして、まあほとんど全国的に行われたと思われ、議員選挙も例に取り上げてみますと、不在者投票の状況は、全国で——これは統一選挙と申しまして、御承知のように東京都それから茨城県、沖縄、この三県は除かれておりますが、総数で百二十万八千人、利用率つまり投票者総数に対して割合が二・八五%となっております、前回の統一選挙よりも約五千人、利用率で〇・五%増加しております。それから、去る十月七日に行われました総選挙におきましては、総数が約百七十一万人で、投票者総数に対する利用率が三・一四%となっておりまして、前回の総選挙よりも、つまり五十一年の総選挙よりも総数で約二十三万六千人、利用率で約〇・六%の増ということになっております。

それから、そのうちの郵便投票に關しましての実績でございますが、ことしの統一選挙、やはり同じく県議会議員選挙におきましての実績は、郵便投票の利用者数が一万四千二百五十五人、五十一年の統一選挙と比べて五百二十九人の増、パーセンテージで四%の増ということになります。それから、総選挙の關係では、今回の総選挙が郵便投票の利用率として一万八千八百六十名、前回の総選挙が一万三千六百六名でございますので、五千七百五十四名、四四%の増ということになっております。

○前島英三郎君 まあそういうことで、だんだん郵便投票の不在者投票というのがふえていくわけですが、相変わらず郵送料の負担というものが重度な人たちに、財政的にも非常に厳しい中で、二百五十円かかるなら投票したって仕方ないというふうな気持ちも多々あると思えますし、それに伴って、この委員会でも私再三この不在者投票の郵送料のいゆる公費負担、こういう問題をとり上げてきているんですが、検討を約されているわけですね。加藤大臣はもう積極的に検討をされると、こういう御答弁もいただいているわけですが、いま神谷さんも大変委員会の反復されることをおっしゃっていますが、私たちが、委員会でもやり合ったことがその後どうなっているか非常に、反省もしたいものですから、その後検討はどのような形になっているかお答えいただけますかと思うんです。

○政府委員(大林勝臣君) これは前々からその経費負担につきまして御意見がいろいろ出ているわけでありまして、まあその都度お答え申し上げておるわけでありまして、選挙制度のたてまえとしておるわけでありまして、選挙権の行使に必要な経費、たとえば投票するための交通費でありますとかその他の経費は一応自己負担というたてまえが原則になっております。ただ、郵便投票を採用いたしまして相対の期間もたっておりますし、また、その経費負担についての御意見がいろいろあるから、私どもの方でも、一応身体障害者に限って、投票権行使に必要な選挙人の負担について新たな公費負担の道を開く方法を具体的に考えていくということ、それを制度的にどう位置づけていくか、また、予算措置を講ずる場合、負担の実施の方法をどう考えていくか、公職選挙法あるいは国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の中にこれをどうのような形で取り入れていくか、具体的に前向きで検討を続けておるところでございます。

○前島英三郎君 そういう意味におきましては、大体いまハンディキャップを持っている人たちが、特に在宅で投票したいという人たちが十万人ちょっとぐらいですね。たとえば、まあ七百五十円すべて公費負担にしろというわけじゃなくて、最終的な、一票を投じるこの二百五十円だけを公費負担にすると、財源にしたら二億二千万、十万人としたら二億二千万、いまの一万人ぐらゐのものですと、もう予算も本分に知れているわけですね。そういう意味では歴代の自治大臣が、もうわずかな金ですから、こんな大蔵省に出させましようというふうなことを、非公式

にもそうおっしゃっている経緯があるので、新大臣は、この在宅者の、特にお年寄りたちも含めた数にたいする人も四十万人というふうな実情の中で、一票も行使できない。しかも投票所もなかなか遠い、それに階段もある、車いすでも行けない。そういうことで結局郵便投票に頼らざるを得ない。この人たちにやはり健康な人たちと同じような感覚ではやっぱり対処はできないだろうと思うんです。この人たちの郵便料の負担というものは、やっぱり細々と生活しているんですから、何としても早い時期に私は、最後の、一票を投じるその二百五十円だけを公費負担にするような決断を心からお願ひしたいと思うんです、大臣いかがですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) こういう問題は、私は基本的には、なるほど経費の問題もあるのかも知れませんが、それより先に、やはり有権者が選挙権を完全に行使できるような措置をする方が先だということに思います。そういうような意味合いで考えなきゃならぬと思うのですが、なかなか選挙ということになりますと、例の公正確保といふことが、投票の際の、いろいろ問題があるように思いますが、私はこの問題は、自治省としてはこれは本当に前向きで検討をしなければならぬ問題だと考えます。自治省としては、従来からそういうお約束もありますから、大蔵省にはぜひぶん交渉しておるようなんです。ただ、なかなか財政当局のガードも固いようなんです、基本は私は金の問題じゃない——金は当然だと、それは。そうでなくて、権利行使の場を十分与える方が基本じゃないかというふうに私は考えますから、そういうつもりで予算折衝等には当たってみたい、かように思っています。

○前島英三郎君 今後高齢化に伴いまして、やはり寝たきりの老人、在宅での寝たきりの方々が多いわけですね。こういう方々もやっぱり一票を行使したい、それがせめて政治に対する一つの表現のあかしでありますから、こういう方々にもやはり郵便投票による道を開いていただきたいと思います。

ふうにも思うわけですね。その辺は、この問題に取り組まれた土屋財政局長も、なるべく早い時期にこれは検討して前向きに持っていくように努力をしたいということを私も伺っているもので、もっと結論的な御返事ができるかと思いましたが、どうもまだまだ一向に前進の気配がないようで大変残念であります、やはり来年度の参議院選挙にはそれが実施されるようなスピードでぜひとも大臣にお骨折りをいただきたいと思います。いかがでございますか。

○国務大臣(後藤田正晴君) よくわかりました。○前島英三郎君 続きまして、障害者の自立という問題で、足という問題がこれは一番大切なことでありますけれども、なかなかエネルギー事情も悪いわけで、しかしそれでも、幾らかガソリンが高くて外に出るには車を使わなきゃならない。その社会復帰の第一の手だてというものは、これは免許取得ということになるのですけれども、その免許取得の、特に重度障害者全般の移動と交通についての話し合いの中でも多々見られるのは、それぞれの自治体によって非常にばらばらである。つまり、山梨県ではこの部分では取れるんだけれども、やっぱりこの部分を取りたいときは東京でなければだめだとか、何かその辺がちょっと行き渡らない部分がありまして、杉原局長にもたびたびお話をいただいているんですが、いまでもただ免許を取りやすい手だてというものを考えていただきたいと思います。

まず、適性相談というのがあるわけですね。これは免許を取ろうとする障害者が必ず相談を受けるわけです。そうしますと、その適性相談の専門職員というものがいるかといいますと、これは置いてないんですね。置いていないのはどのくらいあるものですかね。

○政府委員(杉原正君) 置いている数はちょっと私はあれしませんが、大府県の方からだんだんに置き始めておるわけでございます。○前島英三郎君 ここではどういふ条件でその適性というのをまず考えられるとお思いですか。

○政府委員(杉原正君) やはり、障害の程度によりまして、まず一つはそれに対応したどういう改造車が必要であるかということ、これ大要にそれが問題なのでございまして、それからもう一つは、その条件として、たとえば耳の場合には補聴器のようなものですね。こういうものと対応、また、足の悪いような場合には今度は改造車の問題、この両面から検討させていただいておる、こういうことでございます。

○前島英三郎君 そういう条件の問題で実に不満が多いんですね。つまり、その人が体の不自由さ、いわゆる見た感覚で、あなたは一・五トン以上はだめだと、あなたはもっと下ですという条件をつける。この辺の科学的な根拠はどういうことを指して免許の一つの条件に加味されているのでしょうか。

○政府委員(杉原正君) これは個々の障害の程度がいろいろ違うものですから一概には言えないと思ひますけれども、やはり対応される障害の程度、年齢の問題、そういうものを加味しながら検討をさせていただいておるということで、むしろ従来から見ますとかなりいろいろなこと——とにかくできるだけ出すという前提で、この数年大変に身障者に対する免許はうんと伸びておるのでございますので、まあ御意見の、条件をできるだけ緩和すると、それには安全というものが常につきまとうものですか、やはりその点とのバランスをとりながらよく考えていきたい、こう思っております。

○前島英三郎君 とにかくハンディキャップが重ければ重いほど非常に危い車だ免許を取れ、こう言うんです。ばくはこれは違うと思うんですね。体が不自由で、その人が免許を取りたいといふたら、やはりその人が、自分はハンディキャップがあるから、パワーステアリングのハンドルの切れのいい重量の高いものを取りたいと、それがその人の能力で受かる受からないとは別問題ですよ、次の問題ですから。しかし、あなたは車いすなんだからそんなでかい車は取らせない。あなた

は脳性麻痺だからこれ以上の車だと危いと。それは運転の技術の問題は別の問題であって、車の条件をやはり適性検査の中の一つの基準に組み入れることは、私は大変間違いだと思ひますね。そういう意味では何か妙に、非常に重量制限が各都道府県まちまちで、大変窓口で、身障者で免許証を取得しようとする人たちが非常に泣かされて、しかもそれが差別的発言にまでつながっているというところを見ますと、たとえば適性相談の専門職員の問題あるいは訓練や研修、教育というようにものまで一体どうなっているんだろうかという疑問を抱かざるを得ないんですね。その辺はどうなんですか。ばくはやはり免許をとりたいたいという人が選ぶ車で、選ぶ重量でやはり統一的に門戸は開くべきだと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(杉原正君) 実は、こういう各県のアンバランスみたいなものがあつてはまずいわけでございます。本年全国的に中央で業務監察の一つにこの免許行政を取り上げておりまして、その中でこの身障者の問題というのを重点の一つに取り上げてございまして、これは施設の問題、それから先ほどの適性相談の問題、それから具体的な審査、条件のつけ方の問題、これを全部各県から上げてまして、これを再検討しようということにいたしましたので、その点で近い将来に結論が出るようになると思ひます。

○前島英三郎君 実は、身障者の運転免許に関する調査というものを神奈川県総合リハビリテーションセンターでやりました、これにおきまして、とにかく運転免許実地試験の専任試験官がいるのはたつた五県にすぎない。あとは全く身障者のことはわからず、おまえはこれじゃぜいたく、おまえはこれじゃだめというので、勝手に振り分けされてかなり手厳しい。窓口でもっと温かく迎えてくれる都道府県はないかというように、インフォーマーメションを設けてくれというように、そういうふうな実態もあるわけですね。ですから、やはり今後身障者にとつて、やはり自立とい

うことを考えていきますと、どうしても車は補装具、足であるという観点から、自分が重度であれば、自分の能力の中で一体自分にはどの車が一番ふさわしいかということとをむしろ自分で判断させるように、ひとつ大きく重量制限の問題は拡大をしていただきたい、心からそう思ひます。

それから、実地試験なんですね、検定車の配置というのは非常にまちまちなので、自分で本当は車を持ち込めればいいんだけど、自分の持ち込みは許さない。持ち込む場合にはブレーキを取りつければいい。このブレーキ一つ十万円ぐらいするわけですから。試験官のブレーキまで自分の車に取りつけて免許を取得しなければならぬというふうなことで、やはり検定車の配置も今後大いに努力をしていただきたい、こう思ひます。

○政府委員(杉原正君) 先ほどのような基本認識のもとで、これからやはり積極的に整備をしていかなきゃならないと思ひます。

先ほど補助ブレーキの問題が出ましたが、これはことしから資料計画の中で補助ブレーキというのは各県に全部配分ができるような、そういう整備ができるような形になりましたので、さらに対策は進むと思ひます。

○前島英三郎君 どうもありがとうございます。

さて、国鉄にちよつとお伺ひしたいんですが、在来線の整備、改善というふうなものが昨今大変叫ばれているわけですが、その基本方針として、駅ビル会社への国鉄の投資が目立っているわけですが、国鉄にとつてこれはどういう利益につながるというふうにお考えになっておりますか。

○説明員(市川静夫君) 私どもの国鉄がいま非常に大きな赤字を出しております、この財政再建には何といひしても本体の旅客収入、貨物収入の増大を図るのが第一でございますけれども、それと同時に付帯収入と申しますか、関連事業収入と申しますか、そういうものの増大を図ることも

大事だと思っております。それで、いま先生のおっしゃいました駅ビル開発ということも、この関連事業収入の増大の重要な柱の一つでございます。国鉄が駅ビルに出資してよいということになりましたのは昭和四十六年の一月からでございます、それ以後現在まですでに三十七社の駅ビル会社をつくっております。

で、これをつくりますことのメリットと申しますと、一つは、いままでみすばらしい駅舎だったのを新しい駅舎に取りかえるというふうなことで、地域を引き立てるといいますか、地域との協調に役立つという面が一つございまして、またそれに伴つて旅客の利便の増進ですとか、鉄道利用の促進にもつながるといふふうに考えております。

それから二番目には、駅ビル料金の増収ということで、先ほど申しました関連事業収入の増大につながるといふことでございまして。先ほど申しました、すでに三十七社の駅ビル会社があると申しましたけれども、そのうち五十三年度にこれらの駅ビルから国鉄に納入された料金額は約二十二億でございます。これらの駅ビル会社ができてから五十三年度までの累積は七十一億に達しております。このような関連事業収入の増大というメリットがあるわけでございます。

そのほか、この駅ビル会社が成績を上げて配当を始めるようなことになりましたと、国鉄も出資しておりますから、それに見合った配当が国鉄に入ってくるということになります。

さらに、今後国鉄はいま四十二、三万おります職員を三十五万にまで減らそうとしておりますが、その退職者の受けざらという面でもこの駅ビルをつくるというメリットがあるわけでございます。

○前島英三郎君 そういうことになりましたと、当然それぞれの自治体と協議もしなきゃなりませんし、何よりも赤字の国鉄の財政再建の一環としては私たちも理解できるわけですが、それに伴つて、そういうもうけだけを計算されるのは

○前島英三郎君　はい。
時間が来ておりますから、本当はもっと細かく、八王子でトラブルになっている問題点などま

1 この法律は、公布の日から施行する。

第六條の四 地方公務員共済組合の組合員であ

給与条例等の給料に関する規定（これに準

じ又はその例によることとされる場合を含む。以下この号において同じ。の適用を受けるけなかつた一般職の職員であつた者（当該改正前の給与条例等の給料に関する規定の

第二条第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

前二項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十三年三月三十一日以前からの退職に係る年金（次項の規定の適用を受けるものを除く。）で昭和五十四年三月三十日において現に支給されているものについて準用する。この場合においては、第一条第百項後段の規定を準用する。

沖繩の退職年金等で昭和五十四年三月三十日において現に支給されているものについては、その額を、前三項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

第七條第三項、第七條の二第三項及び第七條第四項中「第八十二條第六項」を「第八十二條第五項」に改める。

第十条の三第二項中「新法」を「昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年

金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第 号)第二条の規定による改正前の新法」に改め、同条の次の一条を加える。

(昭和五十四年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)

第十條の四 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和五十三年三月三十一日以前の退職に係る年金（第四項の規定の適用を受けるものを除く。第三項において「昭和五十三年三月三十一日以前の通算退職年金」という。）で昭和五十四年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一四十六万二千百三十二圓

二 通算退職年金の仮定給料（次のイ又はロに掲げる当該通算退職年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

イ 昭和五十二年三月三十一日以前の退職に係る通算退職年金 当該通算退職年金に係る前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に十二を乗じて得た額にその額が別表第八の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えた額を十二で除して得た額

昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間の退職に係る通算退職年金 当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた給料（当該退職に係る地方公共団体の給与条例等の給料に関する規定につき昭和五十二年度において改

正が行われた場合において、当該改正後の給与条例等の給料に関する規定（これに準じ又はその例によることとされる場合を含む。以下この号において同じ。）の適用を受けなかつた一般職の職員であつた者（当該改正前の給与条例等の給料に関する規定の適用を受けていた者に限る。）に係る通算退職年金については、当該退職の日に至る者について当該改正後の給与条例等の給料に関する規定が適用されていとならばその者の通算退職年金の額の算定の基準となるべき給料）に十二を乗じて得た額にその額が別表第八の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えた額を十二で除して得た額

2

2 第七條の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の場合」とあるのは「第十条の四第一項の場合」と、「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十四年四月分」と、「前項第二号」とあるのは「第十条の四第一項第二号」と、「前項に」とあるのは「第十条の四第一項に」と、「昭和五十一年改正前の新法別表第三」とあるのは「昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号）第二条の規定による改正前の新法別表第三（昭和五十一年九月三十日以前に退職した者については、昭和五十一年改正前の新法別表第三）」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十条の四第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第十条の四第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前二項」と読み替えるも

のとする。

3 昭和五十三年三月三十一日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で昭和五十四年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

4 沖繩の通算退職年金等で昭和五十四年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、前三項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

第十一条中「第六条の三」を「第六条の四」に改める。

第十三条の五第一項中「定める額とする。」の下に「次条第一項において同じ。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(昭和五十四年度における地方議会議員共済会の年金の額の改定)

第十三条の六 地方議會議員であつた者に係る新法の規定による地方議會議員の退職年金等のうち昭和五十二年五月三十一日以前の退職に係る年金及び地方議會議員であつた者に係る施行法第四百十二条の二に規定する互助年金で、昭和五十四年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、その者が引き続き昭和五十二年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体に地方議會議員として在職していたとしたならば同年六月分として受けることとなる報酬額に係る標準報酬月額（同日において適用されていた地方議會議員共済会の定款で定める標準報酬月額をいい、当該標準報酬月額が、その者の当該退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における報酬額に係る標準報酬月額に三・一を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。）に十二を乗じて

得た額を新法第六十一条第二項に規定する標準報酬月額とみなし、新法第十一章又は施行法第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 施行法第四十二条の三第一項又は第四項の規定により支給される年金たる共済給付金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、前二項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

別表第八(第六条の四、第十条の四関係)

給料年額	率	金額
一、七二五、〇〇〇円未満のもの	一・〇三七	二、〇〇〇円
一、七二五、〇〇〇円以上二、七八八、八八八円未満のもの	一・〇三三	八、九〇〇円
二、七八八、八八八円以上四、四三三、三三三円未満のもの	一・〇二四	三四、〇〇〇円
四、四三三、三三三円以上四、五一八、三一九円未満のもの	一・〇〇〇	一四〇、四〇〇円
四、五一八、三一九円以上四、七五四、二八五円未満のもの	〇・四〇五	二、八二八、八〇〇円

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十九条の二」を「第九十九条」に改める。

第二条第三項中「別表第四」を「別表第三」に改める。

第四十条第二項中「もとの」を「元の」に改め、同条第三項本文「もとの」を「元の」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、前後の組合員期間を合算した期間が二十年に達しないときは、通算退職年金又は脱退一時金の基礎となるべき組合員期間の計算については、この限りでない。

第六十条中「いう」を「いう。第三百三十一条第

第十六条第三項中「新法」を「若しくは昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第七十五号。以下この項において「昭和四十八年法律第七十五号」という。)による改正前の新法」に、「(新法)」を「(昭和四十八年法律第七十五号による改正前の新法)」に改める。

第十九条中「第十条の三」を「第十条の四」に改める。

別表第七の次に次の一表を加える。

一項において同じに改める。

第七十四条第四項中「退職一時金」を「脱退一時金」に改め、同条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、第十号を削る。

第七十六条第一項中「又は減額退職年金」を「減額退職年金又は通算退職年金」に、「行なう」を「行う」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第七十七条第一項中「身分関係の移動の下に」を「支給の停止を加える」。

第七十八条の三を削る。

第七十九条第二項中「五十五歳」を「六十歳」に改め、同条第三項中「五十五歳」を「六十歳」に、「別表第四」を「別表第三」に「その状態」を、「その状態」に、「行なわれない」を行われないに改め、

同条に次の三項を加える。

4 退職年金で百二十万円を超える金額のものについては、当該退職年金を受ける権利を有する者の各年(その者が退職した日の属する年を除く)における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳未満である間、その超える年の翌年六月から翌年五月までの分としてその者に支給されるべき退職年金の額のうち百二十万円を超える部分の金額の百分の五十に相当する金額の支給を停止する。

5 前項に規定する所得金額とは、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十八条第二項に規定する給与所得の金額(退職年金に係る所得の金額を除く)から同法第二編第二章第四節の規定による所得控除の金額を控除した金額をいう。

6 前項に定めるもののほか、第四項に規定する所得金額の計算方法その他同項の規定による退職年金の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

第八十条第二項中「又は同条及び第七十八条の三の規定」及び「又は同項本文及び第七十八条の三の規定」を削り、「第七十八条第二項ただし書の規定」を「同項ただし書の規定又は当該規定以外の退職年金の額の最高限若しくは最低保障に關する法令の規定」に改め、同条第三項中「又は同項及び第七十八条の三の規定」を削り、「第七十八条の二第二項」を「同条第二項」に改め、「第七十八条第二項ただし書の規定」の下に「又は当該規定以外の退職年金の額の最高限に關する法令の規定」を加え、同条第四項中「退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者にあつては、その額から改定前の退職年金の額の算定において控除することとされた第七十八条の三第一号又は第二号の額に相当する額を控除した金額とする」を削り、「(限る)」の規定の下に「又はこれらの規定以外の退職年金の額の最高限に關する法令の規定」を加える。

第八十一条第一項中「五十五歳」を「五十五歳に達した後六十歳」に改め、同条第二項中「その額の百分の四に相当する金額に、五十五歳」を「その額に、六十歳」に改め、「年数」の下に「に」を「に」に改め、同条第三項中「第七十九条第一項及び」を加え、同条第三項中「第七十九条第一項及び」を「第七十九条第一項及び第四項から第六項まで並びに」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第七十九条第四項中「退職年金」とあるのは「減額退職年金」と、「で百二十万円」とあるのは「当該減額退職年金の額の算定の基礎となつた退職年金の額が百二十万円」と、「一の額のうち」とあるのは「一の額の算定の基礎となつた退職年金の額のうち」と、「金額の百分の五十」とあるのは「金額に当該減額退職年金の額のその算定の基礎となつた退職年金の額に対する割合を乗じて得た金額の百分の五十」と読み替へるものとする。

第八十一条第四項中「又は同条及び第七十八条の三の規定」及び「又は同項本文及び第七十八条の三の規定」を削り、「第七十八条第二項ただし書の規定」を「同項ただし書の規定又は当該規定以外の退職年金の額の最高限若しくは最低保障に關する法令の規定」に改め、同条第五項中「又は同項及び第七十八条の三の規定」を削り、「第七十八条の二第二項」を「同条第二項」に改め、「第七十八条第二項ただし書の規定」の下に「又は当該規定以外の退職年金の額の最高限に關する法令の規定」を加え、同条第六項中「五十五歳」を「六十歳」に改める。

第八十二条第三項中「前項の退職に係る退職一時金の基礎となつた」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項後段を削り、同項を同条第六項とする。

第八十三条から第八十五条までを次のように

改める。

(脱退一時金)

第八十三条 組合員期間(第八十八条第三項の規定により廃疾年金を受ける権利が消滅した者の当該廃疾年金の基礎となつた組合員期間を除く)が一年以上二十年未満である者が、退職した後に六十歳に達した場合又は六十歳に達した後に退職した場合において、その者の請求があつたときは、脱退一時金を支給する。ただし、退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者については、この限りでない。

2 脱退一時金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる金額とする。

一 退職した後に六十歳に達した場合 次のイ及びロに掲げる金額の合算額

イ 給料日額に、前項の組合員期間に応じ別表第二に定める日数を乗じて得た金額

ロ 退職した日の属する月の翌月から六十歳に達した日の属する月の前月までの期間に應ずる利子に相当する金額

二 六十歳に達した後に退職した場合 前号イに掲げる金額

3 前項第一号ロに規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

4 第二項の場合において、第一項の規定に該当する退職(当該退職につき脱退一時金が支給されているものを除く)が二回以上あるときは、脱退一時金の額は、その退職に係る組合員期間に、これらの退職についてそれぞれ前二項の規定により算定した金額の合算額とする。

5 第一項に規定する者が同項の規定による請求を行うことなく死亡した場合には、当該請求は、その者の遺族(その死亡した者に係る遺族年金を受ける権利を有する者を除く)が行うことができる。

6 脱退一時金の基礎となつた組合員期間は、長期給付に関する規定の適用については、組合員期間でなかつたものとみなす。

第八十四条及び第八十五条 削除

第八十六条第一項中「別表第四」を「別表第三」に改める。

第八十七条中「別表第四」を「別表第三」に改める。

第八十七条の二第二項中「別表第四」を「別表第三」に改める。

第八十八条の見出し中「変つた」を「変わった」に改め、同条第一項及び第三項中「別表第四」を「別表第三」に改め、同条第四項から第六項までを削る。

第八十九条第二項第二号中「別表第四」を「別表第三」に改め、同条第三項を削る。

第九十条第二項中「別表第四」を「別表第三」に改め、同条第四項中「又は同項及び第八十七条の三の規定」及び「又は同項本文及び第八十七条の三の規定」を削り、「額」を「額」に改め、同条第五項中「又は同項及び第八十七条の三の規定」及び「又は同項前段及び第八十七条の三の規定」を削り、同条第六項第一号中「十年に達しない」を「十年以下である」に、「とき」改定前の「とき」を「改定前の」に改め、同項第二号中「又は同項及び第八十七条の三の規定」及び「又は同項前段及び第八十七条の三の規定」を削り、同条第七項中「(退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者にあつては、改定前の廃疾年金の額からその額の算定において控除することとされた第七十八条の三第一号又は第二号の額に相当する額を控除した金額とする)」を削り、同条第八項中「第二項から」を「第四項から」に改め、「含む」の規定の下に「又はこれらの規定以外の廃疾年金の額の最低保障に関する法令の規定」を加える。

第九十条の二中「別表第四」を「別表第三」に改

める。

第九十一条第一項中「障害補償年金」を「若しくは障害補償年金」に、「別表第四」を「別表第三」に改める。

第九十一条の二中「障害補償年金」を「若しくは障害補償年金」に改める。

第九十二条第一項中「別表第五」を「別表第四」に改め、同条第二項中「別表第五」を「別表第四」に、「別表第四」を「別表第三」に改める。

第九十三条第二号中「又は同条及び第七十八条の三の規定」及び「又は同項及び第七十八条の三の規定」を削る。

第九十三条の二第二号中「又は同項及び第七十八条の三の規定」及び「又は同条及び第七十八条の三の規定」を削る。

第九十三条の四第二項を削る。

第九十三条の五第一項中「四万八千円」を「六万六千円」に、「七万二千円」を「八万四千円」に、「三万六千円」を「四万八千円」に改める。

第九十四条中「五十五歳」を「六十歳」に、「別表第四」を「別表第三」に改める。

第九十六条第五号及び第六号中「別表第四」を「別表第三」に改める。

第九十七条の二第四項を削る。

第九十八条第二項中「第六項」を「第五項」に改める。

第九十九条を削り、第九十九条の二を第九十九条とする。

第一百条中「に対する」を「に対し」に改め、「に」については「の下に」、別段の定めがあるものを除きを加える。

第一百零二条第二項中「こえる」を「超える」に改め、同条第三項前段中及び第七十八条の三を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第二項ただし書中「給料年額」とあるのは、「第一百零二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と読み替へるものとする。

書」とあるのは「第一百零二条第三項の規定により読み替へられた第七十八条第二項ただし書」と、「算定の基礎となつた」及び「第七十八条の三第一号又は第二号」とあるのは「第一百零二条第三項の規定により読み替へられた第七十八条の三第一号又は第二号」と、「第七十八条第二項ただし書」とあるのは「第一百零二条第三項の規定により読み替へられた第七十八条第二項ただし書」とを削る。

第一百零四条第一項中「第八十一条第四項中」を「第八十一条第三項中」前条第一項」とあるのは「第一百零二条第四項の規定により読み替へられた前条第一項」と、同条第四項中「前条第一項」とあるのは「第一百零二条第四項の規定により読み替へられた前条第一項」と、「に」として、同項の「を」と、「前条第二項」とあるのは「第一百零二条第四項の規定により読み替へられた前条第二項」として、これらの「に」改める。

第一百零五条の見出しを「(通算退職年金等の特別)に改め、同条中「退職一時金」を「脱退一時金」に改める。

第一百零六条第一項中「同条第六項第二号中」二十年以下である場合」とあるのは二十年以下である場合(地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である場合を除く)と、「次のイ又はロ」とあるのは「次のイ」と、「当該イ又はロに掲げる額のうちいずれが多い額」とあるのは「当該イに掲げる額」と、同項第三号及び第四号中「を」を削り、「として」を「と」、「第八十七条第一項ただし書」とあるのは「第一百零六条第一項の規定により読み替へられた第八十七条第一項ただし書」と、第九十一条の二第二項中「給料年額」とあるのは「第一百零二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、「組合員期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十二年」と、「百分の一」とあるのは「百分の二・五」と、「百分の十」とあるのは「百分の五」として「に」改め、「第八十七条の二」の下

書」とあるのは「第一百零二条第三項の規定により読み替へられた第七十八条第二項ただし書」と、「算定の基礎となつた」及び「第七十八条の三第一号又は第二号」とあるのは「第一百零二条第三項の規定により読み替へられた第七十八条の三第一号又は第二号」と、「第七十八条第二項ただし書」とあるのは「第一百零二条第三項の規定により読み替へられた第七十八条第二項ただし書」とを削る。

第一百零四条第一項中「第八十一条第四項中」を「第八十一条第三項中」前条第一項」とあるのは「第一百零二条第四項の規定により読み替へられた前条第一項」と、同条第四項中「前条第一項」とあるのは「第一百零二条第四項の規定により読み替へられた前条第一項」と、「に」として、同項の「を」と、「前条第二項」とあるのは「第一百零二条第四項の規定により読み替へられた前条第二項」として、これらの「に」改める。

第一百零五条の見出しを「(通算退職年金等の特別)に改め、同条中「退職一時金」を「脱退一時金」に改める。

第一百零六条第一項中「同条第六項第二号中」二十年以下である場合」とあるのは二十年以下である場合(地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である場合を除く)と、「次のイ又はロ」とあるのは「次のイ」と、「当該イ又はロに掲げる額のうちいずれが多い額」とあるのは「当該イに掲げる額」と、同項第三号及び第四号中「を」を削り、「として」を「と」、「第八十七条第一項ただし書」とあるのは「第一百零六条第一項の規定により読み替へられた第八十七条第一項ただし書」と、第九十一条の二第二項中「給料年額」とあるのは「第一百零二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、「組合員期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十二年」と、「百分の一」とあるのは「百分の二・五」と、「百分の十」とあるのは「百分の五」として「に」改め、「第八十七条の二」の下

書」とあるのは「第一百零二条第三項の規定により読み替へられた第七十八条第二項ただし書」と、「算定の基礎となつた」及び「第七十八条の三第一号又は第二号」とあるのは「第一百零二条第三項の規定により読み替へられた第七十八条の三第一号又は第二号」と、「第七十八条第二項ただし書」とあるのは「第一百零二条第三項の規定により読み替へられた第七十八条第二項ただし書」とを削る。

第一百零四条第一項中「第八十一条第四項中」を「第八十一条第三項中」前条第一項」とあるのは「第一百零二条第四項の規定により読み替へられた前条第一項」と、同条第四項中「前条第一項」とあるのは「第一百零二条第四項の規定により読み替へられた前条第一項」と、「に」として、同項の「を」と、「前条第二項」とあるのは「第一百零二条第四項の規定により読み替へられた前条第二項」として、これらの「に」改める。

第一百零五条の見出しを「(通算退職年金等の特別)に改め、同条中「退職一時金」を「脱退一時金」に改める。

第一百零六条第一項中「同条第六項第二号中」二十年以下である場合」とあるのは二十年以下である場合(地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である場合を除く)と、「次のイ又はロ」とあるのは「次のイ」と、「当該イ又はロに掲げる額のうちいずれが多い額」とあるのは「当該イに掲げる額」と、同項第三号及び第四号中「を」を削り、「として」を「と」、「第八十七条第一項ただし書」とあるのは「第一百零六条第一項の規定により読み替へられた第八十七条第一項ただし書」と、第九十一条の二第二項中「給料年額」とあるのは「第一百零二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、「組合員期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十二年」と、「百分の一」とあるのは「百分の二・五」と、「百分の十」とあるのは「百分の五」として「に」改め、「第八十七条の二」の下

書」とあるのは「第一百零二条第三項の規定により読み替へられた第七十八条第二項ただし書」と、「算定の基礎となつた」及び「第七十八条の三第一号又は第二号」とあるのは「第一百零二条第三項の規定により読み替へられた第七十八条の三第一号又は第二号」と、「第七十八条第二項ただし書」とあるのは「第一百零二条第三項の規定により読み替へられた第七十八条第二項ただし書」とを削る。

第一百零四条第一項中「第八十一条第四項中」を「第八十一条第三項中」前条第一項」とあるのは「第一百零二条第四項の規定により読み替へられた前条第一項」と、同条第四項中「前条第一項」とあるのは「第一百零二条第四項の規定により読み替へられた前条第一項」と、「に」として、同項の「を」と、「前条第二項」とあるのは「第一百零二条第四項の規定により読み替へられた前条第二項」として、これらの「に」改める。

第一百零五条の見出しを「(通算退職年金等の特別)に改め、同条中「退職一時金」を「脱退一時金」に改める。

第一百零六条第一項中「同条第六項第二号中」二十年以下である場合」とあるのは二十年以下である場合(地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である場合を除く)と、「次のイ又はロ」とあるのは「次のイ」と、「当該イ又はロに掲げる額のうちいずれが多い額」とあるのは「当該イに掲げる額」と、同項第三号及び第四号中「を」を削り、「として」を「と」、「第八十七条第一項ただし書」とあるのは「第一百零六条第一項の規定により読み替へられた第八十七条第一項ただし書」と、第九十一条の二第二項中「給料年額」とあるのは「第一百零二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、「組合員期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十二年」と、「百分の一」とあるのは「百分の二・五」と、「百分の十」とあるのは「百分の五」として「に」改め、「第八十七条の二」の下

に「及び第九十条第五項」を加え、同条第三項を削る。

第七百七条第一項中、「同条第三号中」「二十年未満である者」とあるのは「二十年未満である者（地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者を除く。）」とを削り、「第九十三条の四第一項」を「第九十三条の四」に改め、「同条第二項中」「前三条及び前項」とあるのは「第七百七条第一項の規定により読み替えられた第九十三条の三各号」と、「前三条の規定」とあるのは「第七百七条第一項の規定により読み替えられた第九十三条の三各号」と、「前三条の規定」とあるのは「第七百七条第一項の規定により読み替えられた第九十三条の三各号」とを削り、「第九十三条の二」を「第九十三条第三号及び第四号並びに第九十三条の二」に改める。第七百七条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項各号」を「前項各号」に、「行なう」を「行う」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同項を同条第二項とする。

第七百七条第三項中「職員」を「職員を単位として（以下、「職員のすべて」を単位として）」を「職員を単位として」に改め、同条第四項中「もつぱら」を「専ら」に改める。

第七百七条第三項中「三十八万円」を「三十九万円」に改める。

第七百七条を次のように改める。

（公社等に転出した継続長期組合員についての特例）

第七百四十条 組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き、公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）第二條第一項に規定する公共企業体（以下、「公社」という。）に使用される者、役員及び非常勤勤務に服することを要しない者を除く。以下「公社職員」という。）となるため、又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和

二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び非常勤勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定（第四十三条第二項の規定を除く。）の適用については、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公社職員又は公庫等職員である間、引き続き転出（公社職員又は公庫等職員となるための退職をいう。次項第一号において同じ。）の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、同章及び第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、第七百三十三条第二項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条、第六百六条第一項、第六百三十四条、第六百三十六条第二項及び第六百三十九条において同じ。）の負担金」とあり、並びに同項第二号及び第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「公社又は公庫等の負担金」と、第六百六条第一項中「地方公共団体の機関又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体又は職員団体」とあるのは「公社又は公庫等」とする。

2 前項前段の規定により引き続き組合員であるとする者（以下「継続長期組合員」という。）が次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日から、継続長期組合員の資格を喪失する。
一 転出の日から起算して五年を経過したとき。
二 引き続き公社職員又は公庫等職員として

在職しなくなつたとき。
三 死亡したとき。

3 継続長期組合員が公社職員又は公庫等職員として在職し、引き続き他の公社職員又は公庫等職員となつた場合（その者が更に引き続き他の公社職員又は公庫等職員となつた場合を含む。）における前二項の規定の適用については、その者は、これらの他の公社職員又は公庫等職員として引き続き在職する間、継続長期組合員であるものとみなす。

4 公社職員である継続長期組合員は、公共企業体職員等共済組合法第十二条の規定にかかわらず、同法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としない。

5 前各項に定めるもののほか、継続長期組合員に対する長期給付に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第七百四十条の二を削る。
第七百四十二條第二項の表中「第七十八條の三第二号」を削り、「第八十三條第二項第一号」を「第八十三條第二項第一号」に改め、「第七十八條の三第一号」を削り、「第九十三條の四第一項」を「第九十三條の四」に改め、同表第八十八條第四項及び第五項の項及び第八十八條第六項の項を削り、同表中「もつぱら」を「専ら」に改め、同条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同条第五項中「建物」を「建物」に改め、同条第六項中「もつぱら」を「専ら」に改める。
第七百九十七條第二項ただし書を次のように改める。

ただし、前後の団体共済組合員期間を合算した期間が二十年に達しないときは、通算退職年金又は脱退一時金の基礎となるべき団体共済組合員期間の計算については、この限りでない。

第二百二條中「第七十四條から第九十九條の二まで」を「第七十四條から第八十三條まで、第八十六條から第九十九條まで」に、「別表第五」を「別表第四」に改め、同条の表中「第七十四條」

を「第七十四條」に、「第八十八條第四項」を「第八十三條第六項」に、「第八十九條第一項及び第三項」を「第八十九條第一項」に改め、同表第八十八條第五項の項を削り、同表中「障害補償年金」を「若しくは障害補償年金」に、「行なわれる」を「行われる」に、「別表第四」を「別表第三」に改める。

第二百二條の二第一項中「であつた期間」の下に「（政令で定める期間を除く。）」を加え、同条第二項中「及び第八十一條から第八十三條まで」を「第八十一條及び第八十二條」に改め、同条第三項中「団体共済組合員期間」を「団体共済組合員期間」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第二百四條第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「三十八万円」を「三十九万円」に改める。

第二百五條第四項中「償還金」の下に「その他の金額」を加える。

附則第十四條の二中「これらの規定にかかわらず」を「第十四條第二項又は第二百二條の規定にかかわらず」に改め、同条を附則第十四條の三とし、附則第十四條の次に次の一條を加える。

（遺族の特例）

第十四條の二 組合員（警察官、皇宮護衛官、消防吏員その他の職務内容の特殊な職員で自治省令で定めるものに限る。）が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において犯罪の捜査、火災の鎮圧その他の自治省令で定める職務に従事し、そのため公務傷病により死亡した場合において、その死亡した者と生計を共にしていたその者の配偶者、子又は父母（第二條第一項第三号イ又はロに掲げる者に該当する者を除く。）があるときは、当分の間、これらの者を同号の遺族に該当する者とみなして、長期給付に関する規定を適用する。
附則第十八條の次に次の六條を加える。

（退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者に係る退職年金等のの特例）

第十八条の二 退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和四十二年以後に於ける地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号。以下「昭和五十四年法律第 号」という。）による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「旧法」という。）第八十三条（旧法第二百二条において準用する場合を含む。）の規定による退職一時金（当該退職一時金とみなされる給付を含む。）又は第九十二条（第二百二条において準用する場合を含む。）の規定による廃疾一時金（当該廃疾一時金とみなされる給付を含む。）のとし、当該給付以外のものにあつては、昭和五十四年十二月三十一日以前に給付事由が生じたものに限る。）の支給を受けた者（旧法第八十三条第一項ただし書（旧法第二百二条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた者を含む。）に係るものに対する次の各号に掲げる規定の適用については、当該各号に掲げる規定の金額は、当該各号に掲げる規定により算定した金額からそれぞれ当該各号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 第七十八條第二項本文若しくは第七十八條の二第二項（これらの規定を第二百二条において準用する場合を含む。）、第二百二条第二項又は附則第二十条第二項若しくは第三項の規定、旧法第七十八條の三各号（旧法第二百二条第三項、第二百二条及び附則第二十条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる金額

二 第八十七條第一項本文若しくは第二項前段又は第八十七條の二第二項前段若しくは第二項前段（これらの規定を第二百二条において準用する場合を含む。）の規定、旧法第七十八條の三各号（旧法第二百二条において準用する場合を含む。）に掲げる金額

三 第九十三條第一号又は第九十三條の二第一号（これらの規定を第二百二条において準用する場合を含む。）の規定、前号に掲げる金額

四 第九十三條第二号から第四号まで、第九十三條の二第二号から第四号まで又は第九十七條の二第二号から第三号まで（これらの規定を第二百二条において準用する場合を含む。）の規定、第二号に掲げる金額の百分の五十に相当する金額

2 公務による廃疾年金又は業務による廃疾年金と公務によらない廃疾年金又は業務によらない廃疾年金とが併給される場合における前項第二号の規定の適用については、同号において控除すべきこととされている金額の控除は、公務によらない廃疾年金又は業務によらない廃疾年金から行い、なお残額があるときは、公務による廃疾年金又は業務による廃疾年金から行うものとする。

（退職年金の支給開始年齢等の特例）

第十八條の三 退職年金を受ける権利を有する者のうち次の表の上欄に掲げる者に対する第七十九條第二項及び第三項並びに第八十一条第一項、第二項及び第六項（これらの規定を第二百二条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、次項及び次条の規定の適用がある場合を除き、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、第七十九條第二項及び第三項並びに第八十一条第一項、第二項及び第六項中「六十歳」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句に、同条第一項中「五十五歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

昭和三年一月一日以前に生まれた者	五十五歳	五十歳
昭和三年一月二日から昭和六年一月一日までの間に生まれた者	五十六歳	五十一歳
昭和六年一月二日から昭和九年一月一日までの間に生まれた者	五十七歳	五十二歳
昭和九年一月二日から昭和十二年一月一日までの間に生まれた者	五十八歳	五十三歳
昭和十二年一月二日から昭和十五年一月一日までの間に生まれた者	五十九歳	五十四歳

2 退職年金を受ける権利を有する者のうち次の表の上欄に掲げる者が、その者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合におけるこれらの者に対する第七十九條第二項及び第三項並びに第八十一条第一項、第二項及び第六項の規定の適用については、次条の規定の適用がある場合を除き、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、第七十九條第二項及び第三項並びに第八十一条第一項、第二項及び第六項中「六十歳」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句に、同条第一項中「五十五歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

昭和五十五年一月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和三年一月一日以前に生まれた者	五十五歳	四十五歳
昭和五十八年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和三年一月一日から昭和六年一月一日までの間に生まれた者	五十六歳	四十六歳
昭和六十一年四月一日から昭和六十四年三月三十一日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和六年一月一日から昭和九年一月一日までの間に生まれた者	五十七歳	四十七歳
昭和六十四年四月一日から昭和六十七年三月三十一日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和九年一月一日から昭和十二年一月一日までの間に生まれた者	五十八歳	四十八歳
昭和六十七年四月一日から昭和七十年三月三十一日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和十二年一月一日から昭和十五年一月一日までの間に生まれた者	五十九歳	四十九歳

3 前二項の規定の適用を受ける者について は、これらの規定により読み替へられた第八十一条第二項中「その額」とあるのは「その額の百分の四に相当する金額に」と、「これに同じ」とあるのは「を乗じて」として、同項の規定を適用する。

第十八條の四 警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員（これらの者のうち政令で定める階級以下の階級である者に限る。以下この条において同じ。）である組合員であつた者のうち、退職の時まで引き続き二十年以上警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員として在

職していた者その他これらに準ずる者として政令で定める者が、その者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合におけるこれらの者に対する退職年金及び減額退職年金については、当分の間、第七十九条第二項及び第三項並びに第八十一条第一項、第二項及び第六項中「六十歳」とあるのは「五十歳」と、同条第一項中「五十歳」とあるのは「五十歳（消防吏員又は常勤の消防団員で附則第十八条の三第二項の表の上欄に掲げる者に該当するものにあつては、その者の区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢）」と、昭和十五年一月二日以後に生まれた者（消防吏員又は常勤の消防団員で前条第二項の表の上欄に掲げる者に該当するもの（以下この条において「特定消防吏員等」という。）を除く。）にあつては第八十一条第二項中「保険数理を基礎として」とあるのは「保険数理を基礎とするほか附則第十八条の四に定める理由を勘案して」と、同日前に生まれた者（特定消防吏員等で同日以後に生まれたものを含む。）にあつては同項中「その額に」とあるのは「その額の百分の四に相当する金額に」と、「に」及び「保険数理を基礎として」を政令で定める率を乗

じて」とあるのは「を乗じて」として、これらの規定を適用する。

（減額退職年金の支給開始年齢の特例）
第十八条の五 退職年金を受ける権利を有する者がその者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当するときは、第八十一条第一項及び第二項（これらの規定を第二百二条において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の規定の適用については、前二条の規定の適用がある場合を除き、当分の間、第八十一条第一項中「五十歳」とあるのは「五十歳」と、同条第二項中「保険数理を基礎として」とあるのは「保険数理を基礎とするほか附則第十八条の五に定める理由を勘案して」とする。

（遺族年金の支給開始年齢の特例）
第十八条の六 遺族年金（夫、父母又は祖父母に対するものに限り。）を受ける権利を有する者のうち次の表の上欄に掲げる者に対する第九十四条（第二百二条において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、第九十四条中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

昭和五十五年一月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十五歳
昭和五十八年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十六歳
昭和六十一年四月一日から昭和六十四年三月三十一日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十七歳
昭和六十四年四月一日から昭和六十七年三月三十一日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十八歳
昭和六十七年四月一日から昭和七十年三月三十一日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十九歳

（死亡に関する給付の特例）

第十八条の七 組合員期間又は団体共済組合員

期間（第八十八条第三項（第二百二条において準用する場合を含む。）の規定により廢疾年金を受ける権利が消滅した者の当該廢疾年金の基礎となつた組合員期間又は団体共済組合員期間その他の期間のうち政令で定める期間を除く。）が一年以上二十年未満である者（昭和五十四年十二月三十一日において現に組合員又は団体共済組合員である者に限り。）が、退職した後に六十歳未満で死亡したときは、その者の遺族に一時金（以下この条において「特例死亡一時金」という。）を支給する。ただし、その死亡した者の遺族がその死亡した者に係る遺族年金又は通算遺族年金を受ける権利を有する者であるときは、この限りでない。

2 特例死亡一時金の額は、給料日額に前項の組合員期間又は団体共済組合員期間に応じ別表第二に定める日数を乗じて得た金額に、退職した日の属する月の翌月から死亡した日の属する月の前月までの期間に應ずる利率に相当する金額を加えた金額とする。

3 前項に規定する利率は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

4 第二項の場合において、第一項の規定に該当する退職が二回以上あるときは、特例死亡一時金の額は、その退職に係る組合員又は団体共済組合員と、これらの退職についてそれぞれ前二項の規定により算定した金額の合算額とする。

5 特例死亡一時金は、脱退一時金とみなして、長期給付に関する規定（第八十三条（第二百二条において準用する場合を含む。）の規定を除く。）を適用する。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、特例死亡一時金に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第十九条中「（以下略）」の下に「昭和五十五年一月一日（次条において「基準日」という。）前に警察職員であつた期間を有するもの」を、「当分の間」の下に「別段の定めがあるもの」を除きを加える。

附則第二十條第一項を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する者が退職したときは、その者が死亡するまで、退職年金を支給する。

一 基準日前の警察職員であつた期間が十五年以上である者

二 次のイからホまでに掲げる者で、これらの者の区分に応じ基準日前の警察職員であつた期間の年数と基準日以後の警察職員であつた期間の年数とを合算した年数以上であるもの

イ 基準日前の警察職員であつた期間が十年以上十五年未満である者 十五年

ロ 基準日前の警察職員であつた期間が九年以上十二年未満である者 十六年

ハ 基準日前の警察職員であつた期間が六年以上九年未満である者 十七年

ニ 基準日前の警察職員であつた期間が三年以上六年未満である者 十八年

ホ 基準日前の警察職員であつた期間が三年未満である者 十九年

附則第二十條第二項中「こえる」を「超える」に、「百分の一・五（二十五）をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一」に相当する金額を「百分の一・五に相当する金額（基準日前の警察職員であつた期間が附則別表第一の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間については、警察職員の給料年額に同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額）」に改め、同条第三項中「前項」の下に「又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）第九十条（この条第一項の規定による退職年金に係る部分に限るものとし、同法第六十六条において準用する場合を含む。）を加え、同項第一号中「から第四号まで」を削り、同項第二号中「二十五年」を「三十五年」に改め、「相当する額」の下に「（基準日

前の警察職員であつた期間が附則別表第一の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間については、警察職員の退職年金基礎額に同表の下欄(イ)に掲げる割合を乗じて得た額」を加え、同項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、同条第四項を次のように改める。

4 第七十八條第二項ただし書の規定は、第一項の退職年金について準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「給料年額」とあるのは、「附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額」と読み替えるものとする。

附則第二十三条の見出しを「通算退職年金等の特例」に改め、同条中「退職一時金」を「脱退一時金」に改める。

附則第二十四条第一項を次のように改める。

附則第二十條第一項各号のいずれかに該当する者に対する廃疾年金の額については、第八十七條第一項中「応じ給料年額」とあるのは「応じ給料年額」とあるのは「警察職員の給料年額（以下この条、次条及び第九十條の二において「給料年額」という。）」と、

「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年(附則第二十條第一項第二号イからホまでに掲げる者)については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数」と、「百分の一・五に相当する金額」とあるのは「百分の一・五に相当する金額(昭和五十五年一月一日前の警察職員であつた期間が附則別表第二の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間については、給料年額に同表の下欄(イ)に掲げる割合を乗じて得た金額)」と、「同表」とあるのは「別表第三」と、同条第二項中「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年」と、「百分の一・五に相当する金額」とあるのは「百分の一・五に相当する金額(昭和五十五年一月一日

日前の警察職員であつた期間が附則別表第一の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間については、給料年額に同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額」と、「前項ただし書」とあるのは「附則第二十四条第一項の規定により読み替えられた前項ただし書」と、第八十七条の二第二項中「前条第一項」とあるのは「附則第二十四条第一項の規定により読み替えられた前条第一項」と、「組合

員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年（附則第二十条第一項第二号イからホまでに掲げる者につ

いては、これらの者の区分に応じ同号イから

ホまでに掲げる年数」と、「十五年」とあるのは「二十年（同号イからホまでに掲げる者について）、三十五年からこれらの者の区分に依り同号イからホまでに掲げる年数を控除した年数」と、「一万九千八百円」とあるのは「一万九千八百円（昭和十五年一月一日前の整

察職員であつた期間が附則別表第二の上欄に

掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間については、一万九千八百円に同表の下欄(ロ)に掲げる割合を乗じて得た金額」と、「百分の一に相当する金額」とあるのは「百分の一に相当する金額(昭和五十五年一月一日前の警察職員であつた期間が附則別表第二の上欄

に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる

に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間については、給料年額に同表の下欄イに掲げる割合を乗じて得た金額に、給料年額の百分の五（同号ロに掲げる者については百分の四とし、同号ハに掲げる者については百分の三とし、同号ニに掲げる者については百

分の二とし、同号ホに掲げる者については百

分の一とする。に相当する金額を加えた金額」と、同条第二項中「前条第二項」とあるのは「附則第二十四条第一項の規定により読み替えられた前条第二項」と、「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年」と、「百分の五に相当

する額」とあるのは「百分の五に相当する額

(昭和五十五年一月一日前の警察職員であつた期間が附則別表第一の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間については、廃疾年金基礎額に同表の下欄②に掲げる割合を乗じて得た額」と、第九十一条の二第二項中「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」として、これらの規定を適用する。

附則第二十四条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第二十五條第一項を次のように改める。
附則第二十条第一項各号のいずれかに該当する者が死亡した場合における遺族年金については、第九十三條第一号中「給料年額の百分の四十」とあるのは「附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額（以下第九十三

条の四までにおいて「給料年額」というの百分の四十」と、「組合員期間が二十年」とあるのは、警察職員であつた期間が十五年（附則第二十条第一項第二号イからホまでに掲げる者）については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数」と、「百分の一・

五に相当する金額」とあるのは「百分の一・五

に相当する金額（昭和五十五年一月一日前の警察職員であつた期間が附則別表第二の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間については、給料年額に同表の下欄(イ)に掲げる割合を乗じて得た金額」と、同条第二号中「組合員期間が二十年」とあるのは「警察

職員であつた期間が十五年（附則第二十条第

一項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数」と、「第七十八條の二」とあるのは「附則第二十条第三項」と、「第七十八條第二項」とあるのは「同条第二項」と、第九十三条の二中「前条」とあるのは「附則第二

五条第一項の規定により読み替えられた前

条」と、同条第一号中「組合員期間」とあるの

は「警察職員であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年(附則第二十条第一項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数)」と、「百分の五に相当する額」とあるのは「百分の五に相当する額(昭和五十五年一月一日前の警察職員であつた期間が附則別表第二の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に

掲げる期間については、遺族年金基礎額に同表の下欄(二)に掲げる割合を乗じて得た額」と、同条第二号中「第七十八条第二項」とある

のは「附則第二十条第二項」と、「第七十八条の二」とあるのは「同条第三項」と、第九十三條の三第一項中「前二条」とあるのは「附則第二十五条第一項の規定により読み替えられた前二条」と、第九十三條の四中「第九十三條」とあるのは「附則第二十五条第一項の規定に

各号に掲げる地方公共団体等の区分に応じ、当該各号に掲げる者に係る長期給付に要する費用（第百十三條第二項第三号に掲げる費用を除く。）について、当該費用の百分の一に相当する金額の範囲内で、政令で定めるところにより、その一部を負担する。

一 地方公共団体 組合員（次号及び第三号に掲げる組合員並びに継続長期組合員を除く。）

二 都道府県 市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する組合員

三 国 国の職員である組合員

四 公社又は公庫等 継続長期組合員及び昭和五十四年法律第 号附則第十條第一

項の規定によりその例によることとされる旧法第百四十條第一項又は昭和五十四年法律第 号附則第十條第一項の規定によりその例によることとされる昭和五十四年法律第 号による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（次項第二号において「昭和五十四年改正前の施行法」という。）第百二十五條第二項、第百二十七條第二項若しくは第百二十八條第一項に規定する復帰希望職員（これらの復帰希望職員とみなされる者を含む。）

2 地方公共団体等が前項の規定による負担をする場合には、次の各号に掲げる法律の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 第百十三條第一項及び第二項、第百十六條第一項、第百三十九條、第百四十一條第四項及び第五項、第百四十四條第一項並びに第百四十四條の二第二項の規定 第百十三條第一項第二号中「次項の」とあるのは「次項及び附則第三十三條の二第二項の規定による」と、同条第二項第二号中「次号に掲げるもの」とあるのは「次号に掲げるもの及び附則第三十三條の二第二項の規定による」と

項に規定する地方公共団体等の負担に係るもの」と、第百十六條第一項中「第百十三條」とあるのは「第百十三條及び附則第三十三條の二第二項」と、第百三十九條中「第百十三條第二項」とあるのは「第百十三條第二項及び附則第三十三條の二第二項」と、第百四十一條第四項及び第五項中「第百十三條第二項第二号に掲げる費用」とあるのは「第百十三條第二項第二号に掲げる費用及び附則第三十三條の二第二項の規定による費用」と、第百四十四條第一項及び第百四十四條の二第二項中「第六章」とあるのは「第六章及び附則第三十三條の二第二項」とする。

二 昭和五十四年法律第 号附則第十條第一項の規定によりその例によることとされる旧法第百四十條第四項（昭和五十四年法律第 号附則第十條第一項の規定によりその例によることとされる昭和五十四年改正前の施行法第百二十五條第五項（これを準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）以下この号において単に「旧法第百四十條第四項」という。）において準用する旧法第百十三條第一項及び第二項並びに第百十六條第一項の規定 旧法第百四十條第四項において準用する旧法第百十三條第一項第二号中「次項の」とあるのは「次項及び昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号）による改正後の地方公務員等共済組合法（以下「昭和五十四年改正後の法」という。）附則第三十三條の二第二項の規定による」と、旧法第百四十條第四項において準用する旧法第百十三條第二項第二号中「次号に掲げるもの」とあるのは「次号に掲げるもの及び昭和五十四年改正後の法附則第三十三條の二第二項の規定による同項に規定する地方公共団体等

の負担に係るもの」と、旧法第百四十條第四項において準用する旧法第百十六條第一項中「第百十三條」とあるのは「第百十三條及び昭和五十四年改正後の法附則第三十三條の二第二項」とする。

三 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律（昭和四十二年法律第百五号）第十二條第一項及び附則第十條の規定 これらの規定中「並びに第百四十二條第一項、第二項及び第六項」とあるのは、「第百四十二條第一項、第二項及び第六項並びに附則第三十三條の二第二項」とする。

四 義務教育費国庫負担法第二條第四号及び公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第百五十二号）第五條第三号の規定 これらの規定中「第百十三條第二項」とあるのは、「第百十三條第二項及び附則第三十三條の二第二項」とする。

附則第三十四條を次のように改める。

第三十四條 附則第二十九條第一項の規定の適用を受ける地方公共団体の職員をもつて組織する組合が行う福祉事業に要する費用に充てることができる金額は、当分の間、毎年四月一日における組合員の第四十四條第二項に規定する掛金の標準となつた給料の総額に自治省令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額の範囲内とする。

附則第三十五條の二中「費用は」を「費用（以下次条までにおいて「団体共済組合の給付に要する費用」という。）は」に、「当該給付」を「団体共済組合の給付」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（団体共済組合の給付に要する費用の負担の特例）

第三十五條の三 地方公共団体は、当分の間、団体共済組合の給付に要する費用（第二百三條第三項第二号に掲げる費用を除く。）について

て、当該費用の百分の一に相当する金額の範囲内で、政令で定めるところにより、その一部を負担する。

2 地方公共団体が前項の規定による負担をする場合には、次の各号に掲げる法律の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 第百十三條第一項及び第三項から第五項までの規定 同条第一項中「次項の」とあるのは「次項及び附則第三十五條の三第一項の規定による」と、同条第三項第一号中「次号に掲げるもの」とあるのは「次号に掲げるもの及び附則第三十五條の三第一項の規定による」と、同条第四項中「次の各号」とあるのは「附則第三十五條の三第一項の規定による負担をするほか、次の各号」と、同項第一号中「前項第二号に掲げるもの」とあるのは「前項第二号に掲げるもの及び附則第三十五條の三第一項の規定による地方公共団体の負担に係るもの」と、同条第五項中「前項」とあるのは「前項及び附則第三十五條の三第一項」とする。

二 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律第十五條第二項において準用する同法第十四條第三項の規定 同項中「新法第二百三條第三項第一号及び第四項第一号」とあるのは、「新法第二百三條第三項第一号及び第四項第一号並びに附則第三十五條の三第一項」とする。

附則第四十條の三第二項中「附則第十四條の三」を「附則第十四條の二」に改める。

附則第六十三條中（昭和三十一年法律第百五十二号）を削る。

附則第六十七條中（昭和三十三年法律第百九十二号）を削る。

附則の次に附則別表として次の二表を加える。

十二年以上 十六年未満	十五年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・二五	百分の二十五	百分の〇・二五	百分の一・二五
十六年以上 十七年未満	二十年を超え二十五年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
	十五年を超え十六年に達するまでの期間	百分の〇・五	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
	十六年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・二五	百分の二十五	百分の〇・二五	百分の一・二五
	二十年を超え二十六年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
十七年以上 十八年未満	十五年を超え十七年に達するまでの期間	百分の〇・五	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
	十七年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・二五	百分の二十五	百分の〇・二五	百分の一・二五
	二十年を超え二十七年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
十八年以上 十九年未満	十五年を超え十八年に達するまでの期間		百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
	十八年を超え二十年に達するまでの期間		百分の二十五	百分の〇・二五	百分の一・二五
	二十年を超え二十八年に達するまでの期間		百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
十九年以上 二十年未満	十五年を超え十九年に達するまでの期間		百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
	十九年を超え二十年に達するまでの期間		百分の二十五	百分の〇・二五	百分の一・二五
	二十年を超え二十九年に達するまでの期間		百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
二十年以上 二十一年未満	十五年を超え二十年に達するまでの期間		百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
	二十年を超え三十年に達するまでの期間		百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
二十一年以上 二十二年未満	十五年を超え二十二年に達するまでの期間		百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
二十二年以上 二十三年未満	十五年を超え二十三年に達するまでの期間		百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五

二十二年以上二十三年未満	二十九年を超え三十年に達するまでの期間	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
二十二年以上二十三年未満	十五年を超え二十年に達するまでの期間	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
二十二年以上二十三年未満	二十二年を超え二十八年に達するまでの期間	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
二十二年以上二十三年未満	二十八年を超え三十年に達するまでの期間	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
二十三年以上二十四年未満	十五年を超え二十年に達するまでの期間	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
二十三年以上二十四年未満	二十三年を超え二十七年に達するまでの期間	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
二十三年以上二十四年未満	二十七年を超え三十年に達するまでの期間	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
二十四年以上二十五年未満	十五年を超え二十年に達するまでの期間	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
二十四年以上二十五年未満	二十四年を超え二十六年に達するまでの期間	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
二十四年以上二十五年未満	二十六年を超え三十年に達するまでの期間	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
二十五年以上	十五年を超え二十年に達するまでの期間	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
二十五年以上	二十五年を超え三十年に達するまでの期間	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五

別表第二中「第八十三条、第八十八条」を「第八十三条」に改める。

別表第三を削る。

別表第四中「第八十六条—第八十七条の二、第八十八条—第九十一条」を「第八十六条—第九十一条」に、「なおらない」を「治らない」に、「あわせ」を「合わせ」に改め、同表の備考三中「指關節」を「指關節」に改め、同表を別表第三とする。

別表第五中「あわせ」を「合わせ」に改め、同表の備考中「別表第四」を「別表第三」に改め、同表を別表第四とする。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第三條 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「又は旧長期組合員期間を有する者」を
「又は旧長期組合員期間を有する者等」に、「第三
退職年金の支給開始年齢等に関する経過措
置（第十七条―第十九条）」を「第三款 退職年金
第三款の二 減額

の支給開始年齢等に関する経過措置（第十七条退職年金に関する経過措置（第十九条の三）

「第十九条の二」に、「(第二十条・第二十一条)を」「(第二十条―第二十二條)に」「退職一時金を」「(退職一時金)に」「(第二十二條―第二十四條)を」「(第二十三條・第二十四條)に」「(公庫公団等の役職員)を」「(繼續長期組合員)に」「(第一百二十九條の二)を」「(第一百二十九條)に改める。

第二条第一項第四号中「公務による廃疾年金の下に」、公務によらない廃疾年金」を加え、同項第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二 退職一時金 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号。以

下「昭和五十四年法律第 号」という。

による改正前の新法（以下「昭和五十四年改正前の新法」という。）第八十三条の規定による退職一時金及び昭和五十四年法律第 号による改正前の地方公務員等共

済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「昭和五十四年改正前の施行法」という。）

第二十二條の規定による退職一時金その他の昭和五十四年改正前の新法第八十三條の規定による退職一時金とみなされる給付をいう。

第三条第三項中「国の新法の」を「国の新法若しくは昭和四十二年以後における国家公務員

共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号）附則の規定によりその例によることとされる同法による改正前の国の新法（以下「昭和五十四年改正前の国の新法」という。）の）に改め、「国の新法」の下に「若しくは昭和五十四年改正前の国の新法」を加え、同項第一号及び第二号中「国の新法」を「昭和五十四年改正前の国の新法」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 前項第二号又は第三号に掲げる者に対する恩給組合条例の規定による退職年金条例の適

算退職年金又は旧市町村共済法の規定による通算退職年金については、国の新法第七十九条の二の規定又は法律第百八十二号附則第十九条の規定に相当する恩給組合条例又は旧市町村共済法の規定は、政令で特別の定めをするものを除き、国の新法第七十九条の二又は法律第百八十二号附則第十九条の規定と同様に改正されたものとして、同項の規定を適用する。

第三条の二の二「国の新法」を「国の新法」(國の新法)について改正が行われた場合において、当該改正前の國の新法の規定の例によることとされるときは、当該改正前の國の新法を含む。」に改める。

第三条の第三項第二号及び第五号中「昭和五十三年法律第三十七号」を「昭和五十四年法律第五十四号」に改める。

第四条第二項中「国の新法」を「昭和五十四年改正前の国の新法」に改める。

第二章の章名中「旧長期組合員期間を有する者」を「旧長期組合員期間を有する者等」に改める。

第七條第一項第五号中「行なう」を「行う」に
第十條第一項第六号を「第十條第一項第五号」
に改め、同條第二項各号列記以外の部分中「退

職一時金」を「通算退職年金又は脱退一時金」に改める。

第八条及び第九条中「退職一時金」を「脱退一時金」に改める。

第十条第一項中「退職一時金を脱退一時金に改め、同項第五号中「限る。」で」を「限る。」の

「なつたもの（これらの者のうち、職員となつた

際のその者の職務が当該特定の事務と同様の内容であつた者に限るものとし、昭和四十二年度

以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法

の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十年法律第八十号。以下この項及び次項において「昭和五十年法律第八十号」という。）の施行の日まで引き続いて職員であつたもの（これらの者のうち、職員となつた際のその者の職務が当該特定の事務と同様の内容であつたものに限るものとし、当該職員となつた日が昭和五十年法律第八十号の施行の日の前日までの

日であつた者」に、「返還一時金を一脱返一時金」に改め、同条第四項中「第二項の下に」及び第三項「の」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「の」のうち、施行日の前日において特定事務従事者であつたもので同日後引き続き職員

となつたもの（前項の規定の適用を受ける者に限る。）を「で第二項又は前項の規定の適用を受けるもの」に改め、「関する規定」の下に「（前二項の規定を除く。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3
新法第七十八條第一項、前二條又は前二項の規定に該当しない更新組合員のうち、地方公共団体の財政上の理由その他政令で定める

理由により職員以外の地方公務員として地方公共団体の事務のうち学校給食に関する單純な業務その他の政令で定める特定の事務に従

事していた者（以下この項において「特定事務従事地方公務員」という。）であつたもので引

外の者（新法第七十八條第一項の規定に該當しない者に限る）のうち、昭和五十年法律第八十号の施行の日前において特定事務従事地

り、昭和五十四年法律第 号附則第一条

第一項ただし書に定める日まで引き続いて職員であつたもの（これらの者のうち、職員と

なつた際のその者の職務が当該特定の事務と同様の内容であつた者に限るものとし、当該

職員となつた日が昭和五十年法律第八十号の施行の日の前日までの日であつた者に限る。）

か同項ただし書に定める日から昭和二十五年十一月十九日までの間に退職した場合において、その者の四十歳以上の組合員期間が五年以上であり、かつ、組合員期間にその者の当該職員であつた期間に引き続き当該特定事務従事地方公務員であつた期間から十二月を控除した期間を算入するとしなれば、その期間が二十年以上となるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、脱退一時金

又は賄賂一時金は支給しない。

第十一条第一項第一号中「金額その額」を「金額。ただし、その額に、「当該金額」を「当該金額とする。」に改め、同条第四項中「同号かつこの書」「同号ただし書」に改め、同条第十項各

第五号までの」に改め、同項第一号中「その超える期間」を「当該更新組合員が八十歳未満であるときは、その超える期間」に改め、同項第二号中「第七条第一項第二号」を「第七条第一項第二号及び第三号中の第一号の」とし、第二号から

を「当該更新組合員が八十歳未満であるときは、その超える期間」に改め、同条第十一項中

第七十歳」の下に「又は八十歳」を加へる。

第十二条第一項第一号及び第二号中「國の新法」を「昭和五十四年改正前の國の新法」に改め

第十三条第一項中「(前条第一項各号に掲げる

者については、当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額。以下この

項において同じ。」を削り、同条第二項中「前条第一項各号に掲げる者については、当該各号

「控除した金額」を削る。

第十四条の次に次の一条を加える。

(長期在職者に係る退職年金の額の最低保障)

第十四条の二 退職年金を受取る者が六十五歳以上の者で退職年金の額の算定の基礎となつた月令員期間のうち実在職した期間、次項の

た組合員期間のうち、実在職した期間（以下「**実在職期間**」）において「**実在職の期間**」という。）が退職年金に

ついでにの最短期間(次項において「退職年金の最短期間」という。)に達しているものである場合には、当該退職年金については、新法第七十八條第二項及び新法第七十八條の二並びに第十一條から前条までの規定により算定した金額が六十四万七千円より少ないときは、当分の間、その額を新法第七十八條第二項及び新法第七十八條の二並びに第十一條から前条までの規定の退職年金の額とする。

2 新法第七十八條第二項及び新法第七十八條の二並びに第十一條から前条までの規定の退職年金を受ける者で、実在職の期間が退職年金の最短期間(次項において「退職年金の最短期間」という。)に達しているものの退職年金の額が六十四万七千円より少ないときは、その者を前項の規定に該当する者となし、退職年金の額を改定する。

第十七條第一項第二号中「又は第十二條第三項」を削り、同項第三号中「第十四條」を第十四條第一項に、「同条第三項」を「同項」に改め、同条第三項中「第十四條」を「第十四條第一項」に、「同条第三項」を「同項」に改め、同条第五項中「又は第十二條第三項」を削り、「五十五歳」を「六十歳(その者が新法附則第十八條の三第一項若しくは第二項又は新法附則第十八條の四の規定の適用を受ける場合には、これらの規定による退職年金の支給開始年齢)」に改める。

第十八條第一項第二号中「又は第十二條第三項」を削り、同項第三号中「第十四條」を第十四條第一項に、「同条第三項」を「同項」に改める。

第十九條中「別表第四」を「別表第三」に、「行わない」を「行わない」に改め、第二章第二節第三款中同条の次に次の一条を加える。

(退職年金の停止に関する特例)

第十九條の二 次の各号に掲げる退職年金で当該各号に掲げる金額が百二十万円を超えるものについては、当該退職年金を受ける権利を有する者の各年(その者が退職した日の属する年を除く)における所得金額が六百万円を

超えるときは、その者が七十歳未満である間、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき退職年金に係る当該各号に掲げる金額のうち百二十万円を超える部分の金額の百分の五十に相当する金額の支給を停止する。

一 第十一條の規定の適用によりその額を定められた退職年金 その額から同条第一項第一号から第四号までに掲げる金額の合算額を控除した金額

二 第十一條の二の規定の適用によりその額を定められた退職年金 その額から当該額に第七條第一項各号の期間を合算した期間の年数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額を控除した金額

三 第十四條第一項の規定の適用によりその額を定められた退職年金 その額から同項に規定する退職料等の額に相当する金額を控除した金額

2 新法第七十九條第五項及び第六項の規定は、前項の規定による退職年金の支給の停止について準用する。

3 新法第七十九條第四項の規定は、更新組合員については、適用しない。

第二章第二節第三款の次に次の一款を加える。

第三款の二 減額退職年金に関する経過措置

(減額退職年金の停止に関する特例)

第十九條の三 前条第一項各号に掲げる退職年金に基づく減額退職年金でその額の算定の基礎となつた退職年金の額のうち当該各号に掲げる金額が百二十万円を超えるものについては、当該減額退職年金を受ける権利を有する者の各年(その者が退職した日の属する年を除く)における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳未満である間、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分

としてその者に支給されるべき減額退職年金の額の算定の基礎となつた退職年金に係る当該各号に掲げる金額のうち百二十万円を超える部分の金額に当該減額退職年金の額のその算定の基礎となつた退職年金の額に対する割合を乗じて得た金額の百分の五十に相当する金額の支給を停止する。

2 新法第七十九條第五項及び第六項の規定は、前項の規定による減額退職年金の支給の停止について準用する。

3 新法第八十一條第三項において準用する新法第七十九條第四項の規定は、更新組合員については、適用しない。

「第五款 退職一時金に関する経過措置」を削り、同条の次に次の一款を加える。

第二十二條 次項のように改める。

第二十三條 前項に次の款名を付する。

第五款 退職一時金に関する経過措置

置

第二十三條第一項中「又は前条の規定による退職一時金」を「の規定による退職一時金」に、「新法第八十三條第二項第一号」を「同条第二項第一号」に、「国の新法」を「昭和五十四年改正前の国の新法」に改め、同条第二項中「第八十三條第二項第一号」を「第八十三條第二項第一号」に改める。

第二十四條 次項のように改める。

第二十四條 削除

第二十六條 第一項を次のように改める。

公務によらない廃疾年金を受ける権利に係る組合員期間は、施行日まで引き続き組合員期間及び施行日以後の組合員期間に限るものとする。

第二十七條 第七項中「(その超える期間)」を「(当該更新組合員が八十歳未満であるときは、その超える期間)」に改める。

第二十八條 第一項を次のように改める。

の給付事由が生じた場合における新法第八十七條第一項本文及び第二項前段並びに新法第八十七條の二第一項前段及び第二項前段の金額は、これらの規定及び前条の規定により算定した金額から当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額とする。

第二十八條第二項中「前項の場合において、」を削り、「ときは、同項」を「場合における前項」に、「行ない」を「行ない」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十九條 前段中「から第八十七條の三まで」を、「新法第八十七條の二」に改め、「(第十二條第一項各号に掲げる者に係る廃疾年金については、当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額)」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(公務によらない廃疾年金の特例)

第二十九條の二 公務によらない廃疾年金で次の各号に掲げるものについては、新法第八十七條及び新法第八十七條の二並びに第二十七條及び第二十八條の規定により算定した金額が、当該各号に掲げる年金の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる金額より少ないときは、当分の間、当該金額を新法第八十七條及び新法第八十七條の二並びに第二十七條及び第二十八條の廃疾年金の額とする。

一 六十五歳以上の者が廃疾年金の額の算定の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(次号において「実在職の期間」という。)が退職年金の最短期間(第十四條の二第一項に規定する退職年金の最短期間をいう。次号において同じ。)に達しているものに係る年金 六十四万七千円

二 六十五歳以上の者が実在職の期間が九年以上のものに係る年金(前号に掲げる年金を除く)又は六十五歳未満の者が実在職の期間が退職年金の最短期間(第十四條の二第一項に規定する退職年金の最短期間をいう。次号において同じ。)に達しているものに係る年金 四十八万五千三百円

2 新法第八十七條及び新法第八十七條の二並びに第二十七條及び第二十八條の規定の適用を受ける公務によらない廃疾年金を受ける者が六十五歳に達した場合において、その者の廃疾年金の額が前項各号に掲げる年金の区分に比し当該各号に掲げる金額より少ないときは、その者を同項の規定に該当する者とみなして、廃疾年金の額を改定する。

第三十条第一項中「から第八十七条の三まで」を「及び新法第八十七条の二」に、「及び第二十八条を」、第二十八条及び前条」に改める。

第三十八條第三項中「その超える期間」を「〔当該遺族年金を受ける者が八十歳未満であるときは、その超える期間〕に改め、同條第四項中「(妻、子及び孫を除く。)」が七十歳に達した場合を「が七十歳に達した場合(妻、子又は孫が七十歳に達した場合を除く。)」又は八十歳に達した場合」に改める。

第三十九条中「第九十三条の三第一項各号」を「第九十三条の三第一項各号の一」に改める。

第四十一条第一項中「八十五万二千円」を「九十九万円」に、「八十七万六千円」を「百万二千円」に改め、同条第二項中「八十五万二千円」を「九十九万円」に、「八十七万六千円」を「百万二千円」に、「八十万四千円」を「九十一万八千円」に改め、同条第三項中「二万七千六百円」を「三万二千四百円」に改める。

第四十二条中「第十二条第一項各号に掲げる者に係る遺族年金については、当該各号において控除すべきこととされている金額の百分の五十に相当する金額を控除した金額」を削る。

第四十七条第三項中「年四分五厘」を「年四・五パーセント」に改める。

第四十七条第三項中「年四分五厘」を「年四・五パーセント」に改める。

第四十九條第一項中「新法第八十二條、第八十四條、第八十五條及び第九十九條並びに第二十條及び第二十一條の規定を除く。次条第一項、第五十二條第一項、第五十三條第一項及び第六十三條第三項において同じ。」を削り、同条第二項中「減額退職年金」の下に「通算退

職年金、脱退一時金を加え、同条第三項中「退職一時金」を「脱退一時金又は退職一時金」に改める。

第五十条第二項中「若しくは減額退職年金」を「減額退職年金若しくは通算退職年金」に、「退職一時金」を「脱退一時金若しくは退職一時金」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項中「又は」を「及び」に改める。

「通算退職年金、脱退一時金」を加え、若しくは減額退職年金」を、「もとの又は退職一時金」を「もとの又は脱退一時金若しくは退職一時金」に改める。同項ただし書を削り、同条第三項中「第五条第六項を」「第四十九条第三項」に、「退職一時金」を「脱退一時金又は退職一時金」に改める。

第五十五条第一項中「第二十六条第一項」を「第十九条の二、第十九条の三、第二十三条に」、「第二十九条」を「第二十九条の二」に改め、同条第二項中「、第七条第二項各号列記以外の部分中」施行日前の次の期間以外の期間」とあるのは「第五十五条第一項各号に掲げる組合員となつた日前の期間」とを削り、「又は」を「並びに」に改め、同条第三項中「第一項」を「第一項各号に掲げる者に係る同項」に改める。

第五十六条第一項各号列記以外の部分中「第二十三条」を「昭和五十四年改正前の施行法第二十三条」に改め、同項第一号中「第二十三条第一項第一号」を「昭和五十四年改正前の施行法第二十三条第一項第一号」に改め、同項第二号中「第二十三条第一項第二号」を「昭和五十四年改正前の施行法第二十三条第一項第二号」に改め、同項第三号中「第二十三条第一項第三号」を「昭和五十四年改正前の施行法第二十三条第一項第三号」に改め、同条第二項中「新法第八十三条の規定による」を削り、「磨疾一時金」の下に「（当該磨疾一時金とみなされる給付を含むものとし、当該給付以外のものにあつては、昭和五十四年十二月三十一日以前に給付事由が生じたもののに

限る。次条第二項において同じ。」を加え、新法第八十三条第一項ただし書を「昭和五十四年改正前の新法第八十三条第一項ただし書」に、「新法第七十八条の三第一号」を「昭和五十四年改正前の新法第七十八条の三第一号」に改め、「その類が」の下に「前条第一項において準用する」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 前二項に規定する者について、前条第一項の規定により第二十八条の規定を準用する場合には、同条第一項中「第十二条第一項各号に掲げる者」とあるのは「第五十六条第一項又は第二項に規定する者」と、「当該各号」とあるのは「第五十六条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

第五十六條の二第二項中「第二十三條」を「昭和五十四年改正前の施行法第二十三條」に改め、
同條第二項中「新法第八十三條の規定による」を「昭和五十四年改正前の新法第八十三條第一項ただし書」を「昭和五十四年改正前の新法第八十三條第一項ただし書」に、「新法第七十八條の三各号」を「昭和五十四年改正前の新法第七十八條の三各号」に、「第十一條の二を」を「第五十五條第一項において準用する第十一條の二に」、「第十一條第一項第五号」を「同項において準用する第十一條第一項第五号」に改める。

第五十六條の三中「退職一時金」を「同法第二
条第一項第十八号の二に規定する退職一時金
に」、「同法第二十三條の規定の適用を受けた場
合又は同法」を「昭和四十二年以後における地
方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に關
する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四
年法律第 号）」による改正前の地方公務員
等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二
十三條の規定の適用を受けた場合又は地方公務
員等共済組合法の長期給付等に關する施行法
に改め、「、同條第四項中「前三項」とあるのは
「地方公務員等共済組合法の長期給付等」に關
する施行法第五十六條の三の規定により読み替
えられた前三項」と、「第一項とあるのは「同條の

第五十七條第五項から第七項までの規定中「六十歳」を「六十歳」に改める。

第五十九條第三項中「別表第四」を「別表第三」に改める。

第六十條中「第五十五條第二項」を「第五十五條第一項の規定」に改める。

第六十二条中「と読み替えを」としに「第二十三条第一項第三号並びに第四十六条第一

項第三号」を「並びに第二十三条第一項第三号」に改める。

第六十三條第一項中「行なつた」を「行つた」に改め、同条第四項中「同日」を「施行日」に、「行なつた」を「行つた」に改め、同条中第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第六十五條の見出し中「若くは更新組合員等」に改め、同条中「市町村長」の下に「（特別区の区長（地方自治法第二百八十三条第一項の規定により選挙された特別区の区長に限る。）を含む。）」を加え、「更新組合員を「更新組合員等む」に「次条から第八十五条まで」を「この節」に改める。

第六十七條第一項及び第二項中「退職一時金」を「脱退一時金」に改める。

第六十八條第三項中「その超える期間」を、「(当該更新組合員が八十歳未満であるときは、その超える期間)に改め、同条第四項中「七十歳」の下に「又は八十歳」を加える。

第七十一條の次に次の一條を加える。

年金の額の最低保障)

第七十一条の二 長期在職者に係る地方公共団

は、新法第百二条第三項において準用する新法第七十八條第二項ただし書又は第七十條の規定によるほか、第十四條の二の規定の例による。

第七十三條第一項第二号を次のように改め

第七十三条第一項第二号を次のように改め

る。

二 第七十一条の規定によりその例によることとされる第十四条第一項の規定によりその額を定められた退職年金 同項に規定する退職料等の額に相当する額

第七十三条の次に次の一条を加える。

(地方公共団体の長の退職年金の停止に関する特例)

第七十三条の二 次の各号に掲げる退職年金で当該各号に掲げる金額が百二十万円を超えるものについては、当該退職年金を受ける権利を有する者の各年(その者が退職した日の属する年を除く)における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳未満である間、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき退職年金に係る当該各号に掲げる金額のうち百二十万円を超える部分の金額の百分の五十に相当する金額の支給を停止する。

一 第六十八条の規定の適用によりその額を定められた退職年金 その額から同条第一項第一号に掲げる金額を控除した金額

二 第七十一条の規定によりその例によることとされる第十四条第一項の規定によりその額を定められた退職年金 その額から同項に規定する退職料等の額に相当する額を控除した金額

2 新法第七十九条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による地方公共団体の長の退職年金の支給の停止について準用する。

3 新法第七十九条第四項の規定は、知事等であつた更新組合員については、適用しない。

第七十五条を次のように改める。

(地方公共団体の長の減額退職年金の停止に関する特例)

第七十五条 第十九条の三の規定は、第七十三条の二第一項各号に掲げる退職年金に基づく減額退職年金の支給の停止について準用する。この場合において、第十九条の三第一項

中「前条第一項各号」とあるのは、「第七十三条の二第一項各号」と読み替へるものとする。

第七十六条第三項中「(その超える期間)」を「(当該更新組合員が八十歳未満であるときは、その超える期間)」に改める。

第七十七条第一項を次のように改める。

前条第一項に規定する更新組合員で第十二条第一項第一号に掲げるものに廃疾年金の給付事由が生じた場合における新法第八十七条第一項本文及び第二項前段の金額は、これらの規定及び前条の規定により算定した金額から同号において控除すべきこととされている金額を控除した金額とする。

第七十八条を次のように改める。

第七十八条 地方公共団体の長であつた者に対する新法第八十七条及び前二条の規定により算定した廃疾年金の額の最低保障については、新法第八十七条の規定によるほか、第二十九条及び第二十九条の二の規定の例による。

第八十二条第一項中「第九十三条の三第一項各号」を「第九十三条の三第一項各号の二」に改める。

第八十三条の二第一項中「又は第三号」を「の規定による遺族年金又は新法第九十三条第三号」に、「第九十三条の三第一項各号」を「第九十三条の三第一項各号の二」に改める。

第八十六条の三第一項中「退職一時金」を「同法第二十一条第八号の二に規定する退職一時金に、同法第七十五条の規定の適用を受けた場合又は同法第七十五条の規定の適用を受けた場合又は地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第 号)による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第七十五条の規定の適用を受けた場合又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法に改め、「同条第四項中「前三項」とあるのは「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する

する施行法第八十六条の三第一項の規定により読み替へられた第一項及び第二項」と、「第一項」とあるのは、同条第一項の規定により読み替へられた第一項」とを削る。

第八十七条中「更新組合員」を「更新組合員等」に、「次条から第五十五条の二まで」を「この節」に改める。

第八十九条第一項中「十五年」を「十五年(新法附則第二十条第一項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数。次項において同じ。)」に、「退職一時金」を「脱退一時金」に改め、同条第二項中「退職一時金」を「脱退一時金」に改める。

第九十条第一項第二号中「百分の一・五(二十五年を超え三十年に達するまでの期間については、百分の一)を「百分の一・五(昭和五十五年一月一日前の警察職員であつた期間が新法附則別表第一の上欄又は別表第三の上欄に掲げる年数である者の新法附則別表第一の中欄又は別表第三の中欄に掲げる期間については、一年につき警察職員の給料年額に新法附則別表第一の下欄(イ)又は別表第三の下欄に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額」に改め、同条第二項中「(その超える期間)」を「(当該更新組合員が八十歳未満であるときは、その超える期間)」に改め、同条第六項中「七十歳」の下に「又は八十歳」を加え、同条第七項中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

第九十条の二中「算定した金額」を「算定した第九十条第一項又は第二項の規定による退職年金の額」に改め、同条第一号中「恩給公務員である職員であつた更新組合員に対する第八十九条第一項又は第二項の規定による退職年金」を「警察職員であつた期間が十五年以下である者に係る退職年金」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 前号に掲げる年金以外の年金 新法附則第二十条第三項第二号の規定により算定した金額

第九十二条中「前三条」を「第九十条、第九十条の二(第九十条第一項の規定の適用を受ける退職年金について適用される新法附則第二十条第三項の規定を含む。次条第一項、第九十五条第一項第二号、第九十五条の二第一項第二号及び第九十四条の二第一項において同じ。及び前条」に改める。

第九十三条第一項中「百分の一・五」を「百分の一・五に相当する金額」に、「合算して二十五年を超え三十年に達するまでの期間については、百分の一。以下この項において同じ。」に相当する額を「合算した年数で昭和五十五年一月一日前の年数が新法附則別表第一の上欄又は別表第三の上欄に掲げる年数である者の新法附則別表第一の中欄又は別表第三の中欄に掲げる期間については、警察職員の給料年額に新法附則別表第一の下欄(イ)又は別表第三の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額。以下この項において同じ。)」に、「百分の一・五に相当する額」を「百分の一・五に相当する金額」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(長期に在職に係る警察職員の退職年金の額の最低保障)

第九十三条の二 長期に在職に係る警察職員の退職年金の額の最低保障については、新法附則第二十条第四項において準用する新法第七十八条第二項ただし書又は第九十二条の規定によるほか、第十四条の二の規定の例による。

第九十五条第一項第三号中「年額」を「額」に改め、同条第三項中第九十条の二の下に「(第九十条第一項の規定の適用を受ける退職年金について適用される新法附則第二十条第三項の規定を含む。)」を加え、「第十二条第三項」とあるのは「第九十一条の規定によりその例によることとされる第十二条第三項」とを削り、同条の次に次の一条を加える。

(警察職員の退職年金の停止に関する特例)

当該各号に掲げる金額が百二十万円を超えるものについては、当該退職年金を受ける権利を有する者の各年（その者が退職した日の属する年を除く）における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳未満である間、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき退職年金に係る当該各号に掲げる金額のうち百二十万円を超える部分の金額の百分の五十に相当する金額の支給を停止する。

一 第九十条の規定の適用によりその額を定められた退職年金 その額から同条第一項第一号に掲げる金額を控除した金額

二 第九十条の二の規定の適用によりその額を定められた退職年金 その額から当該額に第九十条第一項第一号の期間の年数を当該年金の額の算定の基礎となつた警察職員であつた期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額を控除した金額

三 第九十三条第一項の規定の適用によりその額を定められた退職年金 その額から同項に規定する警察監獄職員の普通恩給の額に相当する金額を控除した金額

2 新法第七十九条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による警察職員の退職年金の支給の停止について準用する。

3 新法第七十九条第四項の規定は、警察監獄職員であつた更新組合員については、適用しない。

第九十六条の次に次の一条を加える。

（警察職員の減額退職年金の停止に関する特例）

第九十六条の二 第十九条の三の規定は、第九十五条の二第一項各号に掲げる退職年金に基づく減額退職年金の支給の停止について準用する。この場合において、第十九条の三第一項中「前条第一項各号」とあるのは、「第九十五条の二第一項各号」と読み替へるものとす

第九十七条第一項各号列記以外の部分中「十五年」を「十五年（公務による廃疾年金にあつては、新法附則第二十条第一項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数）に改め、同項第二号中「十五年を超え」を「十五年（公務による廃疾年金にあつては、新法附則第二十条第一項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数）に改め、これらに掲げる年数」を「百分の一・五（公務による廃疾年金にあつては、十五年を超え二十年に達するまでの期間については百分の〇・五、二十五年を超え三十年に達するまでの期間については百分の一とし、公務によらない廃疾年金にあつては、二十五年を超え三十年に達するまでの期間については百分の一とする）に相当する金額」を「百分の一・五に相当する金額（公務による廃疾年金にあつては、昭和五十五年一月一日前の警察職員であつた期間が新法附則別表第二の上欄又は別表第四の上欄に掲げる年数である者の新法附則別表第二の中欄又は別表第四の中欄に掲げる期間については、警察職員の給料年額に新法附則別表第二の下欄イ又は別表第四の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額とし、公務によらない廃疾年金にあつては、同日前の警察職員であつた期間が新法附則別表第一の上欄又は別表第三の上欄に掲げる年数である者の新法附則別表第一の中欄又は別表第三の中欄に掲げる期間については、警察職員の給料年額に新法附則別表第一の下欄イ又は別表第三の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。）に改め、同条第三項中（その超える期間）を「当該更新組合員が八十歳未満であるときは、その超える期間」に改める。

第九十八条第一項を次のように改める。

前条第一項に規定する更新組合員で第十二条第一項第一号に掲げるものに廃疾年金の給付事由が生じた場合における新法第八十七条第一項本文及び第二項前段並びに新法第八十

七条の二第一項前段及び第二項前段の金額は、これらの規定及び前条の規定により算定した金額から同号において控除すべきこととされている金額を控除した金額とする。

第九十九条を次のように改める。

第九十九条 警察職員であつた者に対する新法第八十七条及び前二条の規定により算定した廃疾年金の額の最低保障については、新法第八十七条の規定によるほか、第二十九条及び第二十九条の二の規定の例による。

第二百二条第一号中「十五年」を「十五年（新法附則第二十条第一項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数。次号において同じ。）に改める。

第二百二条第二号中「十五年」を「十五年（新法附則第二十条第一項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数）に改める。

第二百二条の二第二項中「又は第三号」を「の規定による遺族年金又は新法第九十三条第三号」に、「第九十三条の三第一項各号」を「第九十三条の三第一項各号の二」に改める。

第二百二条の二中「恩給公務員である職員」の下に「又は警察条例職員を加える。

第二百二条の三第一項中「退職一時金」を「同法第二十一条第一項第十八号の二に規定する退職一時金」に、「同法第二十三条の規定の適用を受けた場合又は同法」を「昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号）による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二十三条の規定の適用を受けた場合又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に改め、「同法第四項中「前三項」とあるのは「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第六十六条の三第一項の規定により読み替へられた前三項」と、「第一項」とあるのは

「同条第一項の規定により読み替へられた第一項」とを削る。

第二百二条中「更新組合員」を「更新組合員等」に、「次条から第二百二条の二まで」を「この節」に改める。

第二百二条第一項及び第二項中「退職一時金」を「脱退一時金」に改める。

第二百二条の次に次の一条を加える。

（長期在職者に係る消防組合員の退職年金の額の最低保障）

第二百二条の二 長期在職者に係る消防組合員の退職年金の額の最低保障については、新法第七十八条第二項ただし書又は第百十三条の規定によるほか、第十四条の二の規定の例による。第百十六條第一項第二号を次のように改める。

二 第二百二条の規定によりその額によるととされる第十四条第一項の規定によりその額を定められた退職年金 同項に規定する退職料等の額に相当する額

第百十六條の次に次の一条を加える。

（消防組合員の退職年金の停止に関する特例）

第百十六條の二 次の各号に掲げる退職年金で当該各号に掲げる金額が百二十万円を超えるものについては、当該退職年金を受ける権利を有する者の各年（その者が退職した日の属する年を除く）における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳未満である間、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき退職年金に係る当該各号に掲げる金額のうち百二十万円を超える部分の金額の百分の五十に相当する金額の支給を停止する。

一 第百十一条の規定の適用によりその額を定められた退職年金 その額から同条第一項第一号に掲げる金額を控除した金額

項に規定する退職料等の額に相当する額を
控除した金額

2 新法第七十九条第五項及び第六項の規定
は、前項の規定による消防組合員の退職年金
の支給の停止について準用する。

3 新法第七十九条第四項の規定は、消防職員
であつた更新組合員については、適用しな
い。

第百十七條の次に次の一条を加える。

(消防組合員の減額退職年金の停止に關する
特例)

第百十七條の二 第十九條の三の規定は、第百
十六條の二第一項各号に掲げる退職年金に基
づく減額退職年金の支給の停止について準用
する。この場合において、第十九條の三第一
項中「前条第一項各号」とあるのは、「第百十
六條の二第一項各号」と読み替へるものとす
る。

第百十九條の二第一項中「第九十三條の三第
一項各号」を「第九十三條の三第一項各号の一」
に改める。

第百二十一條の三第一項中「退職一時金」を
「同法第二條第一項第十八号の二に規定する退
職一時金」に、「同法第二十三條の規定の適用を
受けた場合又は同法」を「昭和四十二年以後に
おける地方公務員等共済組合法の年金の額の改
定等に關する法律等の一部を改正する法律（昭
和五十四年法律第 号）による改正前の地
方公務員等共済組合法の長期給付等」に關する
施行法第二十三條の規定の適用を受けた場合又は
地方公務員等共済組合法の長期給付等に關する
施行法」に改め、「同条第四項中「前三項」とあ
るのは「地方公務員等共済組合法の長期給付等
に關する施行法第百二十一條の三第一項の規定
により読み替へられた第一項及び第二項」と、
「第一項」とあるのは「同条第一項の規定により
読み替へられた第一項」とを削る。

第九章の章名中「公庫公団等の役職員」を「経
済長期組合員」に改める。

第百二十五條から第百二十九條までを次のよ
うに改める。

(繼續長期組合員の取扱ひ)

第百二十五條 新法第百四十條第二項に規定す
る繼續長期組合員に対する第二章第三節及び
第四節の規定（第五十五條第一項において準
用する場合を含む。）の適用については、これ
らの規定中「公務」とあるのは「業務」とする。

2 前項に定めるもののほか、新法第百四十條
第二項に規定する繼續長期組合員に対する長
期給付に關する規定の適用に關し必要な事項
は、政令で定める。

第百二十六條から第百二十九條まで 削除

第百二十九條の二を削る。

第百三十條の二第一項の表の第一号中「期間
で」を「期間並びに同項第二号ロ及びニの期間で
厚生年金保険の被保険者であつた期間に該當す
るもののうち」に改め、同表の第二号中「期間
で」を「期間のうち」に改め、同表の第三号中「第
百四十三條の二第一項第三号の期間」の下に「並
びに同項第二号ロ及びニの期間で厚生年金保険
の被保険者でなかつた期間に該當するもの」を
加える。

第百三十四條第一号中「退職一時金」を削
り、同条中第二号を削り、第三号を第二号とす
る。

第百三十六條第一項中「第九章」を「第八章」
に、「第十一條の二」を「前章」に改め、同条第二
項中「第十一章の二」を「前章」に改め、同条第三
項中「その他政令で定める法人」を「日本住宅公
団、水資源開発公社、農用地開発公社、日本道
路公社、森林開発公社、原子燃料公社、公營企
業金融公庫、労働福祉事業団、中小企業信用保
險公庫、首都高速道路公社、雇用促進事業団又は
阪神高速道路公社をいう。以下この項におい
て同じ。」に改め、「及び第九章」を削り、「これ
らの法人」を「公団等（水資源開発公社にあつて
は愛知用水公社、農用地開発公社にあつては農
地開発機械公社）」に改める。

第百四十三條第一項第四号中「業務による病
疾年金」の下に「若しくは業務によらない病疾年
金」を加え、同項第六号中「同じ」を「同じ」を
「に改める。

第百四十三條の二第一項第一号中「同じ」の
下に「（次号ロ、ニ及びホに掲げるものを除
く）」を加え、同項第二号中「期間で」を「期間又
は地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二
十四号）附則第二項、地方道路公社法（昭和四十
五年法律第八十二号）附則第二條第一項若しく
は公有地の拡大の推進に關する法律（昭和四十
七年法律第六十六号）附則第二條第一項の規定
による組織変更をした公益法人に使用されてい
た者で施行日においてそれぞれ新法第百七十四
條第一項第八号から第十号までに掲げる団体の
団員であつたもの」の当該公益法人に使用さ
れていた者であつた期間（ホにおいて「特定公益
法人被用者期間」という。）で、に改め、同号イ
中「ロ」を「ハ」に改め、同号中ロをハとし、イの
次に次のように加える。

ロ 昭和三十年一月一日から昭和三十七年
十一月三十日までの期間でイに掲げるもの
以外のもののうち政令で定めるもの
の以外のもの

第百四十三條の二第一項第二号に次のように
加える。

ニ 昭和三十七年十二月一日から昭和三十
九年九月三十日までの期間でハに掲げる
ものの以外のもの

ホ 新法第百七十四條第一項第八号から第
十号までに掲げる団体の団員であつ
た期間又は特定公益法人被用者期間で、
昭和三十九年十月一日から施行日の前日
までのもののうち政令で定めるもの

第百四十三條の二第一項第三号中「新法第八
十三條」を「昭和五十四年改正前の新法第八十三
條」に改め、同条第三項中「係る」の下に「新法第
二百二條において準用する新法第八十二條の規
定による通算退職年金の基礎となるべき団体共
済組合員期間又は」を加え、「退職一時金」を「脱

退一時金」に改め、「同項第三号の期間」の下に
「（当該通算退職年金の基礎となるべき団体共済
組合員期間を計算する場合には、同項第二号
ロ、ニ及びホの期間で厚生年金保険の被保険者
でなかつた期間に該當するものを含む）」を加
える。

第百四十三條の二の三中「の期間」の下に「並
びに同項第二号ロの期間、同号ニの期間及び同
号ホの期間で厚生年金保険の被保険者であつた
期間に該當するものを合算した期間」を加える。

第百四十三條の三第一項第二号中「の期間
二十年」を「の期間又は同号ロの期間 前号の期
間と合算して二十年」に改め、同項第三号中第
一號又は前号を「前二號」に改め、同項第四号
中「第百四十三條の二第一項第二号ロの期間
前各号」を「第百四十三條の二第一項第二号ハか
らホまでの期間 前三號」に改め、同条第三項
中「及び」を、同号ロの期間及びに、「（その超
える期間を」を「（当該団体共済更新組合員が八十
歳未満であるときは、その超える期間に改め、
同条第四項中「七十歳」の下に「又は八十歳」を加
え、「及び」を、同号ロの期間及びに改める。

（長期在職者に係る退職年金の額の最低保障）
第百四十三條の四の二 退職年金を受ける者が
六十五歳以上の者で退職年金の額の算定の基
礎となつた団体共済組合員期間のうち実在職
した期間「次項において「実在職の期間」とい
う。）が退職年金の最短期間（第十四條の
二第一項に規定する退職年金の最短期間）を
いう。次項において同じ。」に達しているも
のである場合における当該退職年金については、
新法第二百二條において準用する新法第七十八
條第二項及び新法第七十八條の二、新
法第二百二條の二第三項及び第四項並びに第
百四十三條の三から前条までの規定により算
定した金額が六十四万七千円より少ないとき
は、当分の間、その額を新法第二百二條にお
いて準用する新法第七十八條第一項及び新法

二十三年以上二十四年未満	十五年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・五
二十四年以上二十五年未満	二十三年を超え二十七年に達するまでの期間	百分の一・二五
	二十七年を超え三十年に達するまでの期間	百分の一
	十五年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・五
	二十四年を超え二十六年に達するまでの期間	百分の一・二五
	二十六年を超え三十年に達するまでの期間	百分の一
	十五年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・五
二十五年以上	二十五年を超え三十年に達するまでの期間	百分の一

附則
(施行期日等)

第一条 この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。ただし、第一条の規定（同条中昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律第七條第三項、第七條の二第三項及び第七條の三第四項の改正規定を除く）、第二条中地方公務員等共済組合法第九十三條の五第一項、第一百二十二條、第一百二十四條第三項、第二百四條第二項及び第四項、第二百五條第四項、附則第三十四條並びに附則第四十條の三第二項の改正規定、第三条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法目次の改正規定（又は旧長期組合員期間を有する者）を「又は旧長期組合員期間を有する者等」に改める部分に限る、同法第二条第一項第四号、第三条の三第一項第二号及び第五号並びに第二章の章名の改正規定、同法第十條第二項から第五項までの規定に係る改正規定（同法第二条の改正規定中「退職一時金」を「脱退一時金」に改める部分を除く）、同法第十一條第一項、第四項、第十項及び第十一項、第二十七條第七項、第三十八條第三項及び第四項、第四十一條、第五十七條第五項から第七項まで、第六十五條の見出し及び同条、第六十八條第三項及び第四項、第七十六條第三項、第八十七條、第

九十條第二項、第六項及び第七項、第九十七條第三項、第九十七條並びに第四百四十三條の三第三項及び第四項の改正規定（及び）を、同条の期間及び「に改める部分を除く」、同法第四百四十三條の十第三項の改正規定、同法第四百四十三條の十三第三項の改正規定（同法第四百四十三條の二第一項第二号の期間に係る部分を除く）並びに同法別表第二の改正規定（同表の備考一及び同表の備考四の改正規定を除く）並びに次項、附則第八條、第九條、第十三條、第十四條、第十六條、第十七條、第二十條及び第二十一條の規定は、公布の日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 第一条の規定による改正後の昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律第六條の四、第二條の四、第十三條の六及び別表第八、第二條の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（以下「改正後の法」という。）第四百四十四條第三項及び第四百四十四條並びに第三條の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）第四十一條及び別表第二の規定並びに附則第九條、第十六條及び第十七

条の規定 昭和五十四年四月一日

二 改正後の法第九十三條の五第一項並びに改正後の施行法第十一條第十項及び第十一項、第二十七條第七項、第三十八條第三項及び第四項、第六十八條第三項及び第四項、第七十六條第三項、第九十條第二項及び第六項、第九十七條第三項、第四百四十三條の三第三項及び第四項、第四百四十三條の十第三項並びに第四百四十三條の十三第三項の規定並びに附則第八條及び第十四條第一項の規定 昭和五十四年六月一日

三 改正後の施行法第五十七條第五項から第七項まで及び第九十條第七項の規定並びに附則第十四條第二項の規定 昭和五十四年十月一日

（退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者に係る退職年金等の額の特例に関する経過措置）

第二条 改正後の法附則第十八條の二の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十五年一月分以後適用する。

2 改正後の施行法第十三條、第二十八條、第二十九條、第四十二條、第五十六條、第五十六條の二、第七十七條、第七十八條、第九十八條、第九十九條及び第四百四十三條の十九の規定は、施行日前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十五年一月分以後適用する。

（退職年金等の支給開始年齢等に関する経過措置）

第三条 改正後の法第七十九條第二項及び第三項、第八十一條第一項、第二項及び第六項並びに第九十四條（これらの規定を改正後の法第二百二條において準用する場合を含む。）並びに附則第十八條の三から第十八條の六まで並びに改正後の施行法第七十七條第五項及び別表第二の備考四（受給権者の夫である配偶者、父母及び祖父母で六十歳以上であるものに係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に退職年金、遺族年

金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつた者について適用し、施行日前に退職年金、遺族年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつた者については、なお従前の例による。

（退職年金等の停止に関する経過措置）

第四条 改正後の法第七十九條第四項から第六項まで（改正後の法第八十一條第三項において準用する場合を含む。）の規定（これらの規定を改正後の法第二百二條において準用する場合を含む。）並びに改正後の施行法第九十九條の二、第九十九條の三、第七十三條の二、第七十五條、第九十五條の二、第九十六條の二、第一百六條の二、第一百七條の二、第四百四十三條の四の三及び第四百四十三條の四の四の規定は、施行日以後に退職年金を受ける権利を有することとなつた者について適用する。

（通算退職年金等に関する経過措置）

第五条 改正後の法第八十二條第三項から第五項まで及び第九十八條第二項（これらの規定を改正後の法第二百二條において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後の退職に係る通算退職年金及び通算遺族年金の額の算定について適用し、施行日前の退職に係る通算退職年金及び通算遺族年金の額の算定については、なお従前の例による。

2 施行日前に給付事由が生じた廃疾年金を受ける権利の基礎となつた組合員期間又は団体共済組合員期間は、改正後の法第八十二條第三項又は改正後の法第二百二條において準用する同項の規定する組合員期間又は団体共済組合員期間に該当しないものとする。

3 通算退職年金又は通算遺族年金の額を算定する場合における第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「改正前の法」という。）第八十三條第三項改正前の法第二百二條において準用する場合を含む。）の規定による退職一時金の支給を受けた者、施行日以後において廃疾年金を受ける権利を有する者となつたこ

とにより附則第七條第二項の規定によりその例によることとされる改正前の法第八十四條（改正前の法第二百二條において準用する場合を含む。）の規定による返還一時金の支給を受けた者又は改正前の法第八十五條（改正前の法第二百二條において準用する場合を含む。）の規定（同項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による返還一時金の支給を受けた者に係るこれらの一時金の基礎となつた組合員期間又は団体共済組合員期間については、なお従前の例による。

（退職一時金等に関する経過措置）

第六條 改正後の法第八十三條第一項（改正後の法第二百二條において準用する場合を含む。）の規定による退職一時金及び改正後の法附則第十八條の七第一項の規定による一時金は、施行日前の退職に係る退職一時金の基礎となつた組合員期間又は団体共済組合員期間については、支給しない。

（退職一時金等に関する経過措置）

第七條 施行日前に給付事由が生じた一時金である長期給付については、なお従前の例による。

2 施行日前に給付事由が生じた改正前の法第八十三條第二項（改正前の法第二百二條において準用する場合を含む。）第四項において同じ。）の規定による退職一時金の支給を受けた者が、施行日以降に退職年金若しくは障害年金を受ける権利を有する者となつたとき又は施行日以降に六十歳に達したとき若しくは施行日以降に六十歳に達し、その後退職したときにおいて、改正前の法の規定が適用されたとしたならば改正前の法第八十四條第一項又は第八十五條第一項（これらの規定を改正前の法第二百二條において準用する場合を含む。）の規定により支給されることとなる返還一時金については、なお従前の例による。

3 施行日前に給付事由が生じた障害年金を受け権利を有する者が施行日以降にその支給を受けなくなり、又は死亡したときにおいて、改正

前の法の規定が適用されたとしたならば改正前の法第八十八條第四項（改正前の法第二百二條において準用する場合を含む。）の規定により支給されることとなる差額に相当する金額については、なお従前の例による。

4 施行日前に給付事由が生じた改正前の法第八十三條第二項の規定による退職一時金の支給を受けた者が施行日以降に死亡したときにおいて、改正前の法の規定が適用されたとしたならば改正前の法第九十九條第一項（改正前の法第二百二條において準用する場合を含む。）の規定により支給されることとなる死亡一時金については、なお従前の例による。

（遺族年金に係る加算に関する経過措置）

第八條 改正後の法第九十三條の五第一項（改正後の法第二百二條において準用する場合を含む。）の規定は、昭和五十四年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

（掛金の標準となる給料に関する経過措置）

第九條 改正後の法第一百四十三條第三項及び第二百四十四條第四項の規定は、昭和五十四年四月分以後の掛金の標準となる給料について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる給料については、なお従前の例による。

（公社職員又は公庫等職員となるため退職した者等に関する経過措置）

第十條 別段の定めがあるものを除き、改正後の法第一百四十四條の規定は、施行日以降に改正後の法第一百四十四條第一項に規定する公社職員又は公庫等職員となるため退職した者について適用し、施行日前に改正前の法第一百四十四條第一項若しくは第三條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「改正前の施行法」という。）第二百二十五條第二項、第二百二十七條第二項若しくは第二百二十八條第一項に規定する復帰希望職員（これらの復帰希望職員とみなされる者を含む。以下この条において「復帰希望職員」という。）又は改正前の法

第一百四十四條の二第二項に規定する復帰希望者に該当した者については、なお従前の例による。

2 施行日において現に復帰希望職員に該当する者が施行日から六月以内に復帰希望職員でなくなることを希望する旨を組合に申し出た場合には、その者は、その申出をした日に前項の規定によりその例によることとされる改正前の法第一百四十四條第五項（前項の規定によりその例によることとされる改正前の施行法第二百五條第五項（これを準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。以下この項において単に「改正前の法第一百四十四條第五項」という。）に規定する引き続き公庫等職員として在職しなくなつたときに該当するものとみなし、その組合は、改正前の法第一百四十四條第五項の規定の例により、掛金及び負担金を返還する。

3 施行日において現に復帰希望職員に該当する者が施行日から起算して五年を経過する日までその間に引き続き再び組合員の資格を取得しなかつたときは、同日において前項の規定による申出があつたものとみなして、同項の規定を適用する。

（遺族の範囲の特例に関する経過措置）

第十一條 改正後の法附則第十四條の二の規定は、施行日以降に給付事由が生じた長期給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた長期給付については、なお従前の例による。

（長期給付に要する費用等の負担の特例に関する経過措置）

第十二條 改正後の法附則第三十三條の二及び附則第三十五條の三の規定は、長期給付に要する費用又は団体共済組合の給付に要する費用（以下この条において「長期給付に要する費用等」という。）で施行日以降に要するものについて適用し、長期給付に要する費用等で施行日前に要するものについては、なお従前の例による。

（特定事務従事地方公務員であつた期間の通算に関する経過措置）

第十三條 改正後の施行法第十條第三項に規定する特定事務従事地方公務員であつた期間を有する組合員で附則第一條第一項ただし書に定める日から昭和五十四年十二月三十一日までの間に退職したものに對する改正後の施行法第十條第三項の規定の適用については、同項中「退職一時金」とあるのは、「退職一時金」とする。

（長期在職者の老齢者加算等に関する経過措置）

第十四條 改正後の施行法第十一條第十項及び第十一項、第二十七條第七項、第三十八條第三項及び第四項、第六十八條第三項及び第四項、第七十六條第三項、第九十條第二項及び第六項、第九十七條第三項、第九十條第三項の第三項及び第四項、第一百四十三條の十第三項並びに第一百四十三條の十三第三項の規定は、昭和五十四年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

2 改正後の施行法第五十七條第五項から第七項まで及び第九十條第七項の規定は、昭和五十四年九月三十日以前に給付事由が生じた給付についても、同年十月分以後適用する。

（退職年金等の最低保障の特例に関する経過措置）

第十五條 改正後の施行法第十四條の二、第二十九條の二、第一百四十三條の四の二及び第一百四十三條の十の二の規定は、施行日前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十五年一月分以後適用する。

第十六條 昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間に給付事由が生じた地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「施行法」という。）の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下この条において同じ。）で次の各号に掲げるものについては、その額（遺族年金については、その額につき法第九十三條の五（法又は施行法において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用がある場合には、その額から法第九十三

条の五の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額が、それぞれ、当該各号に定める額に満たないときは、同年四月分から同年十二月分までのこれらの年金の額は、当該各号に定める額とする。

一 法の規定による退職年金のうち次のイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに定める額

イ 六十歳以上の者で法の規定による退職年金の額の計算の基礎となつた組合員期間（団体共済組合員期間を含む。以下この条において同じ。）のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が当該退職年金を受ける最短年金年限（以下この条において「退職年金の最短年金年限」という。）に達しているものに係る年金 六十四万七千円

ロ 六十歳以上の者で実在職の期間が九年以上ものものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 四十八万五千三百円

ハ 六十歳以上の者で実在職の期間が九年未満のものに係る年金 三十二万三千五百円

ニ 法の規定による廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに定める額

イ 六十歳以上の者で法の規定による廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 六十四万七千円

ロ 六十歳以上の者で実在職の期間が九年以上ものものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 六十四万七千円

ものに係る年金 四十八万五千三百円
ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十二万三千五百円

三 法の規定による遺族年金（法第九十七条の二（法第二百二条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける遺族年金を除く。以下この条において同じ。） 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに定める額

イ 六十歳以上の者又は遺族（法第二百二条第一項第三号（法第二百二条において準用する場合を含む。）に規定する遺族をいう。以下同じ。）である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短年金年限に達しているもの 三十七万四千五百円

ロ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。） 二十八万九千円

ハ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年未満のもの 十八万七千三百円

ニ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの 三十二万三千五百円

ホ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（ニに掲げる年金を除く。）及び六十歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの 二十四万二千七百円

ヘ イからホまでに掲げる年金以外の年金 十六万八千八百円
前項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を

受ける者が妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合に、同項第三号の規定により算定した額に、当該各号に定める額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員（団体共済組合員を含む。以下この項において同じ。）又は組合員であつた者の死亡について、恩給法（大正十二年法律第四十八号）による扶助料、地方公務員の退職年金に関する条例による遺族年金その他の年金である給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

一 遺族である子一人を有する場合 四万八千円

二 遺族である子二人以上を有する場合 七万二千円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 三万六千円

3 法の規定による遺族年金で昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間に給付事由が生じたものを受ける者が同年四月一日以後に六十歳に達したとき（遺族である子を有する妻が同日以後に六十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、第一項第三号の規定に準じてその額を改定する。

4 第一項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者であつて、六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しないものが昭和五十四年四月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第二項の規定に準じてその額を改定する。

5 法の規定による退職年金又は廃疾年金で昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間に給付事由が生じたものを受ける者が同年四月一日以後に六十歳に達した場合において、これらの年金の額が第一項第一号又は第二号に定める額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの年金の額を同項第一号又は第二号に定める額に改定する。

6 昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間に給付事由が生じた法の規定による遺族年金の額（その額につき法第九十三条の五又は第二項若しくは第四項の規定の適用がある場合には、これらの規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）が、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に定める額に満たないときは、第一項及び第三項の規定にかかわらず、同年六月分から同年十二月分までの遺族年金の額は、当該各号に定める額とする。

一 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（次号及び第三号において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短年金年限に達しているもの 四十二万

円
二 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（前号に掲げる年金を除く。） 三十一万五千円

三 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年未満のもの 二十一万円

7 前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻である場合には、次の各号のいずれに該当するかに応じ、同項の規定により算定した額に当該各号に定める額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。この場合においては、第二項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子一人を有する場合 六万円

二 遺族である子二人以上を有する場合 八万四千円
三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 四万八千円
8 法の規定による遺族年金で昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間に給付事由が生じたものを受ける者が同年六月一日以後に六十歳に達したとき（遺族である子を有する妻

が同日以後に六十歳に達したときを除く。は、その達した日の属する月の翌月分以後、第六項の規定に準じてその額を改定する。

9 第一項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者であつて、六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しないものが昭和五十四年六月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第七項の規定に準じてその額を改定する。

10 昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間に給付事由が生じた法の規定による遺族年金（第一項第三号ニからハまでに掲げる年金に限る。）の額が、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に定める額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、同年十月分から同年十二月分までの遺族年金の額は、当該各号に定める額とする。

一 法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（次号及び第三号において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短期間年限に達しているもの 四十二万円

二 実在職の期間が九年以上のもの（前号に掲げる年金を除く。） 三十一万五千円

三 実在職の期間が九年未満のもの 二十一万円

11 前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻である場合において、その者が昭和五十四年十月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第七項の規定に準じてその額を改定する。

12 第一項、第三項、第六項又は第八項の場合において、第一項第三号に掲げる年金を受ける者又は第三項、第六項若しくは第八項の規定の適用を受ける年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。

13 昭和五十四年三月一日前に給付事由が生じた法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金の額の改定については、政令で、前各項の規定に準ずる措置を講ずるものとする。

14 前項の規定による年金の額の改定により増加する費用の負担については、昭和四十二年以後に改定等に関する法律第二項及び同法第十五条第二項において準用する同法第十四条第三項の規定の例による。

（公務員等による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置）
第十七条 改正後の施行法第四十一条及び別表第二の規定は、昭和五十四年三月三十一日以前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、同年四月分以後適用する。

2 昭和五十四年四月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金又は廃疾年金について改正後の施行法第四十一条又は別表第二の規定を適用する場合には、同条中「九十九万円」とあるのは「八十八万四千円」と、「九十一万八千円」とあるのは「八十三万六千円」と、同表中「二、九二五、〇〇〇円」とあるのは「二、八二五、〇〇〇円」と、「一、八六〇、〇〇〇円」と、「一、三三五、〇〇〇円」とあるのは「一、二五五、〇〇〇円」と、同表の備考二中「十八万円」とあるのは「十五万円」とする。

（退職後に増加退職料を受けなくなつた者の特例等に関する経過措置）
第十八条 改正後の施行法第五十条及び第五十三条（これらの規定を改正後の施行法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に増加退職料（施行法第二条第一項第十二号に規定する増加退職料をいい、同項第四十二号に規定する増加恩給を含む。以下この条において同じ。）又は共済法の廃疾年金（同項第十六号に規定する共済法の廃疾年金をいう。以下この条において同じ。）を受ける権利を有しない者となつたときについて適用し、施行日以前に増加退職料又は共済法の廃疾年金を受ける権利を有しない者となつたときについては、（施行日以前の団体職員であつた期間等の取扱いは、なお従前の例による。）

（施行日以前の団体職員であつた期間等の取扱いは、なお従前の例による。）
第十九条 改正後の施行法第四十三条第一項第五号に規定する団体共済更新組合員（当該団体共済更新組合員であつた者が再び団体共済組合員となつたものを含む。）が施行日以前に退職し、又は死亡した場合において、その者又はその遺族につき改正後の施行法第四十三条の二第二項第二号ロ、ニ及びホの規定並びに第四百四十三条の三、第四百四十三条の十及び第四百四十三条の十三（改正後の施行法第四百四十三条の二第二項第二号ロ、ニ及びホに係る部分に限る。）の規定を適用するとしなければ退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金の額が増加することとなるときは、昭和五十五年一月分以後、その者又はその遺族のこれらの年金の額を、改正後の法及び改正後の施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

（普通恩給等の受給権を有する更新組合員等のうち代用教員期間等を有する者に関する経過措置）
第二十條 昭和五十四年十月一日において現に普通恩給、退職料、扶助料又は退職年金条例の遺族年金（以下この条において「普通恩給等」という。）を受ける権利を有し、かつ、改正前の施行法第七條第一項第三号の期間又は改正前の施行法第十條第一項第一号の期間で恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第五十四号）を改正する法律（昭和五十四年法律第五十四号）第二條の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十五号）以下この条において「改正後の法律第五十五号」という。）に附則第四十四條の三の規定又はこれに相当する退職年金条例の規定の適用によりその全部又は一部がこれらの期間に該当しないこととなるものを有する改正後の施行法第二條第一項第十号に規定する更新組合員（改正後の

施行法第五十五條第一項第一号に掲げる者を含む。以下この条において「更新組合員等」という。）若しくは更新組合員等であつた者又はこれらの者の遺族のうち、昭和五十四年九月三十日において改正前の施行法第七條第一項第三号又は第十條第一項第一号（これらの規定を改正前の施行法第五十五條第一項において準用する場合を含む。）の規定による退職年金又はこれに係る減額退職年金若しくは遺族年金を受ける権利を有する者が政令で定めるものその他政令で定める者（以下この条において「代用教員期間等を有する者」という。）に係る普通恩給等及び長期給付については、代用教員期間等を有する者が別段の申出をしないときは、改正後の法律第五十五號附則第四十四條の三の規定、これに相当する退職年金条例の規定及び改正後の施行法の規定にかかわらず、同年十月一日以後も改正前のこれらの規定の例によるものとする。

2 代用教員期間等を有する者が前項に規定する別段の申出をしなかつたときは、当該代用教員期間等を有する者は、改正後の法律第五十五號附則第四十四條の三の規定又はこれに相当する退職年金条例の規定の適用により増額された支給された普通恩給等の額のうち当該増額された部分に相当する額を、政令で定めるところにより、これを支給した国、地方公共団体又は市町村職員共済組合に返還しなければならぬ。

（政令への委任）
第二十一條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

（通算年金通則法の一部改正）
第二十二條 通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一號）の一部を次のように改正する。

附則第八條第一項中「第七條第一項及び第二項の規定により地方公務員等共済組合法の規定による退職一時金の基礎となるべき組合員期間に算入されたもの」を「第七條第二項各号に掲げ

るもの」に改定する。

施行法第五十五條第一項第一号に掲げる者を含む。以下この条において「更新組合員等」という。）若しくは更新組合員等であつた者又はこれらの者の遺族のうち、昭和五十四年九月三十日において改正前の施行法第七條第一項第三号又は第十條第一項第一号（これらの規定を改正前の施行法第五十五條第一項において準用する場合を含む。）の規定による退職年金又はこれに係る減額退職年金若しくは遺族年金を受ける権利を有する者が政令で定めるものその他政令で定める者（以下この条において「代用教員期間等を有する者」という。）に係る普通恩給等及び長期給付については、代用教員期間等を有する者が別段の申出をしないときは、改正後の法律第五十五號附則第四十四條の三の規定、これに相当する退職年金条例の規定及び改正後の施行法の規定にかかわらず、同年十月一日以後も改正前のこれらの規定の例によるものとする。

る期間に該当するもの」に改め、同条第二項中「第七条第一項及び第二項の規定により地方公務員等共済組合法の規定による退職一時金の基礎となるべき組合員期間に算入されたもの」を「第六十四条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により同法第七条第二項第三号又は第四号の期間に該当するものであつたものとみなされたものに該当するもの」に改める。

附則第九条中「第七条第一項及び第二項の規定により地方公務員等共済組合法の規定による退職一時金の基礎となるべき組合員期間に算入された期間」を「第七条第二項各号に掲げる期間に該当する期間及び同法第六十四条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により同法第七条第二項第三号又は第四号の期間に該当するものであつたものとみなされたものに該当する期間」に改める。

附則第十条及び第十一条中「第四百三十三条の二第一項から第三項までの規定により地方公務員等共済組合法第二百二条において準用する同法第八十三条の規定による退職一時金の基礎となるべき地方団体関係団体職員共済組合の組合員期間に算入された」を「第四百三十三条の二第一項第一号又は第二号イ若しくはロに掲げる期間（同条第二項の規定により同号イの期間とみなされた期間を含む。）に該当する」に改める。

（通算年金通則法の一部改正に伴う経過措置）
第二十三条 前条の規定による改正後の通算年金通則法附則第八条から第十一条までの規定は、施行日以後に退職した地方公務員共済組合又は地方団体関係団体職員共済組合の組合員であつた者に係る通算対象期間について適用し、施行日前に退職したこれらの者に係る通算対象期間については、なお従前の例による。

（昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十四条 昭和四十二年以後における地方公

務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「改正後の法第四百四十条第一項に規定する復帰希望職員」を「第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「改正前の法」という。）第四百四十条第一項に規定する復帰希望職員」に、「改正後の法第四百四十条第一項」を「改正前の法第四百四十条第一項」に、「改正後の法第四百四十条第四項において準用する改正後の法」を「改正前の法第四百四十条第四項において準用する改正前の法」に改め、同条第二項中「改正後の法第四百四十条第一項」を「改正前の法第四百四十条第一項」に改める。

第二十五条 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項中「改正後の法第四百四十条第一項」を「改正前の法第四百四十条第一項」に、「改正後の法第四百四十条第四項において準用する改正後の法」を「改正前の法第四百四十条第四項において準用する改正前の法」に改め、同条第二項中「改正後の法第四百四十条第一項」を「改正前の法第四百四十条第一項」に改める。